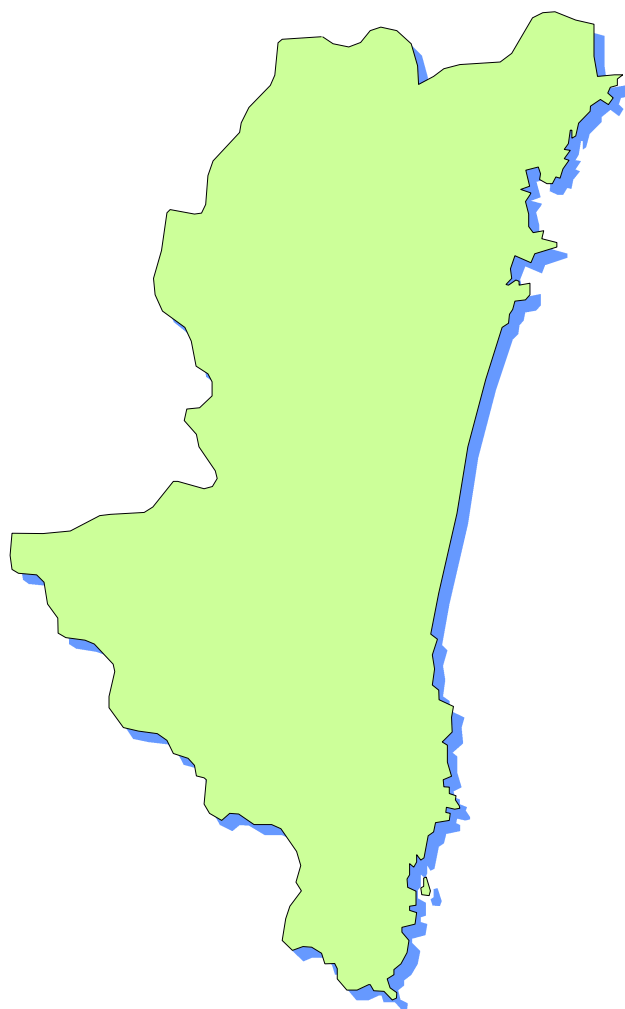




宮崎県教育振興基本計画

(令和元年策定)

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり



宮崎県・宮崎県教育委員会

目 次

宮崎県教育基本方針	1
第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨	4
第2節 計画の性格	5
第3節 計画の期間	5
<計画の全体像及び施策の体系>	7
第2章 現状と課題	11
第1節 社会情勢の変化	12
1 人口減少社会	12
2 グローバル化の進展	12
3 技術革新の進展	13
4 子どもの生活	13
5 人生100年時代	14
6 大規模災害への備え	15
7 国の教育政策の動向	15
第2節 本県教育の現状と課題	17
1 幼児期の教育	17
2 学校教育	17
① 学力	
② キャリア意識	
③ 生徒指導上の課題	
④ 道徳心や規範意識	
⑤ 体力・運動能力	
⑥ 国際理解と国際交流	
⑦ 教育の情報化	
⑧ 特別支援教育	
⑨ 教職員の資質と働き方	
⑩ 家庭や地域との連携	
3 生涯学習と家庭・地域の教育	24
① 生涯学習	
② 家庭の教育力	
③ 地域の教育力	
4 文化芸術・スポーツ活動	26
① 文化芸術活動	
② スポーツ活動	
第3章 計画の基本理念	27
第1節 スローガン	28
第2節 計画推進の基本姿勢	28
第3節 基本目標	30

第4章 施策の展開	35
第1節 施策と取組	36
施策1 生涯学習の推進	38
施策2 地域と学校の連携・協働の推進	41
施策3 読書県づくりの推進	45
施策4 幼児期の教育の充実	48
施策5 確かな学力を育む教育の推進	51
施策6 人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進	54
施策7 特別支援教育の推進	57
施策8 郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進	60
施策9 キャリア教育・職業教育の推進	63
施策10 社会の変化に対応した多様な人財*1を育む教育の推進	67
施策11 教職員の資質向上と学校業務の改善	70
施策12 安全・安心な教育環境の整備・充実	74
施策13 魅力ある多様な教育の振興・支援	78
施策14 文化の振興	84
施策15 スポーツの推進	88
第2節 重点的に推進する取組	94
重点取組1 いのちを大切にす教育の推進	94
重点取組2 地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実	96
重点取組3 学校における働き方改革の推進	98
第5章 計画の推進	101
第1節 推進体制	102
1 実効性の確保と点検・評価	102
2 県民との協働	102
3 市町村等との連携	102
第2節 推進指標	103
資料	
1 策定の経緯	107
2 宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員名簿	108
3 用語の説明	109

*1 宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」では、人材は県づくりの原動力であり、未来を築いていくための貴重な財産であるとの考え方から、「人材」を「人財」と表記している。このため、県総合計画からの引用や表記の整合を図るべき場合には「人財」と表記している。なお、本計画では、「人財」の表記がなじまないケースもあることから、上記の場合を除き「人材」と表記している。

宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、あらゆる教育の場を通じ、
「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を育む教育を推進します。
さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、夢や希望を抱き生涯にわたって自己実現を図れる、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

宮崎県教育基本方針*1 は、本県教育の推進を図るため、教育関係者に県教育委員会の基本方針を示し、広く県民の理解と協力を得ることを目的として、昭和52年（1977年）に制定したものです。

その後、社会情勢の変化や国の動向、本県教育施策の推進状況などを踏まえ、7度の改正を行ってきましたが、制定当初から掲げる「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、「心身ともに調和のとれた人間の育成」を目指すという、この方針の根幹部分は変えることなく、不易の方針として、長く受け継いできました。

また、この方針の具現化を図るため、県は、平成23年（2011年）に「第二次宮崎県教育振興基本計画」を策定*2 しており、計画の中に掲げてきた「目指す県民像」*3 は、この方針を踏まえて、計画策定時の本県教育の課題や県民との意見交換等を参考に設定したものです。

今回、新しい県教育振興基本計画を策定するにあたり、計画の中に、この方針を明確に位置付け、計画の冒頭に示すこととしましたが、この方針には、目指す人間像（県民像）が含まれていることから、内容の重複を避けるため、これまで計画中に設定していた「目指す県民像」を整理し、その内容を、この方針の中に取り込むこととしました。その上で、近年の社会情勢の変化や国、県の動向等を踏まえ、上記のとおり「宮崎県教育基本方針」を一部改正することとしました。

*1 昭和46年度以前は「宮崎県教育基本方針」を示していたが、昭和47～51年度は「宮崎県教育重点施策」として、その前文に、それまでの方針にあたる内容を示していた。その後、昭和52年3月に、改めて「宮崎県教育基本方針」を制定した。

*2 「第二次宮崎県教育振興基本計画」は、それまで「宮崎県教育振興基本計画」として位置付けていた「宮崎の教育創造プラン」「宮崎県スポーツ振興基本計画」「宮崎県生涯学習振興ビジョン」「宮崎の就学前教育すくすくプラン」の4計画を統合して、平成23年7月に策定した。その後、平成27年7月に改定を行った。

*3 「第二次宮崎県教育振興基本計画」において設定した「目指す県民像」は、次の3つ。

- 夢や希望を抱き、生涯にわたって自己実現を目指す人
- ふるさとを愛し、地域や社会の発展に主体的に参画する人
- グローバルな視野をもって活動する人

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の性格

第3節 計画の期間

< 計画の全体像及び施策の体系 >

第1節 計画策定の趣旨

本県は、平成18年改正の教育基本法に基づき、既存の4つの基本計画*1を、平成21年に「宮崎県教育振興基本計画」と位置付け、宮崎県教育基本方針の具現化を目指して、各計画に示した施策の推進を図ってきました。

その後、4つの基本計画を統合し、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「第二次宮崎県教育振興基本計画」（以下「二次計画」という。）を、平成23年に策定しました。さらに、4年後の平成27年には、その間の社会情勢の変化や県総合計画の改定等を踏まえて、二次計画の改定を行い、本県教育の振興を図るための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、二次計画の推進にあたっては、施策推進のための管理指標を定め、毎年、各施策の進捗状況等の「点検・評価」*2を行って、取組の工夫・改善に努め、平成28年度（平成27年度実績）からは、「点検・評価」の方法・内容を大幅に見直して、客観的な根拠を重視した施策推進の充実にも取り組んできました。

この結果、地域課題解決に参画する意識・態度の育成やキャリア教育・職業教育の推進、学校における安全・安心の確保と防災教育等の推進、家庭や地域の教育力の向上、文化の振興などの各分野では一定の成果が現れてきました。その一方、確かな学力の育成や開かれた学校づくり、スポーツの振興などの分野では課題も見られ、更なる取組の充実が求められています。

現在、本県は、全国平均より早いスピードで高齢化や人口減少が進行しており、若年層における人口減少は、より一層厳しい状況にあります。また、近い将来、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）*3の到来が予想される中、グローバル化*4や技術革新の進展などに伴う現代社会の変化は急激で、将来を予測することが困難な時代でもあります。さらに、子どもたちを取り巻く環境は、近年大きく変化しており、これに伴う課題も数多く出てきています。

このような状況から、これからの社会や経済を担い、産業や地域の暮らしを支える人材の不足が深刻に懸念されており、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」の推進が強く求められています。社会の変化に伴って必要となる資質・能力の育成をどのように行うのか、長い人生をより豊かに生きるため、生涯にわたる学びや文化・スポーツ活動はどうあるべきか、そして、未来を担う子どもたちへの教育はどうあるべきかなど、「教育」への期待とその重要性が、より一層高まっています。

さらに、本県においては、来年の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭や7年後の第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催などに向けた各種の

*1 学校教育、スポーツ、生涯学習、就学前教育の4分野を主な対象とする次の4つの基本計画。

- 宮崎の教育創造プラン（平成15年策定）
- 宮崎県スポーツ振興基本計画（平成15年策定）
- 宮崎県生涯学習振興ビジョン（平成20年策定）
- 宮崎の就学前教育すくすくプラン（平成18年策定）

*2 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、各教育委員会は、「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い」報告書を作成し、公表することとされている。

*3 ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会を指し、第5期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。そこで実現される社会は、I o T（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されて新たな価値が生み出され、人工知能（AI）やロボットなどの技術により、少子高齢化や地方の過疎、貧富の格差など、様々な課題や困難が克服されるとされている。

*4 政治、経済、文化、スポーツ、環境・エネルギー等、様々な分野での活動や課題解決の取組が地球的規模で行われるようになること。

取組の充実も求められています。

こうした中、国は、平成30年6月、新たに「第3期教育振興基本計画」*5を策定し、県においても、令和元年以降の県政を見据え、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」の改定を行いました。

このようなことから、「第二次宮崎県教育振興基本計画」の終期（平成32年度）を繰り上げ、新たに「宮崎県教育振興基本計画（令和元年）」を策定することにしたところです。

なお、本計画の策定にあたっては、児童生徒や保護者、地域住民等を対象とした「みやざきの教育に関する調査」を実施して、現状の把握に努めるとともに、様々な分野の有識者等で構成する宮崎県教育振興基本計画策定懇話会の開催、市町村教育委員会や高校生、学校関係者、社会教育関係者等との意見交換を行い、パブリックコメントを実施して、広く県民の声を集め、その期待に応えられるように努めました。

第2節 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

また、宮崎県総合計画「長期ビジョン」において示された「分野別施策」の3分野「人づくり」「くらしづくり」「産業づくり」のうち、「人づくり」に係る部門別計画として位置付けます。

第3節 計画の期間

これまでの計画では、期間を10年間としていましたが、社会の変化が急速で激しい中、10年後の将来を見通して、実効性のある効果的な長期計画を立てることは難しい状況にあります。また、国の教育振興基本計画は期間を5年間としており、県総合計画は4年ごとに改定しています。

これらを踏まえ、上記の国及び県の計画との連動をより重視していく観点から、本計画の期間を4年間に変更することとします。

本計画の期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

*5 国の第3期教育振興基本計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画。2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項や基本的な方針等を示すとともに、今後5年間の教育政策の目標と施策群を示している。

参 考

■ 教育基本法（平成18年12月施行）における教育振興基本計画に関する規定

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■ 宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」

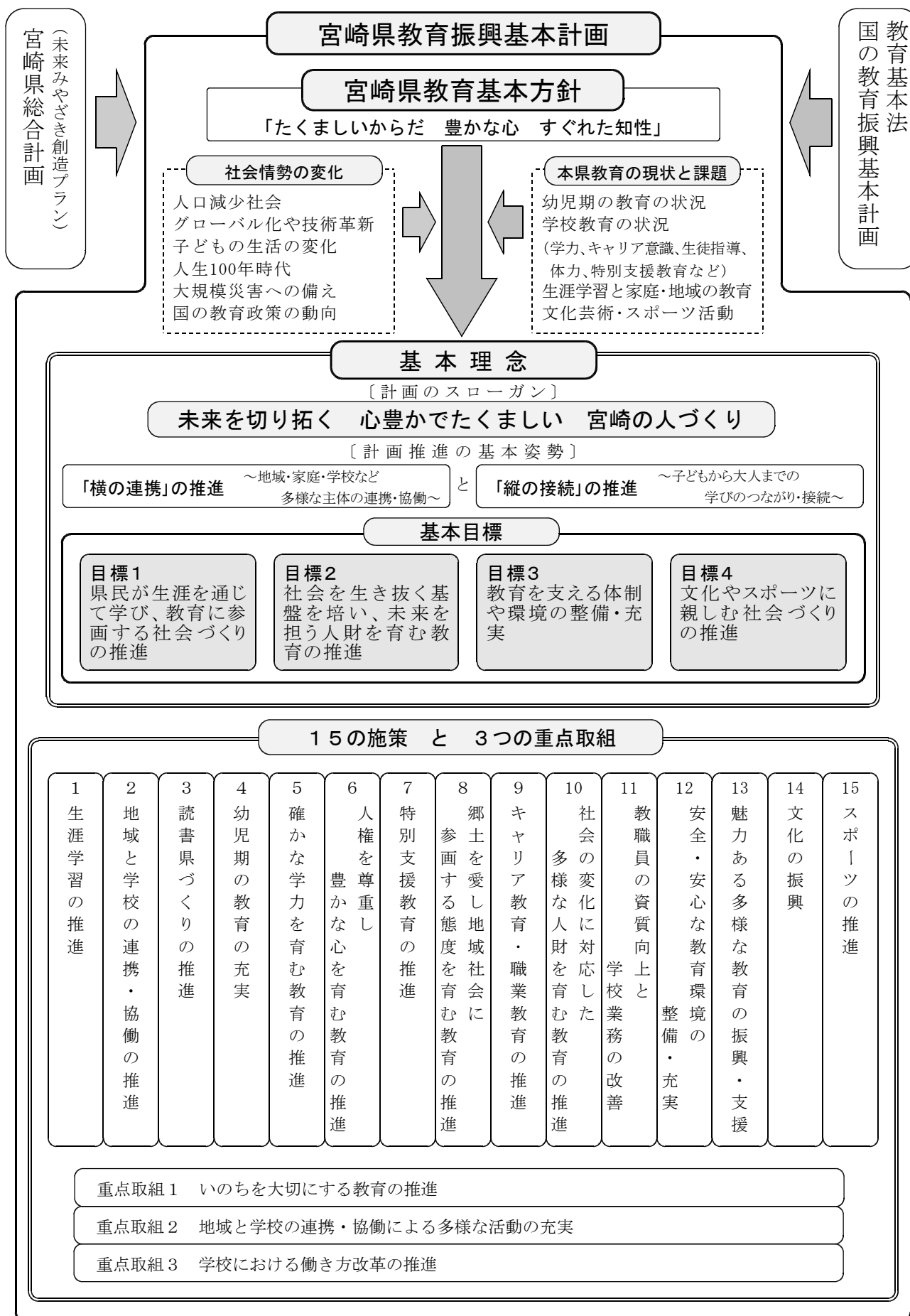
現在の宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」は、県政運営の指針として平成23年に策定され、「長期ビジョン」と「アクションプラン」で構成されています。

「長期ビジョン」では、令和12年（2030年）に本県が目指す将来像を描くとともに、長期的視点から重要課題に対応するための「長期戦略」や各施策の基本的方向性を明らかにする「分野別施策」を示しています。

「アクションプラン」では、長期ビジョンで示した基本目標「未来を築く新しい『ゆたかさ』への挑戦」や長期戦略等を踏まえ、令和元年度から令和4年度までの4年間に優先的に取り組む施策の内容や数値目標を示しています。

なお、長期ビジョンにおける「分野別施策」では、「人づくり」「くらしづくり」「産業づくり」の3つの分野ごとに、将来像や県が推進する施策の方向性を体系化して示しています。

< 計画の全体像 >



＜ 施 策 の 体 系 ＞

基本目標

※30～33ページに掲載

目標 1	県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進
目標 2	社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進
目標 3	教育を支える体制や環境の整備・充実
目標 4	文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

施 策

※36～93ページに掲載

[施 策]

[項 目]

1	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習推進体制の充実 ②社会教育の充実 ③家庭教育の充実
2	地域と学校の連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①学校を核とした地域づくりの推進 ②地域とともにある学校づくりの推進 ③教育に関する県民意識の醸成
3	読書県づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①学校における読書活動の推進 ②家庭・地域における読書活動の推進 ③読書県づくりの推進体制の充実
4	幼児期の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①教育・保育内容の充実・支援 ②子育て支援体制の充実 ③小学校教育との円滑な接続の推進
5	確かな学力を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①小・中学校の学力向上 ②高等学校の学力向上 ③教員の授業改善
6	人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①人権教育の推進 ②道徳教育の推進 ③体験活動の充実 ④文化芸術活動の充実
7	特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①多様なニーズに対応した支援体制の充実 ②特別支援教育に関する専門性向上 ③自立支援・就労支援の充実
8	郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①学校における「ふるさと学習」の充実 ②地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進 ③地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

- 9 キャリア教育・職業教育の推進
 - ①縦の連携を重視したキャリア教育の推進
 - ②地域と連携したキャリア教育の推進
 - ③産業や医療・福祉を担う人材の育成
 - ④高校生の就職支援の充実

- 10 社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進
 - ①グローバル化に対応した教育の推進
 - ②科学技術教育の推進
 - ③教育の情報化の推進
 - ④環境教育の推進

- 11 教職員の資質向上と学校業務の改善
 - ①優れた人材の確保
 - ②専門性や社会性の向上のための研修の充実
 - ③学校の機能を高めるための学校業務の改善

- 12 安全・安心な教育環境の整備・充実
 - ①学校安全体制の整備
 - ②安全・安心な学校施設の整備
 - ③実践的な防災教育等の推進
 - ④いじめ及び不登校・高等学校等中途退学の防止

- 13 魅力ある多様な教育の振興・支援
 - ①公立小・中学校の教育環境の充実
 - ②県立学校の教育環境の充実
 - ③学校種間の連携・接続の推進
 - ④修学支援の充実
 - ⑤私立学校の振興
 - ⑥高等教育環境の充実

- 14 文化の振興
 - ①県民だれもが文化に親しむ機会の充実
 - ②文化活動を支え育む環境の整備
 - ③文化資源の保存・継承
 - ④特色ある文化資源の活用
 - ⑤全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上

- 15 スポーツの推進
 - ①スポーツ参画人口の拡大
 - ②アスリートの育成
 - ③学校体育の推進
 - ④障がい者スポーツの推進
 - ⑤スポーツによる地域活性化

重点取組

※94～99ページに掲載

- 1 いのちを大切にす教育の推進
- 2 地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実
- 3 学校における働き方改革の推進

重点取組は、今回の計画で新たに設けるものです。様々な施策と関連し、横断的に取り組むべきもののうち、特に今後の4年間で重点的に推進する必要があるものを「重点取組」と位置付け、各施策の内容から関連するものを取り出し再構成して、1つのパッケージとして示します。

第2章

現状と課題

第1節 社会情勢の変化

- 1 人口減少社会
- 2 グローバル化の進展
- 3 技術革新の進展
- 4 子どもの生活
- 5 人生100年時代
- 6 大規模災害への備え
- 7 国の教育政策の動向

第2節 本県教育の現状と課題

- 1 幼児期の教育
- 2 学校教育
 - ① 学力
 - ② キャリア意識
 - ③ 生徒指導上の課題
 - ④ 道徳心や規範意識
 - ⑤ 体力・運動能力
 - ⑥ 国際理解と国際交流
 - ⑦ 教育の情報化
 - ⑧ 特別支援教育
 - ⑨ 教職員の資質と働き方
 - ⑩ 家庭や地域との連携
- 3 生涯学習と家庭・地域の教育
 - ① 生涯学習
 - ② 家庭の教育力
 - ③ 地域の教育力
- 4 文化芸術・スポーツ活動
 - ① 文化芸術活動
 - ② スポーツ活動

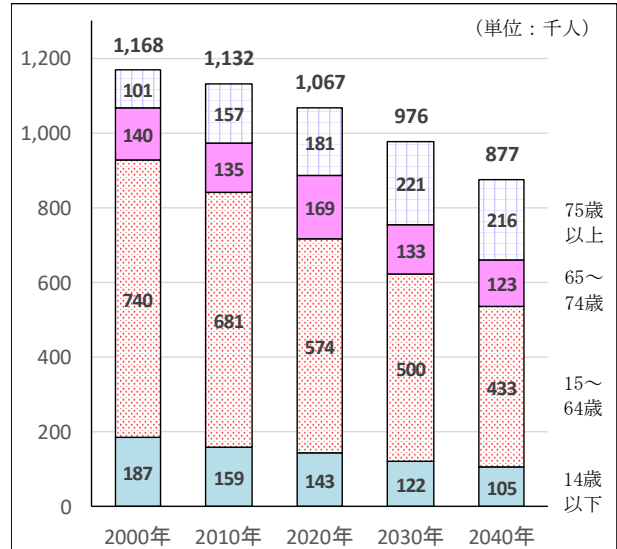
第1節 社会情勢の変化

1 人口減少社会

我が国は、本格的な少子高齢社会、人口減少時代を迎えており、総人口、小・中・高等学校の児童生徒数は、近年いずれも減少傾向にあります。そのような中、本県では、全国平均よりも早く高齢化や人口減少が進行しており、就学・就業期に当たる若年層人口の県外流出も大きな超過状態が続いています。

このため、将来における我が国、とりわけ本県の産業や暮らしを支える人材の不足が懸念されています。これからの社会や経済の活力を維持し、安心して暮らせる未来を築いていくため、郷土への思い、地域や社会に参画する意志と行動力を備えた人材づくりが一層求められています。

【宮崎県の人口推移】



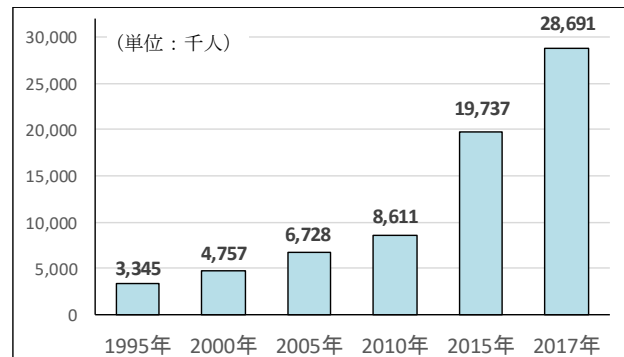
2010年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

2 グローバル化の進展

グローバル化が高度に進展した現在の社会では、人・モノ・情報・サービス等が国境を越えてつながり、世界の動きが直接的に地域社会へ影響を与えるようになってきました。特に地理的・経済的なつながりが強く、経済成長が続いている東アジア地域や東南アジア地域との関係は、本県の経済・社会においても、より一層深まると考えられます。

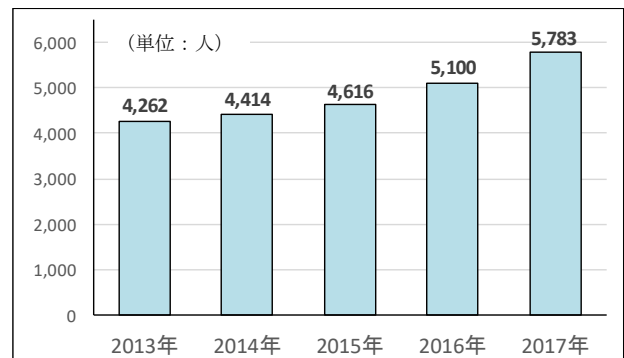
近年、アジア圏を中心に来日、来県する外国人や在留外国人の人数は急増しており、県産品の海外輸出など海外展開する本県企業も増加しています。また、貿易の自由化の進展は、第一次産業を中心に本県産業にも大きな影響を与えます。国際的競争にさらされる状況の中、グローバルな視野と行動力を持ち、我が国及び本県のこれからの産業や暮らしを支える人材づくりが一層求められています。

【訪日外客数】(全国)



日本の観光統計データ(日本政府観光局)

【在留外国人数】(宮崎県)



法務省発表資料

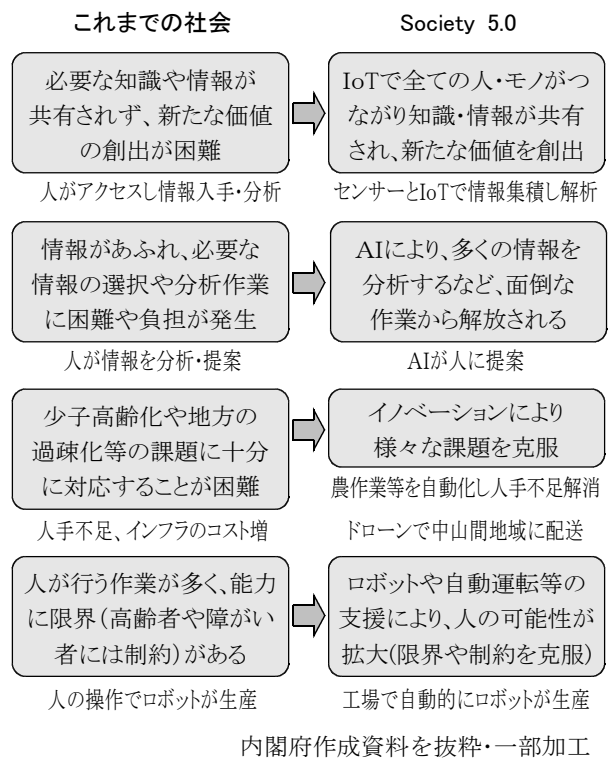
3 技術革新の進展

I o T*1 や A I*2 等の技術革新が一層進展し、産業構造や人々の働き方、生活様式の変化など、現在の社会を大きく変える超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。

この変化の激しい社会を生き抜いていくためには、一人一人が生涯にわたり、質の高い学びを重ねて成長し、新たな価値を生み出す力を身に付けることが必要です。その際、情報を取捨選択し読み取る力や進歩し続ける技術を使いこなす力など、基本的な情報活用能力を育成するとともに、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮する力を育成することが一層重要となっています。

そして、社会や産業の様々な分野において、イノベーション*3 をけん引する人材づくりが求められています。

【Society 5.0で実現する社会】

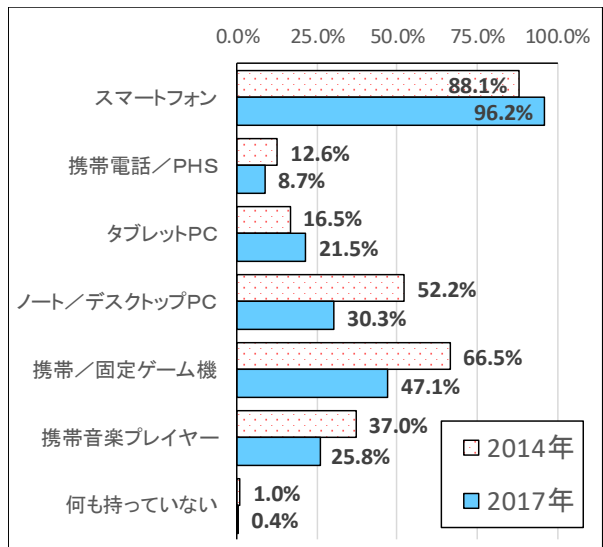


4 子どもの生活

子どもを取り巻く社会やその生活の状況を見ると、スマートフォンをはじめ様々なインターネット接続機器等の普及に伴い、I C T*4 の利用時間は増加傾向にあり、S N S*5 利用を通じた犯罪や対人関係トラブルなど、様々な問題が起こっています。その一方、生活体験の不足、自然体験や文化芸術体験の機会が十分ではないとの指摘もあります。

また、子どもの貧困など社会経済的な問題も大きな課題となっており、学力や進学率への影響等も懸念されています。さらに、朝食を欠食する児童生徒の割合が増加するなどの健康課題もあり、様々な課題が指摘されています。

【高校生が保有するインターネット接続機器】



平成29年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等

(総務省) / 調査対象: 全国の高校1年生相当約17,000人

*1 Internet of Things の略。あらゆるモノがインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、または、それを可能とする要素技術の総称。自動車や家電など身の回りのものがネットにつながるという考え方。

*2 人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。人工知能とも呼ぶ。

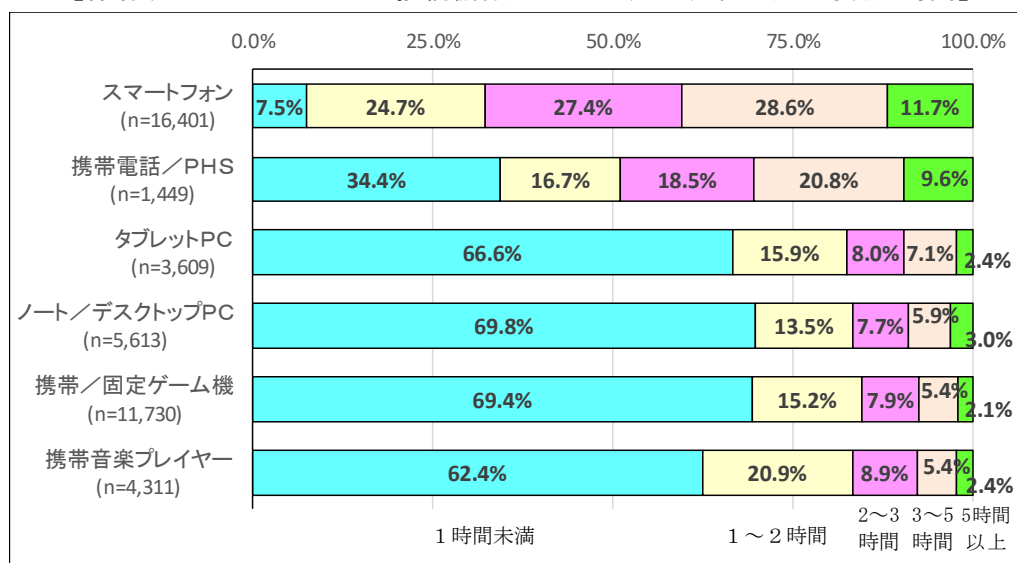
*3 新しい方法、仕組み、習慣などを導入して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらすこと。「新機軸」「革新」と訳される。近年は「技術革新」とほとんど同じ意味に用いられる。

*4 Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

*5 Social Network Service の略。人と人のつながりを支援するインターネット上のサービス。

これらを踏まえ、子どもたちの心身の健全な育成が、より一層重要になっており、教育を通じて子どもたち一人一人の可能性とチャンスの最大化を図る取組の充実が求められています。

【保有するインターネット接続機器別の1日(平日)あたり平均利用時間】



平成29年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等 (総務省)

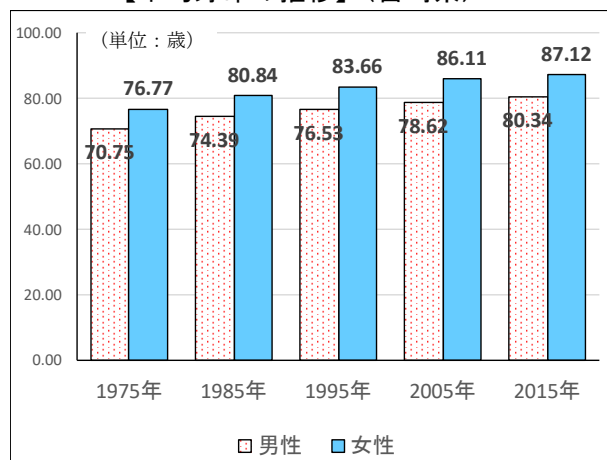
調査対象: 全国の高校1年生相当 約17,000人

5 人生100年時代

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命が伸張し、人生100年時代*6の到来が予想されています。また、今後、生涯に2つ以上の仕事を持つことや、ボランティア等、多様な形で地域や社会の課題解決のために活動することなどが、より一般的になると考えられます。

このような中では、人生をより豊かに生きるため、若年期だけでなく生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、これを働くことや社会的活動につなげていく必要性が一層高まっています。誰もが幾つになっても学び直し、様々な可能性に挑戦して活躍できる社会を目指し、生涯の様々なステージに応じた多様な学習機会の充実を図る必要があります。

【平均寿命の推移】(宮崎県)



平成27年度都道府県別生命表(厚生労働省)

【100歳以上高齢者数】

年	全 国		宮崎県	
	人数	10万人当たり	人数	10万人当たり(県順位)
2014	54,397	42.66	741	65.81 (7)
2018	69,785	55.08	911	83.65 (7)

百歳以上高齢者の状況(厚生労働省)

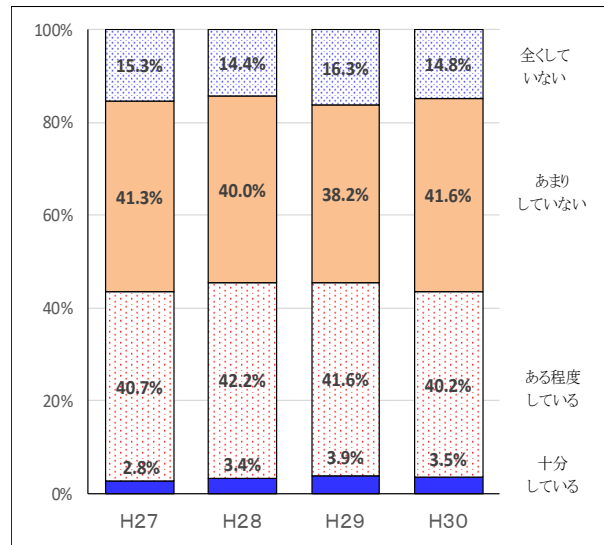
*6 長寿命化によって人生が100年という長い期間になるという考え方。

6 大規模災害への備え

我が国は、世界有数の災害発生地域です。近年も、東日本大震災*7 や熊本地震等の地震災害、西日本豪雨災害等の洪水・土砂災害、霧島山の火山噴火など、多くの災害が起こり、想定を超える被害の発生が続発しています。さらに今後、極めて深刻な被害が想定される南海トラフ地震*8 の発生も予想されています。

このため、一人一人が大規模災害の発生を常に意識して備えつつ、自助・共助・公助*9 の視点から地域と行政等の連携強化を図るとともに、学校施設の老朽化対策や耐震化等を進めて安全性を確保するなど、ソフト・ハード両面での防災・減災対策を一層推進する必要があります。

【災害に備えているか】（宮崎県）



県民意識調査（県総合政策部）

7 国の教育政策の動向

国は平成30年に第3期教育振興基本計画を策定し、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しました。また、幼稚園・保育所・認定こども園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等*10 を改訂し、幼稚園等では2018年度から、小学校等では2020年度以降、順次実施するとともに、大学入試改革をはじめとする高大接続改革*11 も進めることとしています。

さらに、国連サミットで示されたSDGs（持続可能な開発目標）を受け、国は、平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定して、持続可能で強靱な、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を推進しており、地方自治体にも取組の推進を奨励しています。

これらの国の教育政策の動向などを踏まえながら、本県の教育施策を推進していく必要があります。

*7 平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする巨大な海溝型地震「東北地方太平洋沖地震」により、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命を奪った未曾有の大災害。

*8 「南海トラフ」と呼ばれる静岡県沖の駿河湾から日向灘まで延びる海溝地形の区域において発生する地震。科学的に想定される最大クラスとしては、マグニチュード9クラスの巨大地震も想定されている。

*9 地域において、より安全・安心な暮らしをするためのキーワード。自分の安全は自分で守る「自助」、自分一人では対応できない状況の時に、地域住民同士で助け合う「共助」。自助や共助では対応できない時に、公的機関が支援する「公助」の意味。

*10 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は平成30年度から施行。小・中・高等学校学習指導要領は小学校が令和2年度から、中学校が令和3年度から全面实施。高等学校は令和4年度から年次進行で実施。特別支援学校学習指導要領は小・中・高等学校等に併せて実施される。

*11 高校教育と大学教育、それをつなぐ大学入試を一体的に変えていこうとする動き。大学入試改革では、大学入学共通テストの導入や多面的・総合的に評価する選抜への改善等を行うこととしている。

参 考

■ S D G s (持続可能な開発目標)

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなしている「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」は、17のゴール(目標)と169のターゲットで構成されています。経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を、不可分なものとして統合的に解決することを目指す国際社会共通の目標となっています。

世界を変えるための17の目標

1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12. 持続可能な生産消費形態を確保する
13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16. 持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)作成による仮訳をベースに作成(外務省)

第2節 本県教育の現状と課題

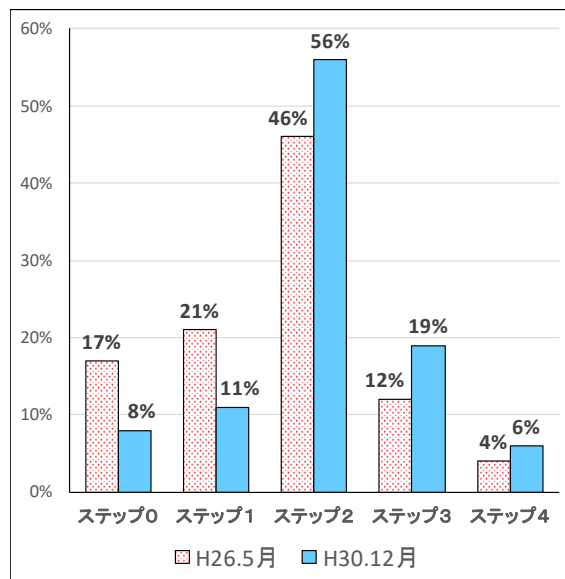
1 幼児期の教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要なものです。しかし、少子化やライフスタイル*1の多様化など、子どもを取り巻く環境の変化は大きく、保護者のニーズも多様化しており、直接体験や外遊びの時間の減少などから、子どもの基本的生活習慣の定着や運動機能の習得・発達に課題が見られ、心身の発達への影響が懸念されます。

このような中、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時に改訂(定)され、これまで以上に、教育・保育内容の整合性が図られました。また、段階的に推進されてきた幼児教育の無償化に関する取組が、一気に加速されることとなりました。

施設類型や設置主体の違いにかかわらず、全ての子どもに、国が示した指針等を踏まえて質の高い幼児期の教育を提供していくことが、これまでも増して求められています。そして、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性を意識し、見通しをもった教育を充実させていくことが求められています。

【幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の状況】



(県こども政策課調べ)

各ステップの状況

0	連携の予定・計画がまだない
1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中
2	年数回の授業・行事・研究会等の交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施はしていない
3	授業・行事・研究会等の交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施をしている
4	接続を見通して編成・実施した教育課程の実施結果を踏まえ、よりよいものとなるよう検討している

2 学校教育

① 学力

全国学力・学習状況調査*2(平成30年度)における全国と本県の平均正答数の状況を見ると、小学校においては、国語Aと理科は全国と同じレベルで、国語B、算数A・Bは若干全国を下回りました。中学校においては、数学Aは全国と同じレベルでしたが、国語A・B、数学B、理科は、全国を下回りました。

課題であったB問題については、本年度も全教科区分で全国を下回りましたが、小学校では、国語B、算数Bともに全国との差が縮まりました。中学校では、国語Bは昨年度と変わらなかったものの、数学Bは全国との差が広がりました。

*1 生活の仕方。生活様式。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

*2 文部科学省が実施する調査で、全国の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることなどを目的に、平成19年度から小学校6年生と中学校3年生を対象に実施している。

このような状況を踏まえて、今後も本県の子どもたちに、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、それらを活用する力*3 をバランスよく身に付けさせていくことが必要です。

また、同調査の一部として行われている学習状況調査（児童生徒質問紙調査）の結果を見ると、「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」「普段、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか」「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」など、ほぼ全ての項目で全国平均を上回っており、望ましい生活習慣・学習習慣を身に付けている児童生徒の割合が高いと思われます。

一方、「(週に1回以上)新聞を読んでいますか」の項目では、全国平均を下回るなど、一部に課題も見られます。

【全国学力・学習状況調査(平成30年度)における「平均正答数」の状況】

小 学 校	教科区分	問題数	宮崎	全国	全国との差	中 学 校	教科区分	問題数	宮崎	全国	全国との差
	国語A	12問	8.5	8.5	0.0		国語A	32問	24.1	24.3	-0.2
国語B	8問	4.3	4.4	-0.1	国語B	9問	5.4	5.5	-0.1		
算数A	14問	8.7	8.9	-0.2	数学A	36問	23.8	23.8	0.0		
算数B	10問	5.0	5.1	-0.1	数学B	14問	6.2	6.6	-0.4		
理科	16問	9.6	9.6	0.0	理科	27問	17.7	17.9	-0.2		
合計	60問	36.1	36.5	-0.4	合計	118問	77.2	78.1	-0.9		

*「宮崎」「全国」欄の数値は、平均正答数（単位：問）

*A問題は、主として「知識」に関する問題、B問題は、主として「活用」に関する問題等

平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

【全国学力・学習状況調査における「児童生徒質問紙調査」の状況（一部項目の結果）】

校 種	質問事項	平成30年度			平成29年度		
		本県	全国	全国との差	本県	全国	全国との差
小 学 校	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか	90.1	88.8	1.3	92.7	91.2	1.5
	朝食を毎日食べていますか	95.4	94.5	0.9	95.8	95.4	0.4
	普段(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか【1時間以上】	75.5	66.2	9.3	74.5	64.4	10.1
	家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話をしますか	81.7	80.5	1.2	79.8	78.1	1.7
	家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか	72.2	67.6	4.6	70.5	64.5	6.0
	今住んでいる地域の行事に参加していますか	66.0	62.7	3.3	68.2	62.6	5.6
	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか	65.1	63.8	1.3	67.9	63.9	4.0
	新聞を読んでいますか【週に1回以上】	19.1	19.9	-0.8	19.7	21.0	-1.3
	学校の授業時間以外に、普段(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)【1時間以上】	20.2	19.3	0.9	17.7	16.8	0.9
中 学 校	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか	92.4	90.3	2.1	94.3	92.4	1.9
	朝食を毎日食べていますか	93.5	91.9	1.6	95.0	93.2	1.8
	普段(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか【1時間以上】	77.8	70.6	7.2	79.3	69.6	9.7
	家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話をしますか	80.0	76.0	4.0	77.1	74.3	2.8
	家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか	55.9	52.1	3.8	55.1	51.5	3.6
	今住んでいる地域の行事に参加していますか	46.4	45.6	0.8	44.3	42.1	2.2
	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか	65.0	59.3	5.7	66.1	59.2	6.9
	新聞を読んでいますか【週に1回以上】	12.4	13.9	-1.5	12.1	14.9	-2.8
	学校の授業時間以外に、普段(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)【1時間以上】	15.0	14.8	0.2	13.1	14.0	-0.9

平成30年度及び平成29年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

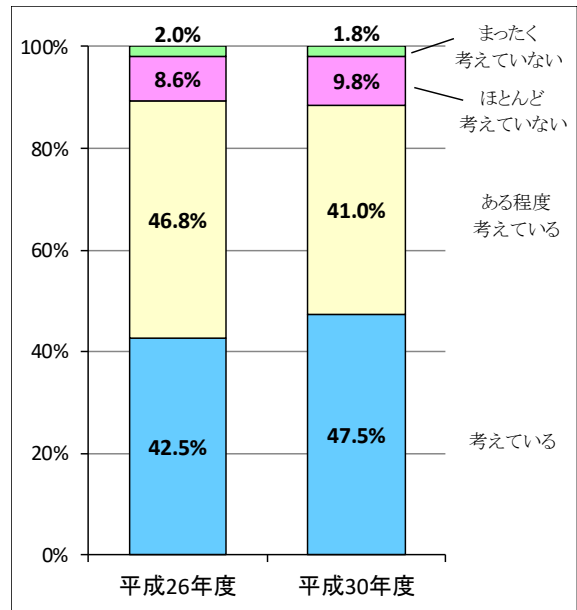
*3 身に付けた知識や技能をもとに、自ら考え、判断し、表現しながら課題を解決する力。

② キャリア意識

中学3年生（県内公立中学校）を対象とした平成30年度の県調査において、将来の職業や生き方を「考えている」又は「ある程度考えている」と回答した生徒の割合は、88.5%と、高い状況にあります。その一方、高校新規卒業者と大学新規卒業者の1年以内及び3年以内の離職率は、全国平均よりも高い傾向が続いており、早期離職への対応が課題となっています。

夢や目標を持ち、将来の職業や生き方を考えて自分の人生を設計していくことは、社会人・職業人として自立する上で、大変重要なことです。子どもたちに、このような力を育てていくため、その発達の段階に応じて、学校種間の縦の連携を意識した系統的なキャリア教育*4を、地域の産業界等と連携して推進していくことが、一層必要となっています。

【将来の職業や生き方を考えているか】



みやぎの教育に関する調査（県教育委員会）

③ 生徒指導上の課題

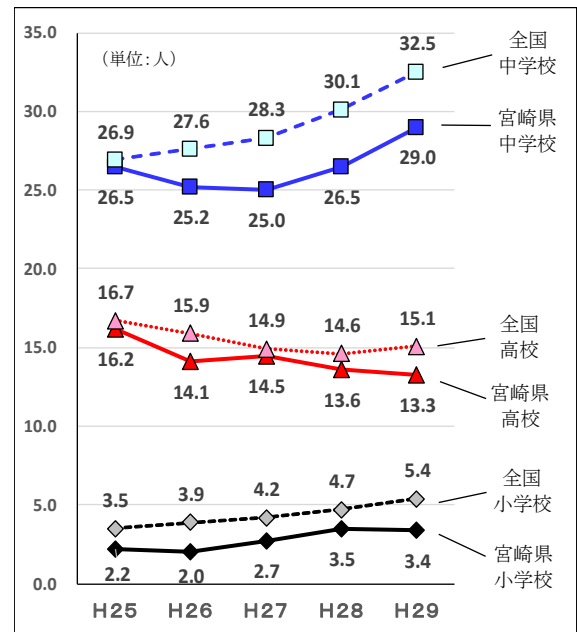
不登校の発生率は、小・中・高等学校ともに全国平均より低い割合で推移していますが、小学校と中学校での発生率は、ここ数年増加傾向にあります。

また、高校生の中途退学の発生率は、全体的に減少傾向にあります。全国平均よりも、やや高い状況にあります。

いじめについては、本県では、疑いのある事案も含めて、各学校が積極的な認知に努めてきたこともあり、認知件数自体は増加傾向にあります。なお、認知したいじめについては、その多くが年度内に解消されている状況です。

このような状況を踏まえ、今後も学校における教育相談体制の一層の充実に努めるとともに、保護者や関係機関等と連携を図りながら、児童生徒一人一人にとって魅力ある学校づくりを進めていくことが求められています。

【不登校の発生率】（1000人あたりの発生人数）



* 数値は国公立学校

*4 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

【いじめの認知件数】

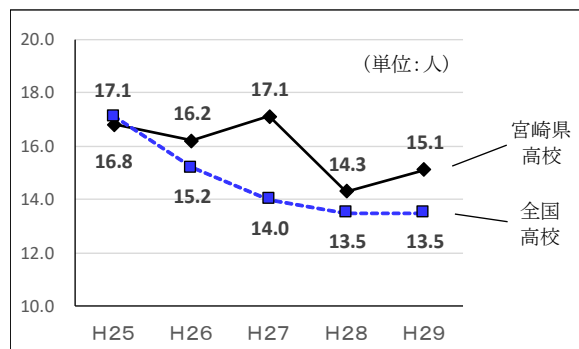
(宮崎県)

	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	7,846	7,221	4,569	9,388	12,109
中学校	1,349	1,230	1,329	1,351	1,317
高等学校	199	174	158	166	225
特別支援学校	58	12	46	42	29
合計	9,452	8,637	6,102	10,947	13,680

*数値は国公立学校の計

【高校生の中途退学の発生率】

(1000人あたりの発生人数)



*数値は国公立学校

不登校の発生率（前ページ）、いじめの認知件数（上）、
高校生の中途退学の発生率（右上）の図表3点：

平成28年度までは「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

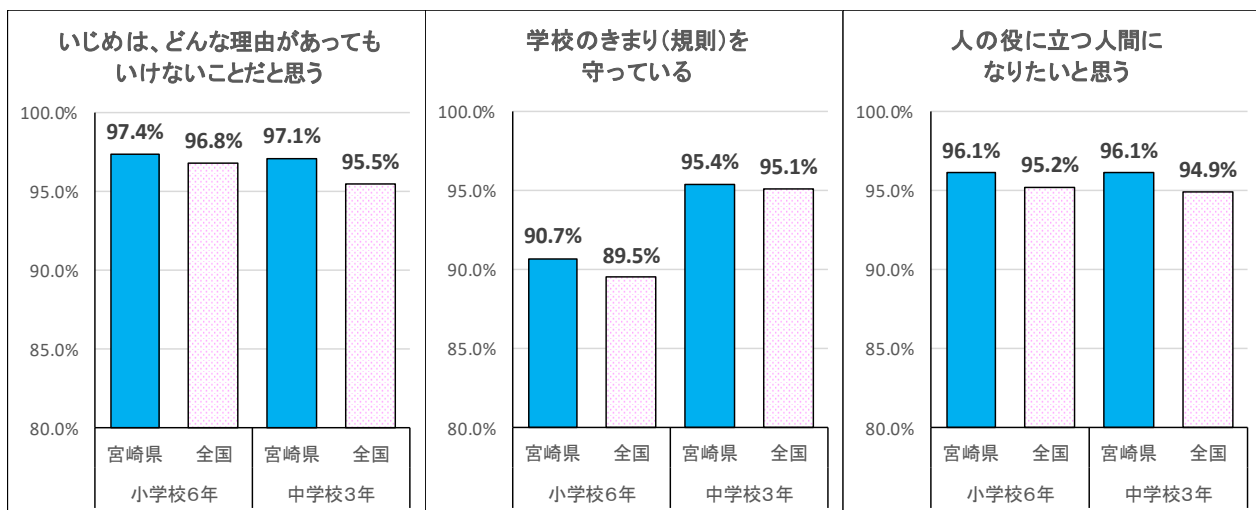
平成29年度は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

④ 道徳心や規範意識

全国学力・学習状況調査（平成30年度）の結果を見ると、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うか」や「学校のきまり（規則）を守っていますか」、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」など、道徳心や規範意識に関する質問事項に対して、肯定的な回答をした本県の児童生徒の割合は、小学校、中学校とも、全国平均よりも高い結果となっています。このことから、本県の子どもたちの道徳心や規範意識は、おおむね良好な状況にあると考えられます。

今後も、子どもたちに、望ましい道徳心や規範意識を育てていくため、学校・家庭・地域等の連携をより一層深め、学校教育や家庭教育、社会教育など様々な機会を通して取組を進めていくことが大切です。

【道徳心や規範意識に関する質問事項に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合】



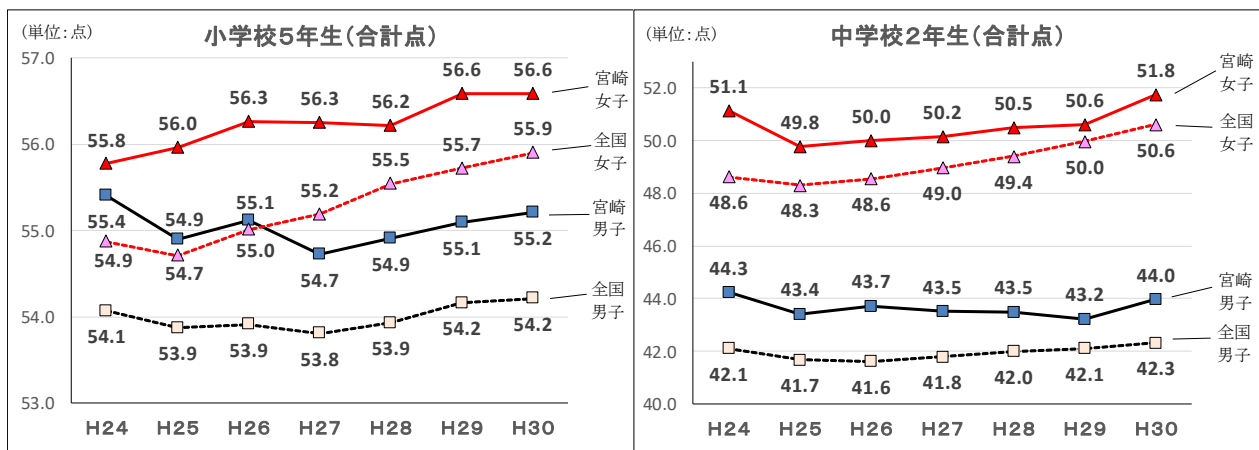
平成30年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

⑤ 体力・運動能力

全国体力・運動能力、運動習慣等調査*5 における体力・運動能力の合計点の結果を見ると、本県の子どもたちの状況は、小学校、中学校ともに、全国平均よりも高い状況で推移しています。また、小学校の男子・女子、中学校の女子の結果は、近年、上昇傾向にあります。このことから、本県の子どもたちの体力・運動能力は、おおむね良好な状況にあると考えられますが、子どもたちの運動への取組については、二極化の傾向も見られます。

これらを踏まえ、今後も、これまでの取組の継続・充実を図るとともに、子どもたちが日常的に運動やスポーツに親しむ環境づくりを進めていく必要があります。

【児童生徒の体力・運動能力の状況】



全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）

⑥ 国際理解と国際交流

県内の在留外国人数は、平成25～29年度の4年間で約1,500人増加し、6,000人に迫っており、日本語指導の支援が必要な県内の児童生徒数も、平成26～30年度の4年間で約1.5倍となっています。

外国の人々と接する機会が増える中、異文化を理解し、国際交流を行う資質や能力の育成が求められています。

また、国内企業の大多数が、今後、海外事業を拡大する意向を持ち、留学経験者の採用を望む企業も増えています。

これらを踏まえ、本県も、高校生の海外留学等を支援するとともに、グローバルな視野を持つ人材の育成に取り組んでいく必要があります。

【日本語指導が必要な児童生徒】（宮崎県）

	小学校	中学校	計
平成26年度	24	9	33
平成30年度	31	16	47

（文部科学省）

【高校生の海外留学者数】（宮崎県：県立高校）

	H26	H27	H28	H29	H30
長期留学 (10ヶ月以上)	2	0	4	6	12
短期留学 (2週間以上)	4	7	12	32	34
計	6	7	16	38	46

（県高校教育課調べ）

*5 文部科学省が、全国の子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析し、関係する施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることを目的として、平成20年度から、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している調査。その中の実技調査として、握力や上体起こし等の体力テスト（小学校8種目、中学校9種目）を実施している。

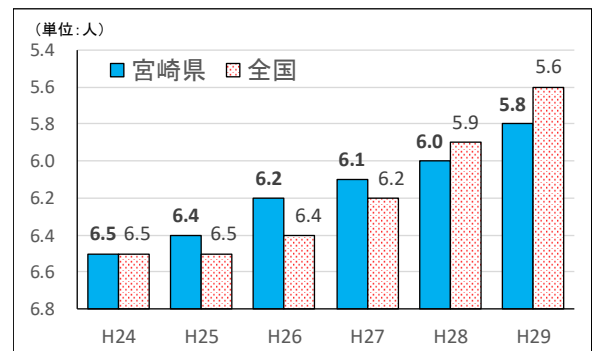
⑦ 教育の情報化

教育の情報化には、「情報教育」「教科指導におけるICTの活用」「校務の情報化」の3つの面があります。これらの基盤となる環境整備のうち、児童生徒用のコンピュータの整備状況を見ると、徐々に整備が進み平成29年度は、約5.8人に1台となっていますが、国が示す目標「3人に1台」とは、まだ相当な差があり、全国平均からもやや遅れています。

また、児童生徒への指導にあたる教員のICT活用能力を見ると、「授業中にICTを活用して指導する能力」と「児童生徒のICT活用を指導する力」とともに、本県の教員の状況は、ここ数年、上昇傾向にあるものの、全国平均よりも低い状況にあります。

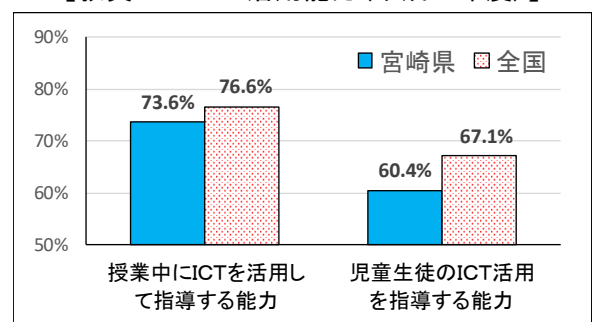
教育の情報化に向け、ICT機器・環境の整備推進とともに、教員のICT活用能力の向上に努める必要があります。

【コンピュータ1台あたりの児童生徒数】



(文部科学省)

【教員のICT活用能力(平成29年度)】



(文部科学省)

⑧ 特別支援教育

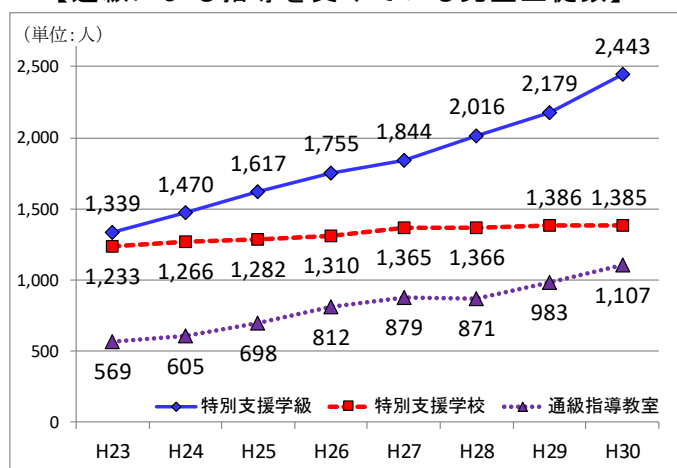
本県の特別支援学校及び特別支援学級に在籍する幼児児童生徒数と通級指導教室*6で指導を受けている児童生徒数は、近年、いずれも増加する傾向にあります。

この状況からも、特別支援教育のニーズが、様々な面で増えていることは明らかです。

今後も、特別な支援が必要な子どもたちに、早期から切れ目ない支援を行うことや、障がい適切に対応できる専門性の高い教育を、一層充実していくことなどが求められています。

【特別支援学校及び特別支援学級の在籍者数】

【通級による指導を受けている児童生徒数】



(県特別支援教育課調べ)

*6 通級による指導を行う特別な場のこと。「通級による指導」については、「用語の説明」を参照

⑨ 教職員の資質と働き方

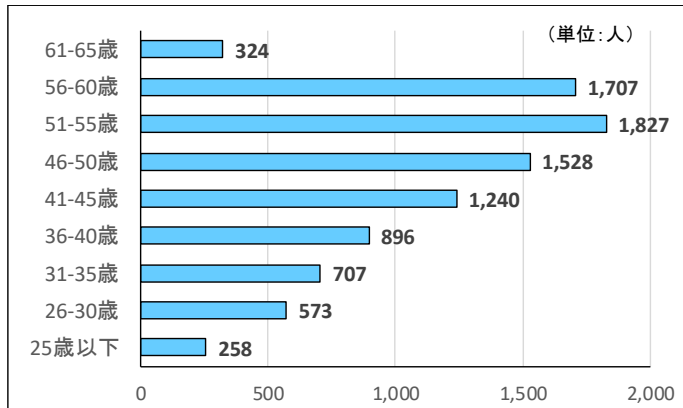
子どもたちにとって、学校における最大の教育環境といわれる教職員は、豊かな人間性と高い専門性を備え、子どもたちから信頼を寄せられる存在でなければなりません。

近年、生徒指導上の諸問題や特別な支援が必要な子どもたちの増加など、学校における問題は多様化・複雑化しています。また、新学習指導要領に伴う教育課程の準備や授業改善など、新たな教育的課題への対応も求められています。

このように教職員に様々なことが求められる一方で、大量退職・大量採用によるベテラン教職員の減少と若手教職員の増加に伴い、学校の教育力の低下が予想されることや、教職員の業務量の増加に伴い、授業を中心とした本来の教育活動に専念できない状況があることが懸念されています。

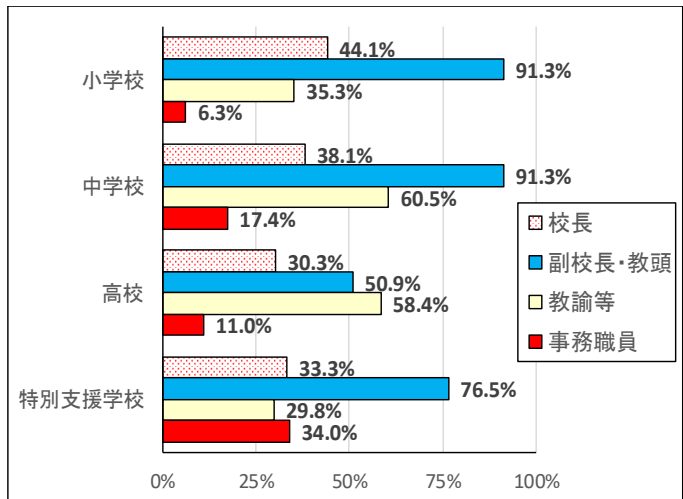
このため、優れた人材を確保しつつ、教職員の資質向上をより一層充実させることや、教職員が健康で誇りとやりがいを持ち、能力を発揮できる環境の充実を図ることが必要となっています。

【教職員の年齢構成－5歳階級別－】
(宮崎県：公立学校全校種)



宮崎県の教育－平成30年度版－（県教育委員会）

【月当たり時間外業務が45時間超の教職員割合】



平成30年度教職員勤務実態調査（県教育委員会）

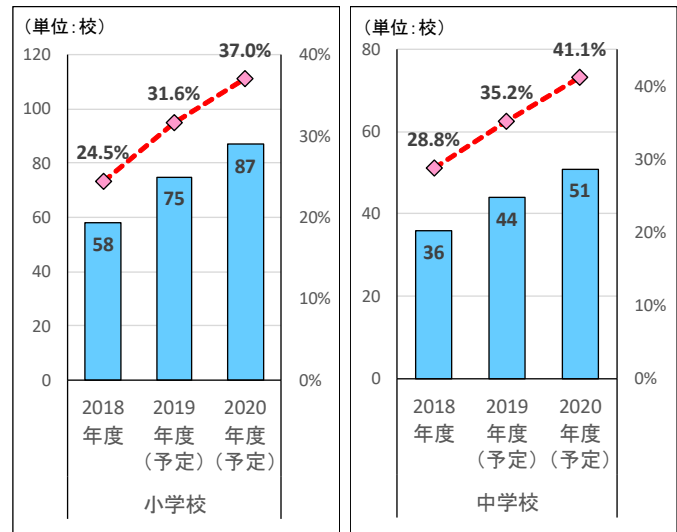
⑩ 家庭や地域との連携

コミュニティ・スクール*7は、保護者や地域住民等の意見を学校運営に取り入れ、一緒に協働しながら子どもたちの成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みです。平成29年に国がこの設置を努力義務化する法改正を行ったこともあり、全国でコミュニティ・スクールを導入する動きが急速に進んでいます。

本県では、平成30年度の時点で、小学校の約25%、中学校の約29%が、コミュニティ・スクールを設置していますが、今後、導入を推進していく予定の自治体もあることから、県内でも更に設置校が増加していくことが見込まれます。

このような状況を踏まえ、今後もコミュニティ・スクールの導入を推進・支援するとともに、地域と学校が一体となって子どもたちの成長を支え、その学びが充実したものとなるよう、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有しながら、社会に開かれた教育課程の実現に努め、学校と家庭や地域が連携・協働した取組を、一層推進していくことが必要となっています。

【コミュニティ・スクールの設置校数の推移】（宮崎県）



平成30年度コミュニティ・スクールの導入・推進状況等調査
（文部科学省）

3 生涯学習と家庭・地域の教育

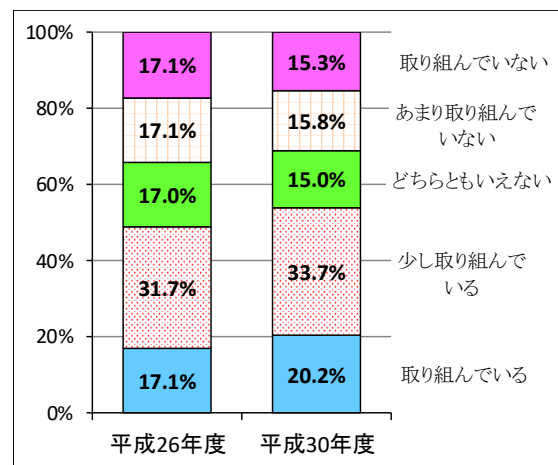
① 生涯学習

人生100年時代の到来などを見据え、県民誰もが生涯にわたって学習し、その成果を個人の生活や地域での活動に生かすことのできる生涯学習社会の実現が、これまで以上に求められています。

県民意識調査の結果を見ると、日頃から学習に取り組んでいると答えた県民は、以前より少し増えたものの、約54%にとどまっています。

今後は、ライフステージに応じた学習支援の充実や社会教育施設の機能の充実など、生涯学習の推進に向けた環境づくりが、より一層必要となっています。

【日頃から生活の充実や仕事の技能向上、自己啓発等の学習に取り組んでいるか】（宮崎県）



県民意識調査（県総合政策部）

*7 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき学校運営協議会を設置している学校のこと。各教育委員会が学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とする学校運営協議会を設置するもので、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。

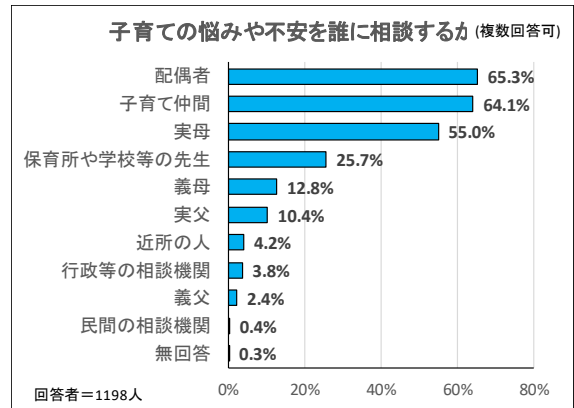
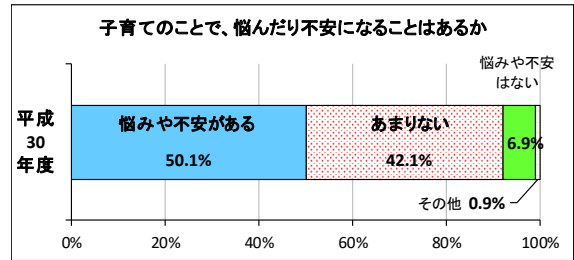
② 家庭の教育力

価値観が多様化し、地域社会が変化する中、各家庭の状況も多様化しており、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育ての悩みや不安を抱える家庭が多くなっています。

県が行った調査によると、約50%の保護者が、子どもの勉強や規範意識、生活習慣、性格など、子育てに関する悩みや不安があると回答しており、その相談先としては、行政や民間の相談機関よりも、配偶者や子育て仲間、実母などの身近な人に相談すると回答しています。

今後も引き続き、社会全体で家庭教育を支援する機運の醸成を図るとともに、身近な地域において、ニーズに応じた子育てに関する学習や相談できる機会を提供するなど、家庭での教育を支える体制づくりを一層進めていく必要があります。

【子育ての不安や悩みと相談先】（宮崎県）



県内の家庭教育の実態に関する調査
（県生涯学習課）

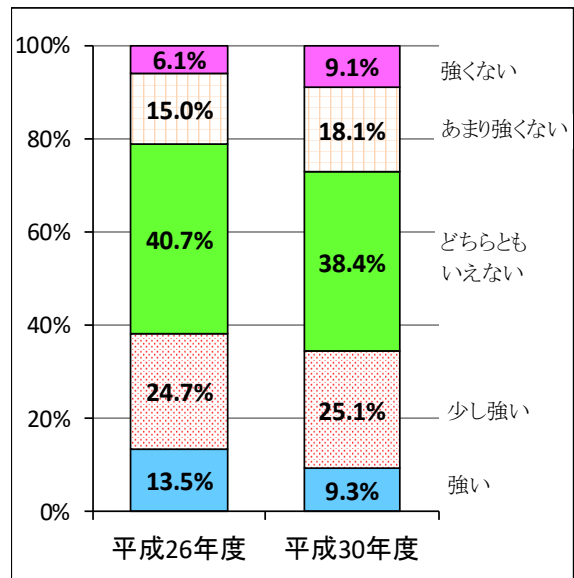
③ 地域の教育力

本県は、全国平均よりも早く高齢化が進み、人口減少等に伴う過疎化も課題となっています。地域における人間関係の希薄化も進んでいるとみられ、地域を担う人材の不足や地域の教育力の低下が懸念されています。

県民意識調査によると、自分が住む地域の結びつきが「強い」又は「少し強い」と思う県民の割合は約34%で、平成26年度から平成30年度の間、約4%減少しています。

このような状況を踏まえ、今後も引き続き、持続可能な地域社会の構築に向けて、県民一人一人が自己実現を図りつつ、当事者意識を持って、「地域づくり」や「人づくり」に主体的に参画できるよう環境づくりを進めていく必要があります。

【あなたが住む地域のつながりは強いと思うか】
（宮崎県）



県民意識調査（県総合政策部）

4 文化芸術・スポーツ活動

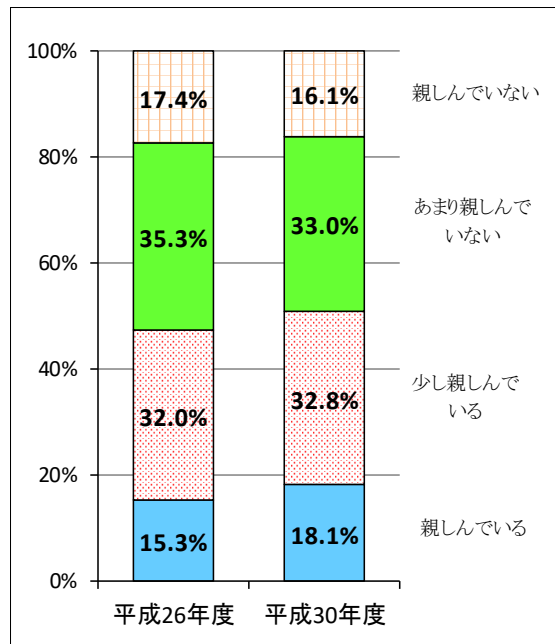
① 文化芸術活動

文化芸術は、創作や体験などの活動を通じて人々の暮らしに潤いや感動を与え、ともに、地域の活性化にもつながるなど、様々な豊かさを生み出してくれます。

平成30年度の県民意識調査によると、日頃から文化に「親しんでいる」又は「少し親しんでいる」と回答した県民の割合は約51%で、平成26年度より約4%増加していますが、約半数の県民はあまり文化に親しんでいない状況にあり、県民誰もが日頃から文化芸術に親しむことができる環境づくりに、今後も努める必要があります。

また、県内には特色のある文化資源が数多く存在していますが、少子高齢化や過疎が進む中、その担い手の不足等が懸念されています。文化資源に触れる機会の充実を図り、その保存や活用を積極的に進めていく必要があります。

【日頃から文化に親しんでいるか】（宮崎県）



県民意識調査（県総合政策部）

② スポーツ活動

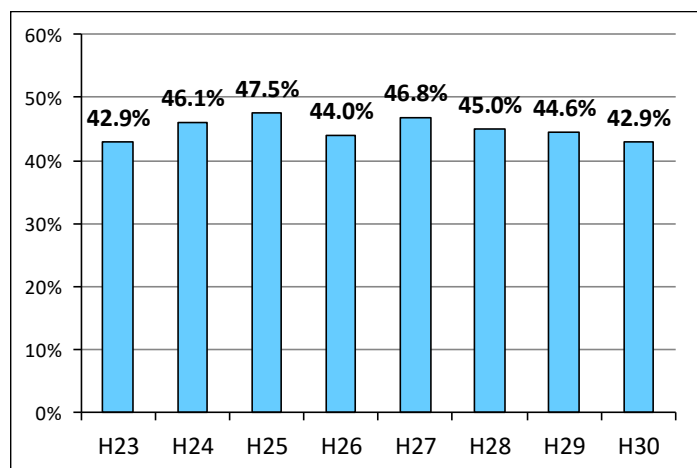
スポーツは、心身の健全な発達や健康の維持・増進に重要な役割を果たすとともに、趣味や娯楽として、人々の暮らしに潤いや感動を与え、地域の活性化にもつながるなど、様々な豊かさを生み出してくれます。

平成30年度の県民意識調査によると、週1回以上運動している県民の割合は、約43%で半数に届いておらず、過去の結果も同程度で推移しています。

このような状況を踏まえ、広く県民に、運動・スポーツの魅力や価値を理解してもらい、ウォーキングや軽い運動などを含めた運動の習慣化を促進し、日頃から運動に親しめる環境づくりを進めることが重要になっています。

また、令和8年（2026年）第81回国民スポーツ大会等の本県開催に向けて、競技力向上の取組を強化・充実させていくことも求められています。

【健康や楽しみ等のために、運動・スポーツを行っているか】
「週に1～2日程度以上の県民の割合」（宮崎県）



県民意識調査（県総合政策部）

第3章

計画の基本理念

第1節 スローガン

第2節 計画推進の基本姿勢

第3節 基本目標

第1節 スローガン

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

このスローガンは、平成23年に策定した第二次宮崎県教育振興基本計画において、将来世代である子どもたちをはじめ、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして、世界の未来を切り拓いていく人となるよう願いを込めて掲げたものです。

人口減少時代の到来や急速な少子高齢化、情報化や国際化の一層の進展など、社会情勢が大きく変化し、大きな時代の転換期を迎える中、改めて、本県教育に求められるものを考えた時、社会の変化が激しい時代だからこそ、思いやりの心を持って互いを支え合い、家庭や学校、地域等の連携・協働を深めるなど、「絆」を大切にすること、豊かな情操や寛容の心、道徳心や公共の精神といった「心の豊かさ」とともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標を持って、その実現に挑戦し続ける「たくましさ」を育むことが、より重要であると考え、このようなスローガンとしました。

そして、平成27年に第二次宮崎県教育振興基本計画を改定した際も、これを変えることなく、引き続き、スローガンとして掲げてきました。

前計画を策定した平成23年からこれまでの間、社会情勢等の変化は、中断なく続いてきましたが、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化や技術革新の進展等に伴う社会環境や子どもたちの生活の変化などは、8年前から継続しているものであり、一部、変化のスピードが加速しているものもありますが、これらの変化の基調・方向性は、依然として変わっていないと考えます。

このため、前計画のスローガンに込められた「絆」の大切さや「心の豊かさ」「たくましさ」の重要性、そして、県民一人一人が「未来を切り拓いていく人」となるよう取り組んでいくことの重要性は、ますます大きくなっていると考えます。

これらを踏まえ、今回、改めて策定する「宮崎県教育振興基本計画」においても、前計画に込められた願いや考えを受け継ぎ、このスローガンを掲げることとします。

第2節 計画推進の基本姿勢

本計画の推進にあたっては、計画全般にわたって、次のとおり、「横の連携」と「縦の接続」を重視することを基本姿勢とします。

「横の連携」の推進

～地域・家庭・学校など、多様な主体の連携・協働～

生涯にわたって学び、仕事や子育て、地域活動やボランティア、文化・スポーツ活動など様々な活動に取り組んでいる人、また、取り組んできた人は、子どもたちをはじめ県民にとって、全てが、かけがえのない貴重な教育資源です。

子どもたちへの教育について見れば、これを取り巻く全ての大人が、育み、支え、導く存在としてつながり、「県民総ぐるみ」で、未来を担う本県の子どもたちに携わっていくことが、より一層求められています。このため、よりよい教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と地域・家庭等が共有し、各学校が社会に開かれた教育課程の実現に努め、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質や能力を育んでいくことが重要となっています。

従来の学校・家庭・地域が連携した取組を基盤としながら、地域の企業やNPO*1、市民団体等の多様な主体が連携・協働して一体となった取組や、教育と福祉の連携等、分野の垣根を越えた取組などを、より充実・強化していく必要があります。

また、人口減少時代や人生100年時代の到来を見据えて、持続可能で魅力と活力ある地域づくりと生涯学習との関わりについて見れば、学んだ成果を地域づくりに生かす活動へつなげていくために、県民一人一人が当事者意識を持って主体的に「参画」することが、より一層求められています。これは、学びを通じて地域課題を見つけ、解決策を考え、実践する中で地域社会の担い手を育成していこうとする取組であり、地域住民やNPO、企業など様々な主体が連携・協働して取り組むことが不可欠となります。

教育、文化・スポーツ、いずれの活動や取組においても、人と人との「絆」、地域や社会における様々な「絆」を、より強く確かなものとしていくことが、ますます重要となっています。このような「絆」が、多様な形で複層的に結ばれ、しなやかにつながりつつ、様々な課題に取り組んでいけるような社会づくりを目指し、「横の連携」の充実・深化を推進していきます。

「縦の接続」の推進 ～子どもから大人までの学びのつながり・接続～

現在の知識基盤社会*2では、あらゆる領域での活動の基盤として、新しい知識・情報・技術が非常に重要となっています。しかも、この知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増し、グローバル化の進展等によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に広がるなど、社会の変化の正確な予測は、ますます難しくなっています。

一方、人生100年時代の到来により、長くなった生涯の中で、2つ以上の仕事を持つことや、多様な形で様々な社会活動を行うことが、より一般的になると思われます。さらに、超スマート社会(Society 5.0)の到来により、人々の働き方や職業そのものが抜本的に変わると予測される中、ライフステージ*3の様々な段階での学び直しも、より重要になると思われます。

こうした変化の激しい社会を生き抜いていくためには、県民一人一人が、生涯にわたって自己実現を目指し、質の高い学びを重ねて、それぞれの立場や分野で成長し続ける力を身に付けることが必要です。そして、一人一人の学びが地域や社会に還元され、学びが循環する社会づくりを進め、生涯学習社会*4の実現を図る必要があります。

このため、子どもたちの教育においては、幼児期の教育から、小・中・高等学校、特別支援学校等での教育、大学等での高等教育までをしっかりと接続し、学校種間の連携を更に深めるとともに、各学校が社会に開かれた教育課程の実現に努め、学校と社会とのつながりを一層深め、子どもたちに社会的・職業的自立の基盤となる確かな力などを育んでいくことが不可欠となります。

また、県民誰もが、生涯にわたり必要な知識・技能・技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築して人生の可能性を広げ、新たなステージで活躍したり、文化・スポーツ活動や地域社会の一員として様々な社会活動を行ったりするなど、人生を豊か

*1 Non-Profit Organizationの略。様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のこと。「特定非営利活動促進法」によって認証を受けたNPOを「NPO法人」という。

*2 新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として、飛躍的に重要性を増す社会。

*3 人生における段階を意味する。(例) ①乳幼児期 ②青少年期 ③成人期 ④高齢期

*4 生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会。

に生きられるような環境づくりを進める必要があります。そして、これらの学びや活動の成果を、地域づくりや子どもたちの教育に、積極的に還元できる機会を充実させていくことがより重要になっています。

これらを踏まえ、子どもから大人まで、県民それぞれの各ライフステージにおける学びや活動がつながり、本県の教育や文化・スポーツの振興が一層図られるよう「縦の接続」を重視して、様々な取組を推進していきます。

第3節 基本目標

本計画のスローガン「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」の推進に向け、次の4つの「基本目標」を設定し、各施策の推進を図ることとします。

- 1 県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進
- 2 社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進
- 3 教育を支える体制や環境の整備・充実
- 4 文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

それぞれの基本目標の概要は、次のとおりです。

1 県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進

<課題>

本格的な人口減少時代を迎え、人生100年時代や超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想される中、県民一人一人が生涯にわたって自己実現を目指し、ライフステージに応じて新たな学びに取り組んだり、改めて学び直しをしたりしながら、自らを磨き成長し続けられるよう、多様な学習機会を充実させるなどの環境づくりを進める必要があります。さらに、それぞれが身に付けた知識や技能、技術等を社会に還元することができる、学びが循環する社会づくりが必要となっています。

また、子どもたちの教育をはじめとする様々な教育の取組に、県民一人一人が家庭の一員として、地域の一員として、社会の一員として意識を高め、教育とつながり、それぞれの立場で役割を果たしていくことが求められています。「県民総ぐるみ」による教育を推進して、本県を支える人材を社会全体で育てることにより、持続可能な社会づくりを一層進めていくことが必要となっています。

<目指す将来像>

次のような将来像を目指して施策の推進を図ります。

- 県民の多様なニーズに対応した学習機会が提供され、一人一人が学びで得た成果を生かすことのできる社会
- 子どもたちを取り巻く大人一人一人が、それぞれの役割をしっかりと果たしながら積極的に子どもたちの教育に関わるとともに、保護者や地域住民、教職員をはじめ、地域や企業、市民団体等が連携・協働し、県民総ぐるみで教育を進める社会

<主な施策>

多様な学習機会の提供等に向け、生涯学習推進体制や社会教育・家庭教育の充実を

図る「生涯学習の推進」に取り組むとともに、教育への参画の体制づくり等を進める「地域と学校の連携・協働の推進」や、生涯にわたる県民の読書活動の促進等を図る「読書県づくりの推進」といった施策に取り組みます。

また、ライフステージの初期段階を重視する観点から、家庭教育との関連が極めて深い「幼児期の教育の充実」に取り組むとともに、学校教育における様々な教育活動を促進する観点から、「郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進」や「キャリア教育・職業教育の推進」「社会の変化に対応した人財を育む教育の推進」などの各施策の取組を進めます。

さらに、県民一人一人が、人生を豊かに生きていくことができるような環境づくりの一環として、「文化の振興」や「スポーツの推進」などの施策に取り組みます。

2 社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進

<課題>

子どもたちが生きるこれからの社会は変化が激しく、ますます複雑になり、多様化が進みつつあります。一方、グローバル化や技術革新の急速な進展により、人々の働き方や職業そのものも抜本的に変わるとされる超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想されるなど、社会が大きく変わろうとしています。また、本格的な人口減少時代を迎え、その影響が様々な分野に現れはじめ、今後の本県の産業や暮らしを支える人材の不足が懸念されています。

このような社会を生き抜いていくため、全ての子どもたちに質の高い教育を提供することにより、確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、夢や目標を持って可能性に挑戦する力を身に付けさせ、社会的・職業的自立の基盤となる力を培う教育が一層重要となっています。さらに、今後の社会の変化に対応して、様々な分野における多様な「人財」の育成も求められています。

また、近年、地域や家庭の環境、情報環境等が大きく変化し、子どもたちの健やかな成長に対する懸念が生じており、生活習慣や健康、情操の発達や規範意識、コミュニケーション能力等をめぐる様々な問題が指摘されています。これらの課題への対応が求められる一方、新たな人権課題も指摘されており、共生社会の実現に向けて、人権教育の一層の充実を図ることや、子どもたちの障がいの内容が多様化し、新たな教育的ニーズも生じる中、特別支援教育の一層の充実も求められています。

このような子どもたちへの教育を通じて、未来の創り手となるために必要な資質と能力を育み、持続可能でよりよい社会の形成に、全ての子どもたちが参画していけるよう努めていく必要があります。

<目指す将来像>

次のような将来像を目指して施策の推進を図ります。

- 将来を担う子どもたちが、夢や希望、目標をしっかりと持ち、その実現に向けて挑戦し、力強く成長する社会
- 子どもたちが、社会的・職業的自立に必要な力を身につけ、社会の変化に対応し、地域や産業の将来を担う多様な人財が育つ社会

<主な施策>

人格形成の基盤を培う時期にある幼児期の子どもたちに、望ましい教育環境の提供を図る「幼児期の教育の充実」に取り組むとともに、子どもたちに社会を生き抜く基盤となる様々な力をしっかりと育てていくため、「確かな学力を育む教育の推進」や

「人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進」、子どもたちの確かなキャリア発達等を図る「キャリア教育・職業教育の推進」、学校体育や食育、健康教育の充実等を図る「スポーツの推進」などの施策に取り組みます。

また、郷土愛や地域への理解・関心、主権者としての素養等を育む「郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進」や、特別な支援が必要な子どもに対応した教育の充実を図る「特別支援教育の推進」、グローバル化に対応した教育や科学技術教育等の充実を図る「社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進」に取り組みます。

さらに、学校での読書活動の推進等を図る「読書県づくりの推進」、防災教育等の推進やいじめ、不登校等への対応の充実を図る「安全・安心な教育環境の整備・充実」などの施策に取り組みます。

3 教育を支える体制や環境の整備・充実

<課題>

教職員の大量退職と若手教職員の増加が進む一方、学校では様々な教育課題への対応が求められており、優れた教職員の確保・育成とともに、複雑化・多様化した教職員の業務を整理・改善し、子どもたちと向き合う時間を十分に確保していくことが一層重要になっています。

子どもたちの学びや生活の場である学校は、安全・安心な環境であることが不可欠です。このため、事件や事故から子どもたちを守る学校安全を推進し、老朽化が進む学校施設等への適切な対応や大規模災害等に備えた防災・減災対策を進めていく必要があります。また、いじめに対しては、積極的に認知し、重大事態に至らないよう適切に対応することが重要です。インターネット上でのいじめや増加傾向が見られる不登校などの課題に対応するため、相談体制の充実や専門家の活用など、学校の対応力の強化・充実も求められています。

さらに、子どもたちの教育環境は、地域や家庭環境等により様々で多様な教育的ニーズがあるため、地域性を踏まえた学校づくりや私立学校の振興、魅力ある高等教育環境の整備など、本県の学校教育の多様性を確保するとともに、きめ細かな指導ができる体制の整備や修学支援の充実にも、なお一層取り組んでいく必要があります。

<目指す将来像>

次のような将来像を目指して施策の推進を図ります。

- 教職員が主体的に資質・能力の向上を図り、各々が能力を発揮して学校の教育力を高め、将来を担う子どもたちが健やかに成長する社会
- 子どもたちが安全・安心な教育環境の中で健やかに成長し、多様な教育的ニーズに対応した教育環境の整備や支援が行われ、私立学校や高等教育環境の振興・充実も含め、魅力ある教育の振興が図られる社会

<主な施策>

優れた教職員の確保・育成、学校や教職員の業務の整理・改善等を図る「教職員の資質向上と学校業務の改善」に取り組むとともに、学校安全体制の整備・充実や防災教育等の推進、いじめ・不登校等への対応力の強化などを図る「安全・安心な教育環境の整備・充実」に取り組みます。

また、地域性や家庭環境等の違いによる様々な教育的ニーズに対応して、特色のある学校づくりや私立学校の振興、定時制・通信制教育やへき地教育、修学支援の充実

等を図る「魅力ある多様な教育の振興・支援」に取り組みます。

さらに、教員の授業改善を図る「確かな学力を育む教育の推進」や地域とともにある学校づくり等を進める「地域と学校の連携・協働の推進」に取り組むとともに、子育て支援体制の充実を図る「幼児期の教育の充実」などの施策に取り組みます。

4 文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

<課題>

文化の振興については、社会が成熟化し、価値観の多様化が進む中、多くの人々が「心の豊かさ」を一層求めるようになってきました。このため、文化芸術の鑑賞や活動等を通して、県民が生涯にわたり豊かな感性と教養を育むことができるような環境づくりが求められています。また、県内各地に数多く存在する特色ある有形・無形の文化資源を、将来に向けて保存・継承していくためには、担い手の確保・育成や環境整備、これらに資する文化資源の活用などにも努める必要があります。

スポーツの推進については、県民の多様なニーズに対応し、県民誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、その機会の充実や環境づくりに取り組む必要があります。また、全国大会等における本県の競技スポーツの成績は、十分な成果を収めているとは言えず、競技人口の減少等が懸念される中、令和8年（2026年）第81回国民スポーツ大会の本県開催等に向け、選手の発掘・育成・強化などに取り組み、競技力向上に努める必要があります。

<目指す将来像>

次のような将来像を目指して施策の推進を図ります。

- 県民が様々な機会を通じ文化に親しみ、生涯にわたり豊かな感性と教養を身に付けるとともに、県内各地の多様な文化資源が保存・継承され、積極的に活用されている社会
- 県民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、趣味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるとともに、本県のアスリートが活動する環境が整い、全国大会や国際大会等で活躍し、県民を元気づけ、子どもたちがスポーツに夢を抱くことができる社会

<主な施策>

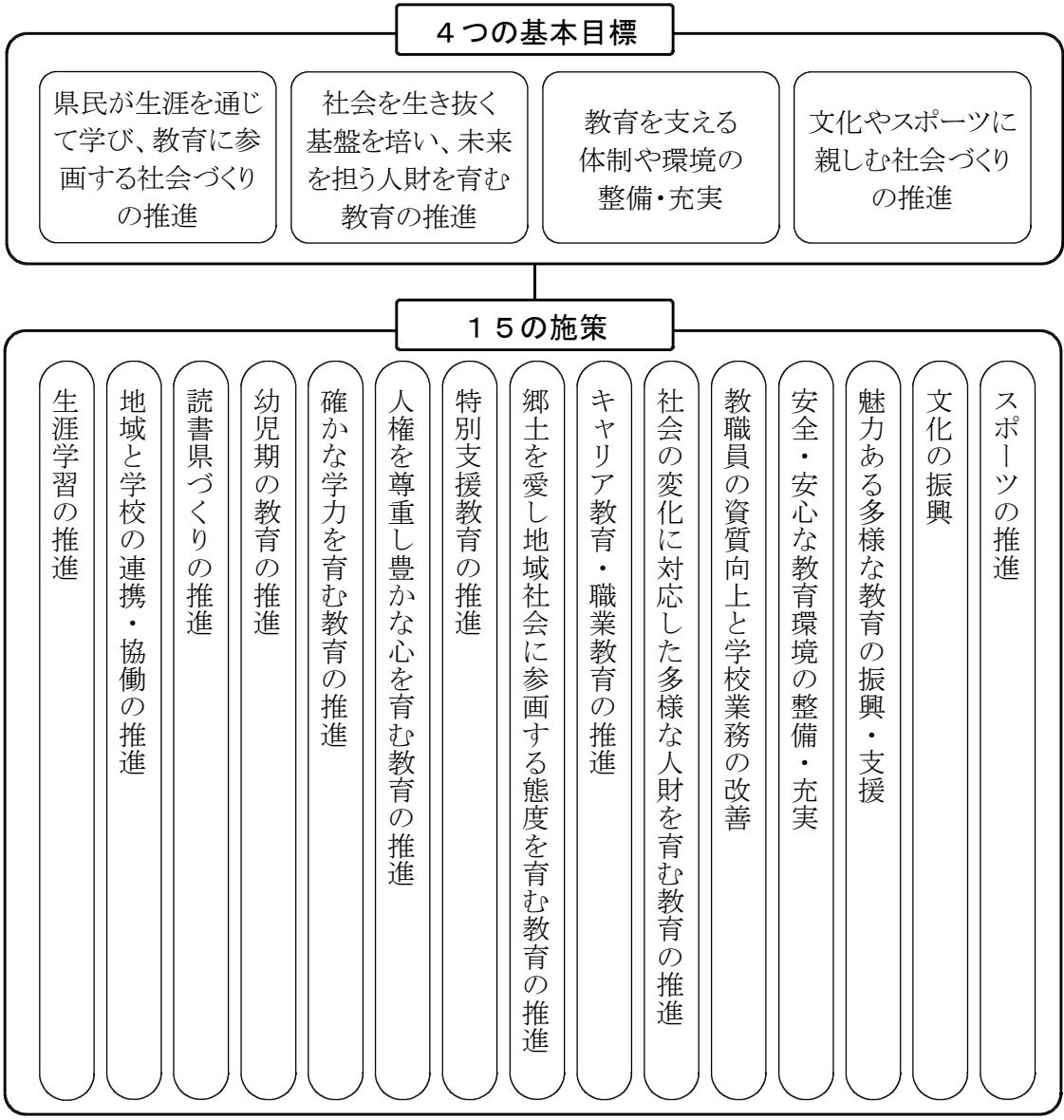
文化に親しむ機会の充実や文化活動を支え育む環境の整備、文化資源の保存・継承やその活用などを図る「文化の振興」に取り組むとともに、スポーツ参画人口の拡大やアスリートの育成、障がい者スポーツの推進などを図る「スポーツの推進」に取り組みます。

また、学校における文化芸術活動の充実等を図る「人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進」や、多様な学習機会の提供等を図る「生涯学習の推進」などの施策に取り組みます。

基本目標と各施策の関係

本計画の策定にあたっては、県民から見て分かりやすい計画となるように、施策の体系をはじめ計画全体の構成を、よりシンプルなものに整理しました。その中で、施策の体系については、内容の関連性を踏まえて、大きくまとめる方向で整理し直し、5つの施策の目標を4つの基本目標に、23の施策を15の施策に再編し、それぞれの内容をより焦点化して示すこととしました。このことにより、一つ一つの施策は、それぞれ取組の内容が増え、ほぼ全ての施策が、複数の分野に関わり多面性を持つこととなりました。

このため、前計画のように、施策の目標と各施策の対応関係を明確に定め、目標ごとに各施策を区分けすることは難しく、各施策の理解を図る上でも適当ではないことから、本計画においては、4つの基本目標を15の施策全体で支える形で示すこととします。



第1節 施策と取組

- 施策1 生涯学習の推進
- 施策2 地域と学校の連携・協働の推進
- 施策3 読書県づくりの推進
- 施策4 幼児期の教育の充実
- 施策5 確かな学力を育む教育の推進
- 施策6 人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進
- 施策7 特別支援教育の推進
- 施策8 郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進
- 施策9 キャリア教育・職業教育の推進
- 施策10 社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進
- 施策11 教職員の資質向上と学校業務の改善
- 施策12 安全・安心な教育環境の整備・充実
- 施策13 魅力ある多様な教育の振興・支援
- 施策14 文化の振興
- 施策15 スポーツの推進

第2節 重点的に推進する取組

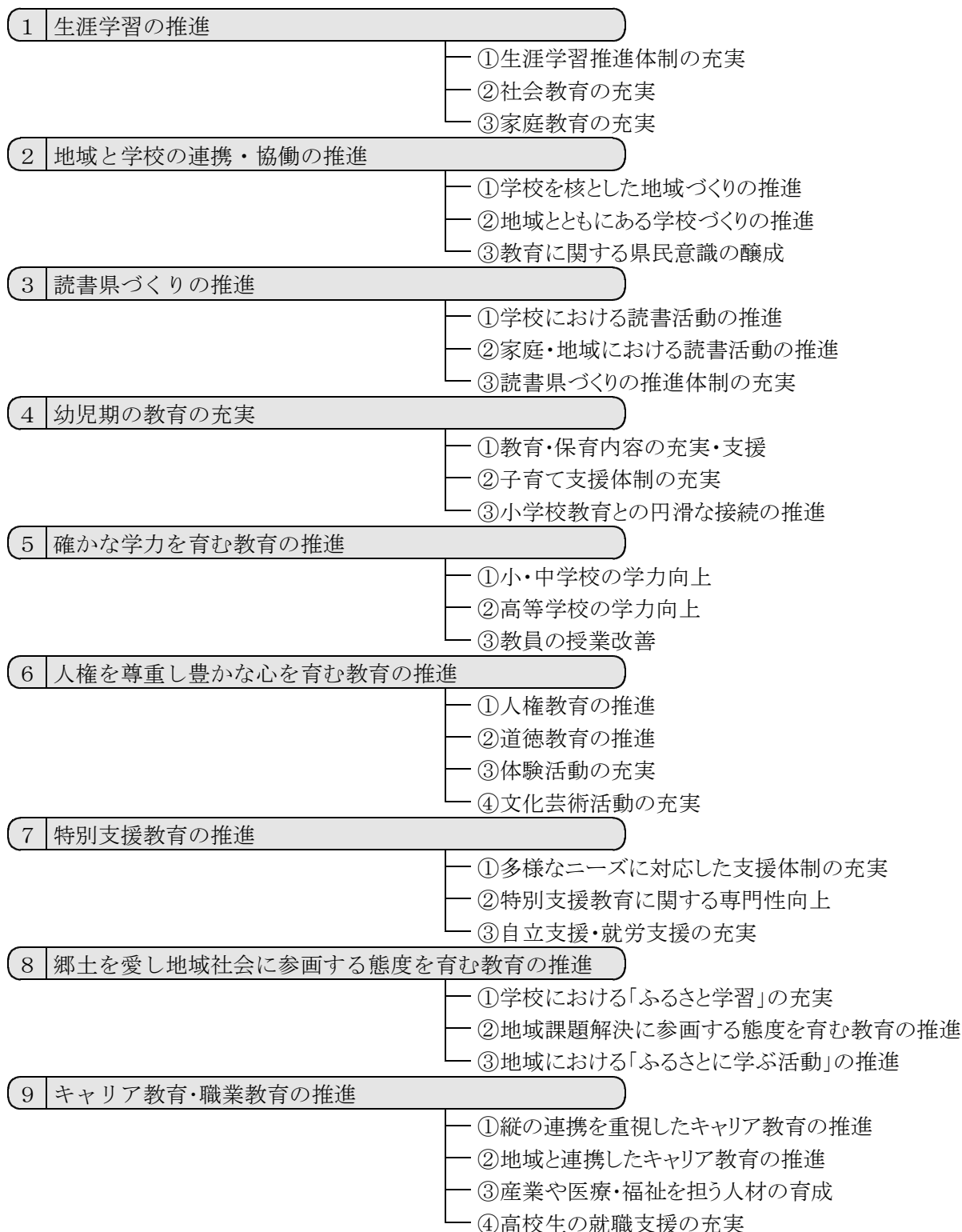
- 重点取組1 いのちを大切にする教育の推進
- 重点取組2 地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実
- 重点取組3 学校における働き方改革の推進

第1節 施策と取組

ここでは、4つの基本目標を支える15の施策について、施策ごとに取り上げて説明します。まず、「現状と課題及び今後の方向性」について示し、その後、「施策の内容と主な取組」を示します。

なお、15の施策と、各施策の項目（施策の内容）は以下のとおりです。

〔 施策 〕 ————— 〔 項目 〕



- 10 社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進
 - ①グローバル化に対応した教育の推進
 - ②科学技術教育の推進
 - ③教育の情報化の推進
 - ④環境教育の推進
- 11 教職員の資質向上と学校業務の改善
 - ①優れた人材の確保
 - ②専門性や社会性の向上のための研修の充実
 - ③学校の機能を高めるための学校業務の改善
- 12 安全・安心な教育環境の整備・充実
 - ①学校安全体制の整備
 - ②安全・安心な学校施設の整備
 - ③実践的な防災教育等の推進
 - ④いじめ及び不登校・高等学校等中途退学の防止
- 13 魅力ある多様な教育の振興・支援
 - ①公立小・中学校の教育環境の充実
 - ②県立学校の教育環境の充実
 - ③学校種間の連携・接続の推進
 - ④修学支援の充実
 - ⑤私立学校の振興
 - ⑥高等教育環境の充実
- 14 文化の振興
 - ①県民だれもが文化に親しむ機会の充実
 - ②文化活動を支え育む環境の整備
 - ③文化資源の保存・継承
 - ④特色ある文化資源の活用
 - ⑤全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上
- 15 スポーツの推進
 - ①スポーツ参画人口の拡大
 - ②アスリートの育成
 - ③学校体育の推進
 - ④障がい者スポーツの推進
 - ⑤スポーツによる地域活性化

施策 1 生涯学習の推進

現状と課題及び今後の方向性

少子化による人口減少や急速な高齢化、グローバル化が進展する中、全国的に、地域社会における地域経済の衰退をはじめ、人と人とのつながりの希薄化、伝統行事や伝統芸能等の担い手の不足などの様々な課題が見られます。本県においても、全国平均より早いペースで人口減少の進行が予想されており、特に若い世代の県外転出者数が多く、地域コミュニティの衰退が危惧されています。また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を抱える家庭も多くなっています。

このような現状から、これからの生涯学習には、地域住民が地域の課題解決や様々な地域活動等に積極的に参画していくことや、地域づくりの担い手を育成することなどの重要な役割が期待されており、持続可能な地域を創るための基盤として、生涯を通じた学びが一層必要となっています。

そのため、県民一人一人が人生を豊かにする学習や地域づくり・人づくりに当事者意識を持って主体的に関わる取組を推進するため、学びの場、学びを生かす場、学び直しができる情報の提供をはじめとする各ライフステージにおける学習支援の充実や、社会教育関係団体*1 やNPO、企業等との連携強化、指導者の養成や資質向上のための研修会等の充実、社会教育施設*2 の機能の充実などを図るとともに、家庭教育における学習機会の充実や支援体制の整備などに取り組みます。

施策の内容と主な取組

1 生涯学習推進体制の充実

人生100年時代の到来に向けて、県民一人一人が生涯にわたり必要な学習を行い、学習したことにより得られた経験や知識等を、個人の生活や地域の課題解決に生かすとともに、地域活動に参画することのできる「生涯学習社会」の実現に努めます。

取組 1-1 関係機関との連携の推進

- 多様化する県民の学習ニーズに応えるため、関係機関や市町村、企業、高等教育機関、NPO等との連携を図りながら、生涯学習関連の情報収集に努め、「みやざき学び応援ネット*3」等を活用した情報提供の充実を図ります。

*1 社会教育法では「法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの。」と定義される。具体的には、子ども会、青年団、婦人会、PTA、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、民間の青少年教育団体、各種のグループ・サークル等。

*2 人々の学習活動の拠点となる施設であり、公民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター等がある。

*3 県生涯学習課のホームページ。生涯学習に関するイベントや講座、講師等の情報を提供している。

- 市町村との連携を強化するため、様々な機会を通して本県における生涯学習の推進について意見交換を行うとともに、各市町村の生涯学習推進に対する支援の充実を図ります。

取組 1-2 地域社会の担い手を育成する人材づくりの充実

- 社会教育指導者育成の必要性について広報・啓発を図り、指導者の確保に努めるとともに、生涯学習の充実を図るため、市町村担当者を対象としたニーズに応じた研修等の充実に努めます。
- 住民の地域活動に対する積極的な参画を促すとともに、様々な取組や関係団体・世代間をコーディネートする人材の育成及び資質向上を図ります。

【生涯学習ホームページ「みやざき学び応援ネット」より】

<http://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp>

2 社会教育*4の充実

地域の社会教育関係団体をはじめ、多様な主体とより積極的に連携して取組を進めていくとともに、人生100年時代の到来に向けて、県民がより主体的に学べるよう、学びの拠点として社会教育施設の機能の充実を図ります。

取組 2-1 社会教育関係団体等との連携強化

- 市町村と連携し、社会教育関係団体をはじめ企業、NPO等、多様な主体が参加・参画できる社会教育活動の場を提供することにより、各団体間のネットワークを構築し、地域における社会教育活動の充実を図ります。

*4 社会において行われる教育であり、社会教育法では「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義される。

取組 2-2 社会教育施設の機能の充実

- 県民の生涯学習を更に推進するため、より多くの県民が、自然・歴史・文化・芸術に親しむとともに、主体的に学べるよう、図書館、博物館、美術館等における機能の充実とサービスの向上に計画的に取り組みます。
- 市町村や県公民館連合会と連携し、地域住民にとって最も身近な学習拠点であり、交流の場、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たす公民館の機能の充実を支援します。

3 家庭教育*5の充実

子どもたちが、基本的な生活習慣を確立し、健やかに成長できる宮崎の実現を目指し、家庭を取り巻く地域、学校、企業、行政など、全ての県民で家庭教育を支えていくとともに、身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制整備の促進に努めます。

取組 3-1 家庭教育支援体制の整備・充実

- 地域の家庭教育の核となる人材を育成するとともに、学校や福祉部局などと連携して家庭教育支援のネットワークを広げます。
- 家庭教育に関する電話相談や来訪相談の充実を図るとともに、課題を抱える家庭に対する地域人材によるチーム型支援の普及に努めます。

取組 3-2 家庭教育の学習機会の充実

- 親や将来親になる中学生・高校生の学びの充実に向けて、子育てについて体験的に学ぶ「みやざき家庭教育サポートプログラム*6」（以下「サポ・プロ」という。）の開発・普及を促進します。
- 「サポ・プロ」の普及を促進するため、公民館講座や家庭教育学級、就学時健診、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大を図ります。

取組 3-3 家庭における絆づくりと子どもの生活習慣づくりに向けた取組の推進

- 青少年の健全な育成に関して、家庭の役割についての理解や親子の絆を深めるため、県青少年育成県民会議と連携し、「家庭の日」（第3日曜日）の普及に努めます。
- 子どもたちの生活リズムの向上を図っていくため、県PTA連合会等と連携し、「早寝早起き朝ごはん」やメディアとの望ましいつきあい方についての取組などを推進します。

*5 家庭において行われる教育であり、教育基本法第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

*6 親や将来親になる中学生・高校生の学びの充実に向けて、参加体験型で参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもたちとのかかわり方等について学ぶことのできる学習プログラム。

施策2 地域と学校の連携・協働の推進

現状と課題及び今後の方向性

現在、本県は急激な少子化・高齢化が進み、人口減少が進行しています。若年層を中心に人口の県外流出が続いており、地域の様々な分野における担い手の不足が懸念されています。また、都市化や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などを背景として、地域社会のつながりや支え合いが希薄化してきているのではないかとの懸念も生じています。

学校においては、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が多様化・複雑化しており、様々な課題に対応するため、地域との連携・協働の重要性が高まっています。学校と地域・家庭がより連携を深め、協働して子どもたちの成長を支えていくことが求められています。

これまで本県では、各地域で、学校支援や放課後の居場所づくり等の取組が進められるとともに、ほとんどの学校で、学校関係者評価の実施・公表やオープンスクール等の実施、学習活動等における地域人材の活用など、開かれた学校づくりを進めてきました。しかし、地域と学校で「目指す地域の姿」や「子どもの姿」等の目的や目標の共有化が十分には図られていないといった現状があり、コミュニティ・スクールの導入も十分ではなく、今後、導入を推進していく必要があります。

また、地域創生の視点から、学校が地域と協働し、地域の魅力を生かした産業振興や街づくりに取り組む事例も見られるようになっていますが、一時的な取組とせず、持続的な取組とするための体制づくりが求められています。

このため、よりよい教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と地域・家庭等が共有し、各学校が社会に開かれた教育課程の実現に努め、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質や能力を育ていけるようにしていくことが重要となっています。

これらの現状を踏まえ、地域づくりの視点からは、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりによる教育を実現するため、家庭や学校、地域住民や企業、市民団体等が連携・協働した「学校を核とした地域づくり」を推進していきます。

学校づくりの視点からは、コミュニティ・スクールの導入をはじめ、学校運営の工夫・改善を進め、学校評価の実施・公表など、信頼される学校づくりを一層推進するなど「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。

さらに、地域や県民に向けて様々な機会・媒体により、教育に関する情報を積極的に発信・提供するなど、教育に関する県民意識の醸成を図り、県民の教育への協力・支援・参画を促進します。

施策の内容と主な取組

1 学校を核とした地域づくりの推進

地域住民や保護者、NPO、企業等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動*1の推進に努めるとともに、高等学校において、地域課題を教材に探究的な学び等を進め、地域の担い手の育成や地域づくりにつながる教育活動の充実を図ります。

取組 1-1 地域学校協働活動推進体制の整備

- 地域学校協働活動の推進に向けた市町村への支援として、普及啓発や人材育成・資質向上を図る研修会の実施、市町村ごとの課題に応じた研修会への講師派遣等を行います。
- 各市町村の実態に応じた体制整備の推進に努めます。

取組 1-2 多様な主体の参画による連携・協働体制の構築

- 地域において活動する企業・NPO・市民団体等が教育活動に積極的に参画できるシステム（アシスト事業）を活用して、地域ぐるみによる教育の推進を図ります。
- 市町村との連携を強化し、社会教育関係事業に多様な主体の参画を促すとともに、団体指導者の研修の充実や関係団体等との教育支援ネットワークの構築により、一層の連携に努めます。
- 放課後や土日等休日の子どもたちの居場所づくりや地域住民等のボランティアによる登下校の安全確保などの体制づくりを推進します。

取組 1-3 地域課題をテーマとした探究的な学びの推進

- 地域や地元企業等との連携を深めることにより、地域素材を生かした商品開発や高校生等による観光コンテンツの開発など、実践的な取組の充実を図り、地域づくりにもつながる取組の充実を図ります。

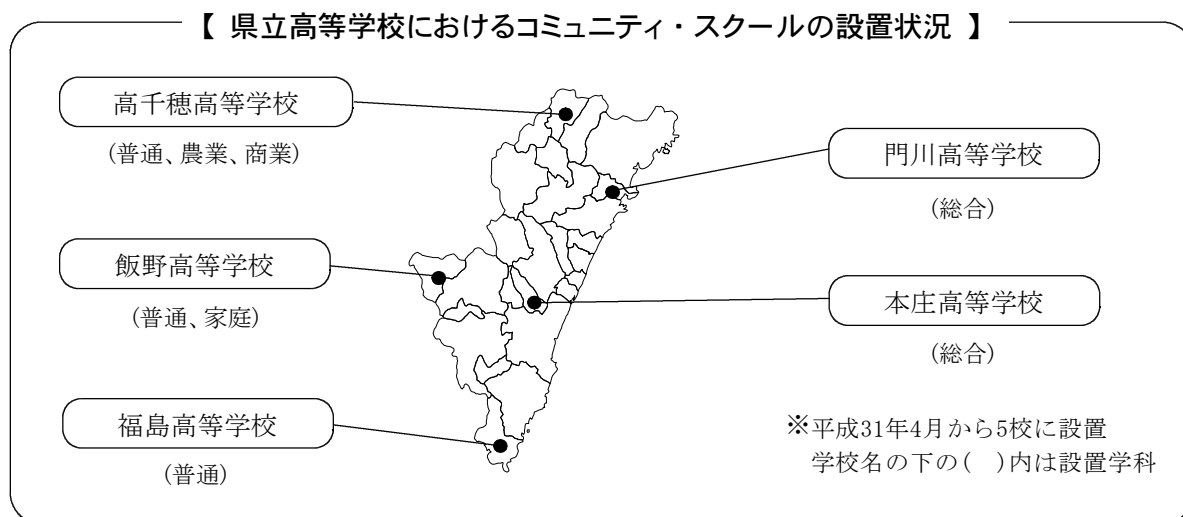
2 地域とともにある学校づくりの推進

保護者・地域住民の参画を得ながら学校運営の工夫・改善や学校支援の充実を図るとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進して、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築するなど、地域とともにある学校づくりを推進します。

*1 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとなり連携・協働して行う様々な活動。

取組 2-1 学校運営の工夫・改善

- 学校評議員制度*2 から、教育委員会から任命された保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への移行を推進するなど、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図ります。



取組 2-2 学校評価の推進

- 全ての公立学校において、学校が自らの教育活動や学校運営の取組について自己評価を行い、それに対する保護者や地域住民による学校関係者評価を受け、その結果を公表することにより、信頼される学校づくりを進めます。

取組 2-3 地域の力による学校への支援

- 地域住民や自治体が、学校の様々な教育活動をサポートする体制づくりを支援することにより、学校の教育活動の充実や教員が子どもと向き合う時間の確保を図るとともに、子どもが地域の大人とふれあい多様な経験をする機会の充実を図り、地域と学校が一体となった教育活動を推進します。

取組 2-4 学校からの情報提供等の充実

- 各学校が地域住民や地元企業等に積極的に情報を提供し、情報の共有化を図ることにより、地域とともにある学校づくりに向けた相互理解を図ります。

*2 学校が家庭や地域と連携・協力して教育を行い、開かれた学校づくりを推進するための制度。保護者や地域住民等の意見を校長が幅広く聞くために、設置者（教育委員会）の判断により、学校ごとに評議員を置くことができる仕組み。

3 教育に関する県民意識の醸成

県教育委員会や各学校が様々な機会・媒体を通して、教育に関する情報を広く地域や県民に発信・提供するとともに、「みやざき子ども教育週間」の実施や、地域と学校が連携・協働した取組を行うことで、教育への協力・支援・参画に向けた県民意識の醸成を図ります。

取組3-1 「みやざき子ども教育週間」の実施

- 毎年10月第3日曜日からの1週間を「みやざき子ども教育週間」として設定し、各学校や市町村、関係機関等で様々な取組を行うことにより、県民一人一人が、子どもの教育について果たす役割を自覚するとともに、協働して取り組もうとする機運の醸成を図ります。

取組3-2 県民への教育に関する広報・情報提供

- 県教育委員会の広報テレビ番組やホームページ等を活用して、様々な教育活動の情報を広く県民に発信・提供し、県民の教育に対する関心を高め、教育施策等への理解を促進することで、教育への協力・支援・参画に向けた県民意識の醸成を図ります。

【 県教育委員会の広報テレビ番組 】



取組3-3 学校からの情報提供等の工夫・充実

- 各学校が、様々な機会を通して保護者や地域住民の求める情報を把握し、学校だよりやホームページ等を活用して日常的に情報を提供することで、情報の共有化と相互理解を図ります。

取組3-4 地域の認知度の向上

- 地域住民や地元企業等との連携・協働により、地域の特徴に応じた地域の担い手として求められる資質・能力を、地域とともに育むことにより、「みやざきで暮らし、みやざきで働く」よさや地域の魅力などの認知度の向上を図ります。

取組3-5 地域ならではの「新しいゆたかさ」の実現

- 地域社会の維持・活性化に向け、小・中・高等学校等が切れ目なく地域との連携・協働を進めることにより、それぞれの地域を発信源として、その地域ならではの「新しいゆたかさ」の実現を図ります。

施策3 読書県づくりの推進

現状と課題及び今後の方向性

県民一人一人が生涯にわたって質の高い学びを重ねて成長し、様々な分野や場所で活躍し続ける力を身につけていくことが求められています。この生涯にわたる学びにおいて、読書が果たす役割は極めて重要です。特に、子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠かせないものです。また、大人になっても読書習慣を持ち続け、生涯にわたって読書に親しみ、自分の世界や知識、仲間を広げ、知的で心豊かな人生や活力あふれる県づくりの実現につなげていくことも大切です。

本県の学校における読書活動の状況を見ると、児童生徒一人当たりの学校図書館の年間貸出冊数や1日当たりの読書時間などは年々増加*1しています。一方、1か月に1冊も本を読まない「不読率」は、学校段階が上がるにしたがって高くなる傾向*2が見られるものの、近年、全国平均よりも低くなり、改善の兆候も出てきています。また、蔵書冊数等の学校図書館図書標準達成率の状況*3は、市町村によって差が見られ、学校図書館の環境整備については課題があります。

家庭・地域における読書活動の状況を見ると、子どもの読書については、家庭における読書の取組の二極化に加え、発達の段階が上がるにつれて読書離れが進む傾向が課題として挙げられます。また、大人の読書については、日常的に読書に親しむための取組や読書の楽しさを味わうための取組の工夫などが課題として挙げられます。

このような状況を踏まえ、学校においては、学校図書館の読書環境の整備に努めるとともに、これを活用した読書活動や一斉読書等の取組、保護者等に読書の大切さを知らせる機会の充実などに取り組んでいきます。

また、生涯読書活動の意義や明日の人材づくりの重要性を踏まえ、子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県づくり」を目指し、全県的な読書環境の整備や読書振興に向けた取組を推進します。

施策の内容と主な取組

1 学校における読書活動の推進

子どもたちが本に親しみ、読書する機会を更に充実させるため、朝の一斉読書の時間の設定や学校図書館を活用した学習活動等の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携による読書活動の充実を推進します。

*1 学校図書館及び読書に関する調査（宮崎県教育委員会）による。

*2 学校図書館及び読書に関する調査（宮崎県教育委員会）による。

*3 学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）による。

取組 1-1 一斉読書の推進

- 学校の教育課程において、朝の時間などに一斉読書の時間を設定することにより、子どもたちの読書への興味・関心を高めます。

取組 1-2 学校図書館の活用の推進

- 学校図書館が持つ「読書センター」「学習センター」「情報センター」の各機能を有効に活用することで、子どもたちの自主的・自発的な学習活動の促進や読書活動の充実を図ります。
- 学校図書館の機能が最大限に発揮され、子どもたちの読書活動や学習活動が促進されるよう、県立図書館及び関係機関が連携・協力して、学校図書館を総合的に支援する取組の充実・強化を図ります。

取組 1-3 学校・家庭・地域の連携の推進

- 特色ある優れた読書活動を行っている学校図書館等の情報を、県のホームページ等を通して、県内の各学校や県民に提供することで、教職員の意識や指導力を高め、家庭・地域と連携した読書活動の推進を図ります。

2 家庭・地域における読書活動の推進

各ライフステージにおける県民の読書活動を推進し、家庭、地域、職場で多様な読書活動が展開されるよう、家庭や地域における読書の普及や公立図書館の読書環境の整備・充実を図ります。

取組 2-1 家庭等における読書活動の推進

- 「乳幼児」「小学生」「中・高校生」「若い世代」「子育て・就労世代」「高齢者」の各ライフステージ等に応じた家庭における読書活動の推進に努めます。
- 県立図書館において、高齢者に対する大活字本の提供や障がいのある方に対する大活字本、音声録音図書等の提供、来館が困難な方への宅配サービスの利用促進等に努めます。

取組 2-2 地域・職場等における読書活動の推進

- 「いつでも」「どこでも」「だれでも」読書ができるように、店舗や病院などの身近な場所に、本を手にとることができる場をつくる機運の醸成や普及に努めます。
- 県立図書館において、世代をつなぐ継続的な読書活動の推進を図るとともに、課題解決につながる情報サービスや学習機会の提供、多様な主体が参画した深い学びや課題解決を図る「知の共有・創造」の場づくりに努めます。

3 読書県づくりの推進体制の充実

市町村や企業・団体等の多様な主体と連携・協働した推進体制づくりや、全県的な図書館ネットワークの構築など、県民が生涯にわたって読書に親しむ読書県づくりを推進します。

取組 3-1 読書県づくりに向けた生涯読書活動の普及・啓発

- 生涯読書活動が、家庭・学校・地域・職場を通して県全体で推進されるよう市町村と連携・協力するための場づくりや普及・啓発に取り組みます。
- 企業や団体等との協働による推進体制の構築を図るとともに、優れた取組を県のホームページ等で紹介し、全県的な取組へと広げていきます。

取組 3-2 図書館ネットワークの充実と図書館職員の専門性向上

- 県立図書館を中心として、市町村図書館（室）や学校図書館、大学図書館等とのネットワークの充実や図書館相互のサービスの向上を図ります。
- 全県的な読書環境の整備と図書館サービスの充実を図るために、公共図書館等の職員に対して専門的な研修を行います。

【宮崎県生涯読書活動推進計画（平成30年度～令和9年度）の概要～抜粋～】

目指す県民像 生涯にわたって 読書に親しむ「みやざき県民」

【施策の柱】

1 家庭における読書活動の推進

- (1) 「家庭で読書」の提唱と普及
- (2) 乳幼児の読書活動の推進
- (3) 小学生の読書活動の推進
- (4) 中・高校生の読書活動の推進
- (5) 若い世代の読書活動の推進
- (6) 子育て・就労世代の読書活動の推進
- (7) 高齢者の読書活動の推進
- (8) 障がいのある方の読書活動の推進

2 学校等における読書活動の推進

- (1) 幼稚園、保育所等における読書活動の推進
- (2) 学校や地域の特色を生かした読書活動の推進
- (3) 学校図書館の読書環境の整備・充実
- (4) 読書活動推進のための研修の充実
- (5) 学校等と公立図書館の連携促進
- (6) P T A活動と連携した読書活動の推進

3 地域・職場における読書活動の推進

- (1) 地域における読書活動の推進
- (2) 本と人をつなぐ「人づくり」と「場づくり」
- (3) 職場における読書活動の推進
- (4) 世代をつなぐ継続的な読書活動の推進
- (5) 本の多様な読み方、楽しみ方の情報の収集・提供
- (6) 読書を通じた「知の共有・創造」の場づくりの促進
- (7) 市町村立図書館等の利用促進

4 県民総ぐるみによる推進体制の充実

- (1) 県と市町村との連携・協力による推進体制
- (2) 民間企業・民間団体等との協働による推進体制
- (3) 「全県的な図書館ネットワーク」の構築

基本的な考え方



- ◎ 県民が本を読む楽しさやわくわく感を味わい、本を読むことで、自分の世界や知識、人とのつながりが広がることを支援します。
- ◎ 「乳幼児」「小学生」「中・高校生」「若い世代」「子育て・就労世代」「高齢者」の各ライフステージに応じたきめ細かな施策を講じます。
- ◎ 「家庭」「学校等」「地域・職場」「県・市町村」がそれぞれ役割を分担、連携・協働して目指す姿を実現していきます。
- ◎ 「日本一の読書県」を目指して、県民総ぐるみの生涯読書活動を継続的に推進します。

施策4 幼児期の教育の充実

現状と課題及び今後の方向性

少子化やライフスタイルの多様化など、複雑で変化の速い現在の社会において、主体的な学びや協働した取組、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続が、重要な課題となっています。近年、子どもを取り巻く環境の変化は大きく、保護者のニーズも多様化する中、直接体験や集団での経験の不足から、運動能力やコミュニケーション力の低下が見られ、粘り強さや探究心、自己肯定感・自己有用感の育ちに課題のある幼児が増えている傾向にあります。また、子育てに関する不安や悩みを抱えている保護者も多くみられます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものでありますが、このような現状は、その後の学力の形成や運動能力の発達、大人になってからの生活への影響などについても懸念を生じさせています。このため、施設類型や設置主体の違いにかかわらず、全ての子どもの健やかな成長のために、質の高い幼児期の教育を提供することが求められています。

これらを踏まえ、幼児期の教育に関わる全ての施設において、質の高い教育が提供できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園*1の教諭・保育士・保育教諭*2（以下「教諭等」という。）の資質及び専門性の向上を図る研修・助言の機会の充実に努めるとともに、子育て支援体制の充実により、不安や悩みを抱える保護者への支援を行うことで、幼児期の教育の充実に取り組みます。

施策の内容と主な取組

1 教育・保育内容の充実・支援

幼稚園・保育所・認定こども園に対し、運営への支援や教育課程等*3及びその他、幼児教育・保育内容に関する支援・助言に努め、教育・保育の内容の充実を図ります。

取組1-1 運営への支援・教育課程等、教育・保育内容に関する助言

- 研修会や幼稚園・保育所・認定こども園の監査の機会に、運営への支援や教育課程等及びその他、幼児教育・保育内容に関する助言を行うなど、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育内容の質の向上を図ります。

*1 保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子どもを対象に教育及び保育を一体的に提供し、さらに地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。

*2 幼保連携型認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ職員のこと。

*3 幼稚園及び認定こども園における「教育課程」と保育所における「全体的な計画」

2 子育て支援体制の充実

幼稚園・保育所・認定こども園や子育て支援団体などによる子どもの成育過程に対応した講座等の開催を推進することにより、子育て中の保護者に対する学習機会の提供に努めることで、子育て支援体制の充実を図ります。

取組 2-1 地域の子育て家庭への支援体制の充実に向けた研修の実施

- 幼稚園・保育所・認定こども園や児童館、地域子育て支援センター等の施設開放、子育てに関する相談、学習機会の提供や子育て支援員養成研修の実施により、子育て家庭への支援体制の充実を図ります。

3 小学校教育との円滑な接続の推進

市町村関係部局、市町村教育委員会と連携し、小学校との連携や接続に関する助言を行い、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携及び幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進を図ります。

取組 3-1 幼保小連携・接続の推進に関する取組・研修支援

- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携、幼児期の教育と小学校教育の接続に関する取組や研修の支援、指定地域における研究への支援により、県内の幼保小連携・接続の推進・充実を図ります。

取組 3-2 幼保小連携・接続推進会議の開催

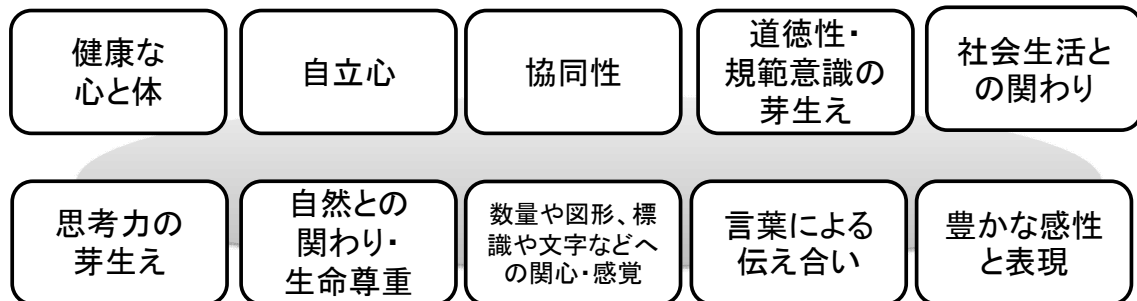
- 幼児期の教育・保育関係者の代表及び小学校の代表等で構成される幼保小連携・接続推進会議を開催し、幼保小連携・接続上の課題や指定地域における取組についての協議を行い、認識や情報等を共有することで、幼保小連携・接続体制の推進・充実を図ります。

参 考

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、その教育等に関わる者が、互いに育っていくことや育ってきたことを理解して、子どもたちの資質・能力を育んでいくために幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領等に示されたものです。

これは5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して、資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿で、指導を行う際に考慮するものであり、到達目標や個々に取り出されて指導するものではありません。



- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、5歳児後半に突然「なる」のではなく、3、4歳児（1、2歳児及び乳児期）からの積み重ねも大切です。また、小学校入学後もつながっていきます。
- 幼児期の教育と小学校教育が円滑に行われるように、意見交換や合同の研究の機会などを設けて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有しましょう。
- 小学校でも、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することで、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができるようにしましょう。

施策5 確かな学力を育む教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

我が国の小・中学校の児童生徒の学力に関しては、国内外の学力調査の結果を見ると、近年改善傾向にあります。一方、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていくという面に課題が見られ、直近の国際学力調査では、読解力が低下しているとの課題も指摘されています。

現在の知識基盤社会では、新しい知識・情報・技術が様々な活動の基盤として非常に重要になっていますが、これらをめぐる変化は加速度を増しており、今後の社会の変化を予測することは、ますます難しくなっています。このため、子どもたちが、これからの社会を生き抜いていくためには、基礎的な知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力等をバランスよく身に付けさせ、確かな学力を育んでいく必要があります。

本県の児童生徒の学力については、平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校の国語（A問題*1）や理科、中学校の数学（A問題）については全国水準にあるものの、全国水準をやや下回る教科区分も見られます。特に、小・中学校ともに、B問題*2について課題が見られます。

このような状況を踏まえ、全国学力・学習状況調査等の結果をもとに、授業改善をねらいとした研修会や学校支援訪問、校内研修などの取組の充実を図り、これを教員の指導力の向上につなげ、授業を改善することで、本県の児童生徒の学力向上を推進します。

また、高等学校においては、選挙権年齢の18歳引き下げに伴い、生徒にとって社会が一層身近なものとなってきていることを踏まえ、社会とのつながりを意識させながら、実際の社会で求められる資質・能力を育めるよう、「主体的・対話的で深い学び」や「探究的な学び」の充実・推進に取り組みます。

施策の内容と主な取組

1 小・中学校の学力向上

学力向上の取組を推進するため、児童生徒の学力や学習状況の把握・分析を行うとともに、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援し、少人数指導の工夫・改善など、実態に応じた学力向上の取組を推進します。これらを通して、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や、学んだ知識や技能を活用するための思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

*1 主として「知識」に関する問題

*2 主として「活用」に関する問題

取組 1-1 児童生徒の学力の把握

- 小・中学生の学力の実態や学習状況を把握・分析し、地域や学校の実態に応じた学力向上の取組を推進するために、本県独自の学力調査を実施し、授業改善等に反映させます。

取組 1-2 学力向上マネジメントサイクル確立の支援

- 学力に関する実態の把握・分析を行い、授業改善等の実践や取組の更なる改善を進めるために、学校における学力向上マネジメントサイクルの確立を支援します。

取組 1-3 学力向上を図るための組織的取組の推進

- 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実と学力の向上を図るために、学習課題や習熟の程度に応じた少人数指導やチーム・ティーチング、小学校における教科の専門性を生かした指導など、学校の組織的取組の工夫・改善を図ります。

2 高等学校の学力向上

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めます。

取組 2-1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- 生徒が学習の見通しを立てたり振り返ったりする「主体的な学び」、生徒同士で話し合いを行う「対話的な学び」、教科の特質に応じた見方・考え方を働かせて教科の本質を学ぶ「深い学び」の視点で授業改善を図ります。

取組 2-2 地域社会との協働による「探究的な学び」の推進

- 横断的・総合的な学習を通して、自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し、よりよく解決していく資質・能力の育成を図るため、地元自治体や高等教育機関、産業界等との協働による「総合的な探究の時間」の推進を図ります。

取組 2-3 資質・能力のバランスのとれた学習評価

- 指導と評価の一体化を図るために、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等の多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストにとどまらない、多面的・多角的な評価の充実に努めます。

3 教員の授業改善

授業改善をねらいとした研修会や学校支援訪問の実施、校内研修の充実等により、教員の指導力を向上させ、授業を改善することで、児童生徒の学力向上を図ります。

取組 3-1 学力調査の結果等をもとにした研修会の実施

- 学力調査の結果等を分析することで明らかになった課題について、課題解決の方策を明確にした研修会を実施し、教員の指導力の向上を図ります。

取組 3-2 学力向上のための学校支援訪問の実施

- 学力向上及び授業改善をねらいとした学校支援訪問を実施し、授業者への個別のフィードバック等を通して、教員の指導力を向上させ、授業を改善することで、児童生徒の学力向上を図ります。

取組 3-3 校内研修の充実の支援

- 各学校における授業改善のための校内研修の取組に対し、研修会の実施や訪問指導、情報の提供を行い、校内研修の充実を図ります。

【 授業改善に係る共通のチェックポイント 】

県教育委員会では、全ての子どもが「分かった！できた！」という授業を、全ての教職員が展開できるよう「共通のチェックポイント」(下)を全ての公立小・中学校に示し、授業改善に取り組んでいます。

授業改善のkeyword 「分かる！・できる！」まで教えよう！！

個々の教師の授業に対する チェックポイント	チェック	学校の組織的対応に対する チェックポイント	チェック
1 子供一人一人の理解度を1単位時間の授業の中で評価し、定着や習熟を図る時間が確保されているか？		1 全国学力調査、みやざき学力調査、その他の学力調査などを「分布」と「経年変化」の視点から分析しているか？	
2 指導の内容が精選されており、テンポや間に配慮して授業を進めているか？		2 理解が不十分な子供に対する補充指導の場が確保されているか？(1日、学期、年間)	
3 授業の内容は子供の実態にマッチしているか？(平均をやや下回る子供も理解できる内容か？)		3 職員が相互に授業を気軽に参観し、評価し合う取組が行われているか？	
4 教師の指示や発問は的確で、子供に伝わっているか？(音量、話し方も)		4 学習の基盤となる態度や能力(相手の意見を聞く、わかりやすく話す、文章を速く正確に読み取る、ノートのまとめ方等)の育成を意識した取組がなされているか？	

施策6 人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

平成30年度の全国学力・学習状況調査*1の結果を見ると、「いじめは、どんなことがあってもいけないことだと思う」や「学校のきまり（規則）を守っている」などの人権意識や道徳心、規範意識に関する項目について、肯定的な回答をした本県の児童生徒の割合は、全国平均より高い結果となっているなど、本県の子どもたちの状況は、おおむね良好であると考えられます。

一方、これまで学校や家庭、地域社会のあらゆる場において、人権に関する施策や教育が推進され、人権が尊重される社会の実現に向けて一定の成果を上げてきましたが、私たちの身の回りには、依然として、同和問題*2をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な人権問題が存在しています。さらに、いわゆるヘイトスピーチ*3を含む外国人に対する差別や、性的指向*4及び性自認*5を理由とする偏見や差別などの人権問題も顕在化しています。

また、道徳教育については、小・中学校において「特別の教科 道徳」が新たに教科化されたことを受け、各学校は、その趣旨や内容を踏まえて、道徳授業の質的向上を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、人権尊重の観点からは、県民一人一人が人権についての正しい知識を学び、人権を相互に尊重し合う、共に生きる社会の実現を目指す必要があります。子どもたちが自尊感情を高め、他者理解を深めて違いを認め合えるよう人権感覚を育むとともに、教職員をはじめ、地域の大人の人権感覚を高めるため、指導者の養成や学校と家庭、地域が連携した人権教育を一層推進します。

また、豊かな心を育む観点からは、各学校における道徳教育の推進体制や研修体制の充実に努め、更なる道徳教育の推進を図るとともに、体験活動や文化芸術活動の充実に通じて、子どもたちの社会性や感性を育み、豊かな人間性を育成する取組を推進します。

*1 全国学力・学習状況調査の一部として行われている「児童生徒質問紙」による調査の結果。

*2 被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

*3 明確な定義はないが、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由として一方的に社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする内容の言動が、最近、デモやインターネット上などで見られており、それらの言動がヘイトスピーチに当たると言われている。

*4 人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念。具体的には、対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛など。

*5 自身の性別に関する自己意識のこと。ジェンダーアイデンティティーともいう。

施策の内容と主な取組

1 人権教育の推進

各学校における人権教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、学校と家庭・地域との連携及び関係機関・団体等との協働を通して、人権が尊重される社会の実現に努めます。

取組 1-1 幼児児童生徒の人権感覚の育成

- 各学校において、人権教育の目標や目指す児童生徒像等の設定、全体構想や年間指導計画等の整備を図るとともに、人権教育推進のための校内推進委員会の設置及び組織の活性化等に取り組みます。

取組 1-2 教職員の人権感覚の高揚と指導力の向上

- 教職員の人権感覚を高め、様々な人権問題への理解を深めるとともに、参加体験型学習（ワークショップ*6）等の専門的指導ができる人権教育指導者を養成するために、校内・校外での研修の充実を図ります。

取組 1-3 地域と連携した人権尊重の精神の醸成

- 学校・家庭・地域が連携し、NPO法人や関係機関・団体等との協働を図りながら、人権尊重の啓発に関する共通理解や協働実践を通して、人権が尊重される地域づくりに取り組みます。

2 道徳教育の推進

各学校における道徳教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、小・中学校においては、新たに教科化された「特別の教科 道徳」の趣旨や内容について周知及び理解を図り、高等学校においても新学習指導要領を踏まえて、道徳教育の推進を図ります。

取組 2-1 各学校における道徳教育の充実

- 各学校の実態に応じた道徳教育の全体計画を明確に掲げるとともに、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師が中心となり、道徳教育推進のための体制を確立することで、各学校が一体となった道徳教育を進めます。

取組 2-2 道徳教育の研修会の実施

- 道徳教育に関する研修会等を実施することで教員の指導力を向上させ、小・中学校においては、「考え、議論する」道徳授業への改善を進め、道徳科の全面実施への円滑な移行と、その充実を図ります。また、高等学校においても、道徳教育が人間としての在り方生き方に関する教育として、教育活動全体を通じて行われるよう、その充実を図ります。

*6 学習者が自らの知識や体験をもって、主体的にグループでの話し合いや体を動かして学習する活動。

3 体験活動の充実

児童生徒の自然体験・社会体験活動、仲間との交流活動を通して、豊かな人間性や社会性の育成を目指します。

取組 3－1 自然体験・社会体験活動の充実

- 児童生徒の発達の段階に即して、自然体験・社会体験活動をより計画的・効果的に実施し、たくましさや協調性、奉仕の精神などの豊かな人間性・社会性の育成を図ります。

取組 3－2 青少年自然の家の機能充実

- 青少年自然の家の機能充実を図り、地域や学校、青少年育成団体等と連携・協力しながら、自然体験や集団宿泊活動等の多様な青少年活動の機会の拡充に努めます。

4 文化芸術活動の充実

児童生徒が、優れた文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術に触れる機会を提供するとともに、芸術に関わる教員の指導力の向上や高校生の文化部活動への支援を通して、情操教育等の充実を図ります。

取組 4－1 優れた舞台芸術を鑑賞する機会の充実

- 各学校の児童生徒を対象に、優れた音楽、演劇、古典芸能を鑑賞したり、触れたりする機会を提供し、文化芸術に対する関心を高めることにより、豊かな感性の育成を図ります。

取組 4－2 芸術に関わる教員の指導力向上のための支援

- 県内の芸術に関わる教員に対して、講師を招いた実技講習会や研修会を実施することにより、教員の指導力を高め、学校における文化芸術活動の質の向上を図り、児童生徒の芸術文化を愛好する心情の育成を図ります。

取組 4－3 高校生の文化部活動への支援

- 県内の高校生に、文化芸術活動の成果を総合的に発表する機会を提供することにより、参加生徒・学校間・地域の方々との交流を深め、文化芸術活動の推奨と普及、振興を図ります。

施策 7 特別支援教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

特別支援教育を取り巻く情勢は、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」への批准や、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、大きく変化してきています。教育分野においても「障害者の権利に関する条約」に掲げられている「インクルーシブ教育システム*1」の理念を踏まえ、全ての学校において、全ての教職員により特別支援教育を推進していくことが重要となっています。

本県における特別支援教育は、これまで、「第二次宮崎県教育振興基本計画」の具現化及び共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進のための施策を「みやざき特別支援教育推進プラン」（平成24年度策定）に基づき、総合的かつ計画的に実施してきました。

その結果、本県独自の県内各地域における特別支援教育の支援体制の構築や、特別支援学校におけるキャリア教育の充実などの成果が出ています。一方、今後の課題としては、構築した各地域の支援体制の充実や教職員の特別支援教育に関する専門性の強化などを図る必要があります。さらに、切れ目ない支援体制の確立のためには、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携や、乳幼児期から学齢期、学校卒業後に至るまでの支援の確実な接続の推進が求められています。

このような状況を踏まえ、今後は、平成30年11月に改定した「みやざき特別支援教育推進プラン」に基づき、共生社会における障がいのある子どもの自立と社会参加に向け、乳幼児期から学校卒業後までの切れ目ない支援体制の充実や教職員の特別支援教育に関する専門性の向上などに取り組みます。



特別支援学校の子もたちと高校生の交流及び共同学習の様子
(交流のための用具開発(左)／文化芸術活動による交流(右))

*1 障害者の権利に関する条約において示された教育のモデル。人間の多様性の尊重を強化することや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加できるようになることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。

施策の内容と主な取組

1 多様なニーズに対応した支援体制の充実

小・中・高等学校における校内支援体制の一層の充実や「個別の教育支援計画」*2等の作成と活用を推進することなどにより、これまで構築してきた県内各地域の支援体制の一層の充実を図ります。

取組 1-1 校内支援体制の一層の充実

- 小・中学校における校内の支援体制について、特別支援教育の視点を盛り込んだ学校経営計画の作成や、校内の支援体制充実のための組織づくりなどを推進するとともに、高等学校において新しく制度化された通級による指導*3や発達障がいに対応した支援体制の強化を図るなどして、多様なニーズに対応した切れ目ない支援体制の充実を図ります。

取組 1-2 個別の教育支援計画等の作成と活用の充実

- 小・中・高等学校及び特別支援学校において、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」*4の作成を徹底し、進級、進学、転学の際に支援の引き継ぎのために活用を推進することで、多様なニーズに対応した切れ目ない支援体制の充実を図ります。

2 特別支援教育に関する専門性向上

幼児期の教育を担う幼稚園教諭や保育士、保育教諭、小・中・高等学校の教職員の研修の充実や、特別支援学校における教職員の専門性を高めるための研究の推進等により、教職員の特別支援教育に関する専門性の強化を図ります。

取組 2-1 教職員・保育士の実践的な研修の実施

- 全ての学校種（幼稚園等を含む）の教職員や保育士を対象として、特別支援教育に関する研修を県内各地域で実施するとともに、関係部局と連携しながら幼児期の教育における特別支援教育に関する研修を実施し、専門性の強化を図ります。

*2 学校が、家庭、地域及び医療や福祉、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で障がいのある子どもへの教育的支援を行うために作成し活用する計画。具体的には、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連づけたりするなど関係機関の役割を明確にしたりするもの。

*3 通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、各教科等のほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、「通級指導教室」などと呼ばれる学びの場で受ける指導形態のこと。障がいの状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供するもので、特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができるが、単なる各教科の遅れを補充するための指導ではない。

*4 学校が、障がいのある子どもの実態を的確に把握し、各教科等の指導を行うために作成し活用する計画。障がいのある子ども一人一人について、指導の目標、内容、方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するもの。

取組 2-2 特別支援学校における専門性強化の研究の実施

- 特別支援学校において、専門性強化のための研究指定を行い、その成果を県内全ての特別支援学校で共有することにより、特別支援学校の教職員の専門性強化を図ります。

3 自立支援・就労支援の充実

特別支援学校における早期からのキャリア教育の充実をはじめ、早期から一貫した職業スキルを高める指導の充実を図るとともに、地域と連携した自立支援体制の充実を図ることで、生徒の職業スキルの向上、職場開拓や定着支援の充実及び離職防止に努め、自立支援・就労支援の充実を図ります。

取組 3-1 職業スキルを高める指導の充実

- 幼稚部や小学部からできているあいさつなど、障がい種に共通する基本的な生活習慣の評価方法を開発し、早期から一貫した職業スキルを高める指導の充実を図ります。

取組 3-2 地域と連携した自立支援体制の充実

- 各特別支援学校と地域や企業、福祉・労働機関等との連携を密にしながら、就労支援事例のデータベース化を図るとともに、特に企業と連携して、自立や就労に向けた「作業学習」などの学習の在り方について研究を行うことで、自立支援・就労支援の充実を図ります。

【地域と連携した自立支援・就労支援の取組～平成31年4月開始事業(全体像)】



施策8 郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

少子高齢化の急速な進展などにより、地域における結びつきや連帯意識の希薄化などが懸念されています。地域が今後も活力を維持し、発展していくためには、地域社会に生きる全ての人が、その一員であることを自覚し、自ら地域や社会をよりよくしていこうとする意識を持って、地域の課題解決のための活動に積極的に取り組んでいくことが求められています。このため、これからの時代を生きる子どもたちに、ふるさとへの愛着や誇りを育み、地域への関心を高め、地域課題解決に参画する意識と態度を育む教育を推進することが必要となります。

平成30年度の「みやざきの教育に関する調査」の結果によると、「宮崎県や自分の住んでいる市町村など、ふるさとが好きである」という問いに対して、9割近くの児童生徒が「とても」又は「ある程度」あてはまると回答していますが、学校段階が上がるにしたがって、その割合が減っていく傾向が見られます。

また、これまで、子どもたちは、子ども会活動や公民館活動などを通して、地域とのかかわりを深めたり、学校においては「総合的な学習の時間」等において、地域住民の協力を得ながら、地域を知り、地域に学ぶ学習等を経験してきているものの、地域社会に参画する態度を育むまでには至っていないという指摘もあります。

これらの状況を踏まえ、今後も引き続き、学校や地域において、ふるさとを知り、ふるさとにふれ、ふるさととの関わりを深める中で、ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む取組のより一層の充実に努めます。

また、教科等の学習や総合的な学習の時間、特別活動など、学校における様々な教育活動を通して、子どもたちに、集団づくりや地域活動に取り組む意識・態度を育成し、地域社会の一員としての自覚や主権者として必要な資質を養い、地域社会に参画する態度を育む教育を推進します。

さらに、地域には、生きた課題が多く存在し、生徒が社会とのつながりを実感しながら探究を深める貴重な学習機会を提供できることから、特に高等学校において、身近な存在である地域と学校が手を携え、体験と実践を伴った探究的な学びが展開されるよう取組を推進します。

施策の内容と主な取組

1 学校における「ふるさと学習」の充実

学校教育において、児童生徒が地域のおよさや課題について理解を深められるよう、地域や学校の特色に応じ、教科等の学習や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間をはじめ、様々な体験活動や探究活動を通じて、ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む教育の充実に努めます。

取組 1-1 地域の特性を生かした「ふるさと学習」の推進

- 地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化など、地域の持つ豊かで多様な教育資源を活用しながら、教科等の学習指導や総合的な学習の時間など、教科横断的な教育活動を通して、地域のよさや課題について理解を深め、地域に対する誇りや愛着を育む教育の充実を図ります。

取組 1-2 豊かな体験活動等の充実

- 自己の将来にかかわる体験活動や、地域や学校の特色に応じた自然や文化芸術にかかわる体験活動、さらに、地域人材を活用した地元で働くことや暮らすことの魅力を語ってもらう「よのなか教室」等を通して、ものの見方や考え方を身に付けさせ、自己の在り方生き方を考えることができる力を育む教育の充実を図ります。

取組 1-3 小学校社会科副読本の内容の充実・活用

- 本県に関する様々な資料をもとに、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、県内の産業や特色などについて学ぶことのできる社会科副読本を制作し、その活用を推進します。

2 地域課題解決に参画する態度を育む教育の推進

学校における様々な教育活動を通して、児童生徒に、地域社会の一員としての自覚や必要な資質を養い、地域の課題に関心を持ち、その解決に主体的に参画しようとする意識や態度を育てます。

取組 2-1 特別活動における取組の充実

- 学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等を通して、地域（集団）の一員としての自覚や主体的に参画する意識を高め、社会の一員として必要な資質を養います。

取組 2-2 総合的な学習の時間における横断的・探究的な取組の充実

- 地域の人々の暮らしや伝統文化など、地域や学校の特色に応じた課題などについて、各教科等の学習を通して身に付けた知識・技能等を活用し、探究することにより、地域が抱える課題をよりよく解決しようとする資質や能力を育成します。
- 総合的な探究の時間では、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し、よりよく解決していくための資質・能力の育成を図ります。

取組 2-3 高等学校における地域と連携した学習の充実

- 地元自治体、企業等と連携しながら、高校生が実社会や実生活と自己との関わりから問いを発見し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを行うことによって、よりよい社会を実現しようとする態度の育成を図ります。
- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校と地域が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのか明確にしながら、地域社会との連携・協働によりその実現を図ります。

取組 2-4 主権者教育の推進

- 社会科等の授業において、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を、発達段階に応じて身に付けさせるなど、主権者教育の充実を図ります。
- 高等学校においては、各学校において主権者教育推進委員会を設置し、指導の核となる主権者教育推進リーダーを中心に、指導計画を企画・立案し、必要に応じて選挙管理委員会と連携しながら、主権者教育の充実を図ります。

3 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

子どもたちが子ども会活動や公民館活動等に積極的に参画し、体験を通して地域のよさや課題にふれ、地域の課題解決に積極的に関わろうとする意識が高まるよう広報・啓発等に努めます。また、地域の文化財などを活用した「ふるさとに学ぶ活動」を推進します。

取組 3-1 地域における体験活動の推進

- 地域学校協働活動を推進するとともに、市町村や社会教育関係団体及び企業等が行う、子どもたちを対象とした多様な体験活動に関する情報を、広報番組やホームページ等で紹介することにより、地域における豊かな体験活動を奨励します。
- 青少年自然の家や図書館・美術館・博物館等が実施する体験活動の事業に関して、積極的に情報提供するとともに、文化施設と学校との連携を推進します。また、子どもたちを含め県民全てが、地域の自然・歴史・文化等について学ぶ機会の充実を図ります。

取組 3-2 地域活動に参画できる体制づくり

- 地域住民等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を取り入れることによって、子どもたちが地域活動に参画できる体制づくりを推進します。
- 地域活動への子どもたちの積極的な参画を奨励するために、地域学校協働活動の事例集を作成し周知・広報に努めます。

取組 3-3 文化財を活用した活動の推進

- 博物館等の文化施設による、文化財を活用した展示会や講座等を、県内各地で積極的に開催し、子どもたちへの「ふるさとに学ぶ活動」の機会提供を一層推進します。
- 文化財愛護少年団の交流会や民俗芸能の公演等を実施することで、郷土を理解し、誇りと愛着をもち、将来を担う人材を育む教育を推進します。
- 「みやざき文化財情報」や「みやざきデジタルミュージアム」、博物館等の教育機関のホームページなどにおいて、本県の歴史や文化財に関する情報の充実に努め、学校や地域が、これらの情報を手軽に活用できる環境を整えます。

施策 9 キャリア教育・職業教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

グローバル化や高度情報化、技術革新の進展、人口減少・少子高齢化による地域社会の変化などに伴って、産業・経済の構造的変化や雇用形態の多様化・流動化が進んでいます。これらの変化を背景として、就職・進学を問わず児童生徒の進路を取り巻く環境は大きく変化しています。

このように、複雑化・多様化する現在の社会の中で、児童生徒の勤労観や職業観をどのように確立させていくのか、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力をどのように育てていくのかが課題となっています。

また、本県の人口減少や高齢化は、全国よりも速いスピードで進行していることから、将来、地域産業を支える人材や地域医療に携わる医師などの人材が不足するなど、地域の活力が低下することが懸念されるとともに、県外への就職・進学による若年層人口の県外流出や全国平均よりも高い早期離職率への対応などが課題となっています。

これらの課題に対応するため、子どもたちに社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を積極的に推進し、各学校段階における一貫した取組や地域産業界等と連携した体験的・実践的な取組の充実を図ります。

さらに、地域社会や地域産業を担う人材の育成を推進するため、産業界や各種団体、関係機関等との連携を図りつつ、職業教育の充実をめるとともに、高校生の就職支援の充実に取り組みます。

施策の内容と主な取組

1 縦の連携を重視したキャリア教育の推進

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるため、勤労観・職業観の確立やコミュニケーション能力の育成、様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることなどを目指し、各学校段階のつながりを意識したキャリア教育を推進します。

取組 1-1 各学校段階における一貫したキャリア教育の推進

- 子どもたちの学びや成長の過程を意識しながら各学校段階に応じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力（基礎的・汎用的能力）を育成するため、小学校から高等学校段階までの12年間を見通したキャリア教育を推進します。

【 社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力＝「基礎的・汎用的能力」 】

人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ など	自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付けや忍耐力、ストレスマネジメント、主体的な行動力 など	情報の理解・選択・処理、本質の理解、原因の追求、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善 など	学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択・行動と改善 など

取組 1－2 キャリア教育支援センターや高等教育機関との連携

- キャリア教育支援センター*1 や高等教育機関と連携し、学校の研修支援や合同研修会において、より実践的なキャリア教育支援プログラムの充実・強化を図ります。

2 地域と連携したキャリア教育の推進

子どもたちが自ら将来像を描き、夢に向かって成長していけるよう、キャリア教育支援センターの充実を図りつつ、学校と地域や産業界、保護者などが連携・協働して、体験的・実践的なキャリア教育の推進を図ります。

取組 2－1 産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育の推進

- 地域や産業界等と連携・協働し、地域の大人が子どもたちに、働く喜びや苦労、自分自身の生き方等について語る「よのなか教室」などの場を通して、自分の生き方をはじめ、地域の魅力や社会とのつながりについて考えることができるキャリア教育の推進を図ります。

取組 2－2 勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる様々な学習や体験の推進

- 身の回りの仕事への関心や働くことへの意欲を高め、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するために、小・中学校において、地域で働く人々による授業、職場見学や職場体験などの体験的な活動の推進を図ります。

取組 2－3 全県的なキャリア教育推進体制の充実

- 市町村のキャリア教育支援センターの活動支援等を通じて、県と市町村のセンター間のネットワークを拡大・強化し、全県的なキャリア教育を推進する体制の充実を図ります。

*1 地域（県及び市町村）におけるキャリア教育推進の中核となる組織。学校等に対して、研修の支援や「よのなか教室（職業人講話等）」実施の支援、情報提供等を行い、学校と地域・企業等が連携したキャリア教育を推進するため、各種のコーディネート機能を担う。県キャリア教育支援センターでは、各市町村におけるキャリア教育支援センター立ち上げの支援も行っている。

- 学校や市町村教育委員会の求めに応じ、校内研修の支援、職業人講話等を行う人材の紹介や実施方法などの支援を行います。



小林市キャリア教育支援センター
(平成29年5月開設)



高鍋町キャリア教育支援センター
(平成30年10月開設)

取組 2-4 アシスト企業の活用促進

- 子どもたちへのキャリア教育の機会が充実するよう、専門知識、技術、人材等を有するアシスト企業*2 が行う出前授業や職場体験学習などの活用を促進します。

3 産業や医療・福祉を担う人材の育成

本県の産業を発展させ、元気な宮崎を実現するために、基幹産業である農林水産業やものづくり産業を担う人材の育成を目指し、専門教育の充実や指導者の資質の向上に取り組みます。また、地域における医師確保が課題となっている本県において、将来の地域医療を担っていこうという意欲を持った子どもたちを育成するために、教育と医療分野の連携、医療に関するキャリア教育の推進に取り組みます。

取組 3-1 農林水産業の担い手やものづくり産業の人材育成の推進

- 各種団体や関係機関等と連携・協働し、農林水産業の担い手の育成に取り組みとともに、地域産業界と連携してネットワークを構築し、ものづくり産業の発展に貢献できる人材の育成等に取り組みます。

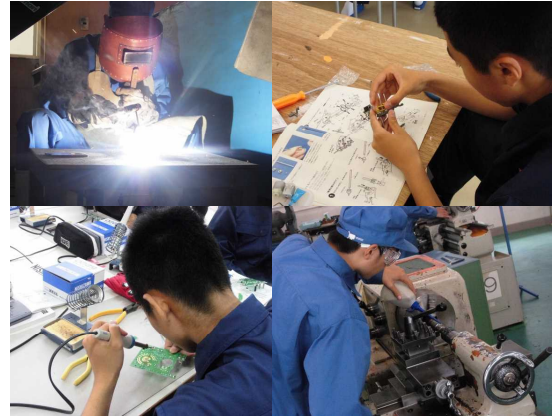
取組 3-2 時代や社会の変化に対応できる質の高い専門教育の充実・推進

- 社会の情報化、経済のグローバル化、科学技術の高度化等の進展に伴う、産業構造の変化やニーズに柔軟に対応した専門教育の実施に向けて、その質の向上や充実に取り組みます。

*2 企業がもつ専門性や人材などの豊富な教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供する本県の登録企業。



農業科の授業の様子（高等学校）



工業科の授業の様子（高等学校）

取組 3－3 教員の専門力向上対策の充実

- 産業界や企業等の先端的な取組や高度な技術力を、指導者の専門力向上に活用するなど、職業教育の指導者の専門力向上に取り組みます。

取組 3－4 地域医療を担う人材の育成

- 医療機関や大学、関係自治体等と連携して、高校生向けの地域医療講座や医師フォーラム、インターンシップ*3 等を実施し、本県の地域医療を担う人材の育成等に取り組みます。

4 高校生の就職支援の充実

産業構造の変化や雇用形態の多様化等の中にあっても、本県の高校生が夢と希望を持ち、社会人としてスタートできるよう就職支援対策の推進に取り組みます。

取組 4－1 高校生の就職支援対策の充実

- 多様化する雇用環境の中において、外部人材を活用するなどして産業界や関係機関との連携を密にし、景気や雇用情勢に左右されない持続可能な関係性を築き上げるとともに、雇用の確保・拡大に取り組みます。

取組 4－2 長期インターンシップ等による職業教育の充実

- 就職後の実社会における様々な課題に的確に対応できるよう、地域産業界や関係機関等からの支援・協力を基盤とした長期インターンシップやデュアルシステム*4 を推進することにより、職業教育の更なる充実に取り組みます。

*3 高校生や大学生などが地域の企業等において、学習内容や将来の進路希望に応じた就業体験を行うこと。

*4 高校生の実践力の向上や勤労観・職業観の育成を目的として、学校での座学と企業での実習を組み合わせる教育システム。

施策10 社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進

現状と課題及び今後の方向性

我が国の社会は、現在、グローバル化や情報化の進展、科学技術の発達などにより大きく変化しています。今後もAIやIoT等の技術革新に伴い、変化のスピードは加速度を増すことが予想され、未来の社会を予測することは難しくなる一方、持続可能な社会の実現を目指す観点から、環境問題への関心も高まっています。このように複雑で予測困難な時代の到来を見据え、未来の社会を担う子どもたちに、変化の激しい社会を生き抜くための力を育てていくことが必要となっており、様々な分野で未来の社会をけん引する人材の育成も求められています。

これらの課題に対応するため、学校においては、自国の文化とともに異文化を理解し、国際社会の一員として主体的に生きていく態度の育成や、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる資質・能力の育成など、グローバル化に対応した教育を推進します。

また、科学技術に対する関心を高め、新しい科学技術を創造しようとする態度を育成するとともに、これからの科学技術の発展を担うため技術者や科学者等を志そうとする人材の育成に向け、大学や関係機関等と連携しながら、科学技術教育の推進に取り組みます。

さらに、これからの情報化社会に必要な資質・能力、態度の育成や、学校における情報機器や環境整備等を進めるため、情報活用能力の育成や教科におけるICT活用、校務の情報化の3つの面から教育の情報化を推進するとともに、自然や環境保全への関心を高め、持続可能な社会の構築を目指して、社会と自然環境との共生を図ろうとする態度などを育成する環境教育の推進に取り組みます。

施策の内容と主な取組

1 グローバル化に対応した教育の推進

伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の育成など、グローバル化に対応した教育の充実を図ります。

取組1-1 国際教育*1（国際理解教育）の推進

- 国際理解の基礎となる地域や日本の文化への理解を深めるため、地域人材を活用しながら、児童生徒が、郷土の伝統・文化を大切にする教育を推進します。

*1 国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育。異文化理解・交流等を進める従来の国際理解教育に加えて、海外子女教育、外国人児童生徒教育などを含む、より広い概念として使われ、主体性や発信力を重視する内容となっている。

- 国際交流員や外国語指導助手（ALT*2）、地域在住の外国人や県内大学の留学生、外国人教員を活用して、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を推進します。

取組 1-2 グローバル化に対応した人材の育成

- 国の指定校事業等を活用して、グローバルな社会課題を発見・解決する力や、コミュニケーション能力の養成を行うなど、新たな社会をけん引する人材の育成を図ります。

取組 1-3 海外留学・留学生受入れの支援

- 教員向けの研修会等において、情報の収集・提供を行うなど、児童生徒の留学意識の醸成を図ります。

取組 1-4 外国語教育の充実

- 各学校段階を通じた外国語教育の連携を図るとともに、外国語指導助手（ALT）や地域人材を活用し、発信力及びコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 各種研修会等において、国際教育（国際理解教育）や外国語教育に関する研修を行うなど、グローバル化に対応できる教員の育成を図ります。

取組 1-5 宮崎の将来を担うグローバル産業人財の育成

- 高等教育機関や産業界と連携し、海外留学制度の充実等に努めながら、地域や県内企業を支える、宮崎から世界へ挑戦するグローバル産業人財を育成します。

2 科学技術教育の推進

大学や産業界、関係機関等と連携し、科学技術に関する参加体験型学習やコンクール等を実施するとともに、最先端の科学技術を学ぶ機会の充実に努めるなど、科学技術教育の充実に努めます。

取組 2-1 関係機関と連携した科学技術教育の推進

- 科学の発展に寄与できる人材育成を目的としたスーパーサイエンスハイスクール*3 の取組等を参考にしながら、地域の産業界や大学、研究機関等と連携を図り、最先端の科学技術を学ぶ機会の充実に努め、技術者や科学者等を志す人材の育成を図ります。

取組 2-2 参加体験型学習やコンクール等の取組の充実

- 大学や関係機関と連携し、参加体験型学習や科学研究に関するコンクール等の取組を行うなど、自然の事物・事象に興味・関心を持った子どもたちを育てるため、科学技術教育の充実に努めます。

*2 Assistant Language Teacher の略。小学校の外国語活動や、中学校及び高等学校等の外国語の授業で教員を補助する外国人等。

*3 科学技術系人材の育成のため、独自のカリキュラムによる授業や、大学・研究機関などとの連携、地域の特色を生かした課題研究などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

3 教育の情報化の推進

安心・安全なネットワークの基盤の提供やICT機器の更新・整備及び教職員のICT活用研修の機会の設定を通して、教育の情報化（情報活用能力の育成・教科におけるICT活用・校務の情報化）の充実を図ります。

取組3-1 情報活用能力の育成

- 情報活用能力に関して、全教育活動における発達段階に応じた体系的な指導や、各学校でのプログラミング教育*4の充実などを通して、情報活用の実践力や情報の科学的な理解及び望ましい情報化社会に参画する態度の育成を推進し、変化の激しい社会を生きるために必要な力の育成を図ります。

取組3-2 教科におけるICT活用の推進

- 活用事例を共有するなどして教職員の指導力を高め、教科学習において児童生徒が積極的にICTを活用する機会を増やすことで、ICTの特性や強みを生かした主体的・対話的で深い学びを実現し、教科等における学力の向上を図ります。

取組3-3 校務の情報化の推進

- ICT機器の更新・整備や校務を支援するシステムの構築・改善及び情報セキュリティ対策を推進することにより、安心して効果的な校務処理を可能にし、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。

4 環境教育の推進

社会と自然環境との共生を目指し、自然環境の保全に寄与しようとする態度の育成を図るなど、環境教育の推進を図ります。

取組4-1 地域や家庭との連携等による環境教育の推進

- 持続可能な社会の構築を目指して、家庭や地域と連携しながら、自然環境に対する責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度や環境問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に努めます。
- 児童生徒それぞれの発達の段階に応じた環境教育の指導計画を策定し、各学校における環境教育を体系的に推進します。

取組4-2 関係機関との連携による環境教育の推進

- 関係機関と連携し、各学校の教員を対象にした研修を行い、自主的・積極的に環境保全活動に取り組む態度を育成するなど、環境教育の推進を図ります。

*4 コンピュータに意図した処理を行うよう指示できるという体験をさせながら、発達の段階に即して、必要となる知識・技能、プログラミング的思考などの資質・能力を育成するもの。新しい学習指導要領では、小・中・高等学校を通じて充実することとされ、令和2年度から小学校においても導入される。

施策 1 1 教職員の資質向上と学校業務の改善

現状と課題及び今後の方向性

近年、生徒指導上の諸問題や特別な支援が必要な児童生徒の増加など、学校における問題は複雑化、多様化しています。また、新学習指導要領に伴う教育課程の準備や授業改善など、新たな教育課題への対応も求められています。学校は、それらに適切に対応しながら、保護者や地域の信頼を高めていかなければなりません。

そのためには、学校における最大の教育環境ともいえる教職員について、優れた資質を備えた魅力ある人材を確保すること、教職員一人一人の資質向上をしっかりと図っていくこと、そして、学校の組織力を高めていくことが必要です。

本県では、教職員に求められる資質として、「子どもに対する愛情や教育に対する情熱」を基盤として、「分かりやすい授業を行い、子どもたちに確かな学力を育成するための授業力などの高い専門性」、「社会人としての幅広い教養と良識や倫理観」、「学校組織を運営する高いマネジメント力*1」を挙げており、このような資質の向上を着実に図っていくとともに、「教職員として学び続け、修養を積む姿勢」を高めていくことが重要であると考えています。

一方で、大量退職・大量採用による豊富な知識や経験、技能等をもったベテラン教職員の減少と若手教職員の増加に伴い、学校全体の教育力の低下が懸念されており、若手・中堅教職員の育成を視野に入れた研修の見直しが必要となっています。

また、教職員の業務量の増加に伴い、本来の教育活動に専念できない状況があるため、教職員が健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境や授業を中心とした教育活動に専念できる環境を整備することが必要となっています。

こうした現状を踏まえ、様々な課題に対応するため、引き続き「教職員の資質向上実行プラン*2（改訂版）」に基づいて、取組の充実を図るとともに、平成31年3月に策定した「学校における働き方改革推進プラン*3」に基づき、具体的な取組を進めていきます。このことにより、中長期的な視野に立った教職員の資質向上と働きやすい環境づくりを推進し、学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実に努めます。

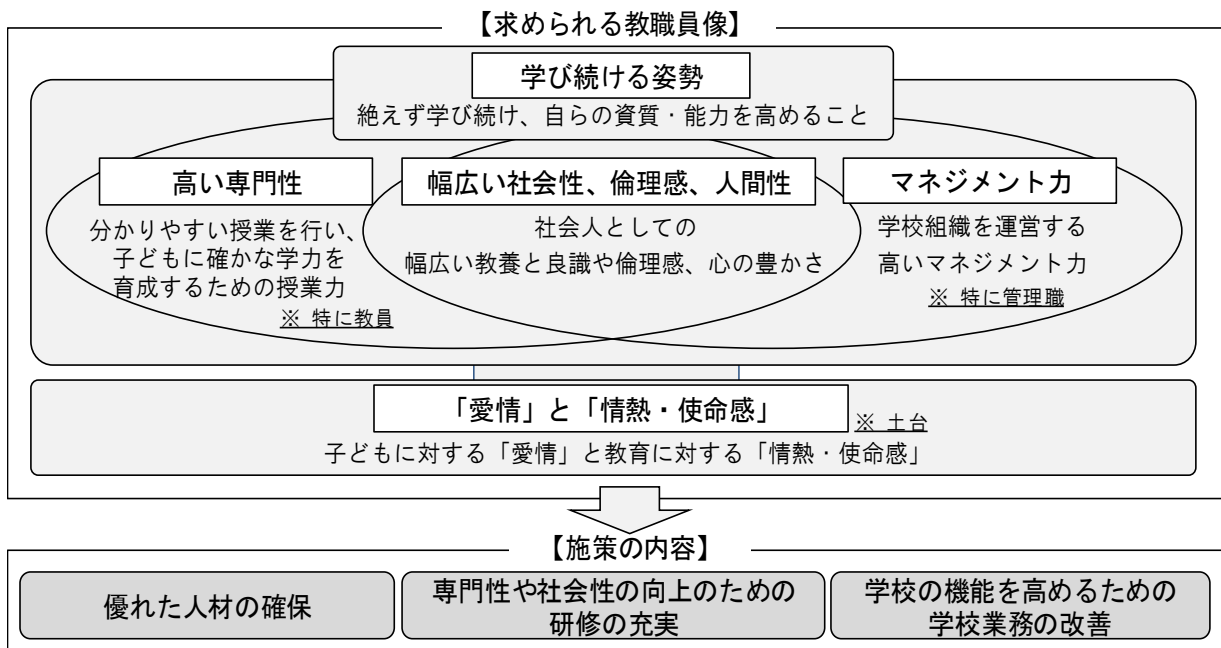


小学校での教職員と児童の様子

*1 経営、組織、事柄などを管理したり、うまく運営したりする力（能力）。学校教育においては、適切な目標設定や評価等を通して教職員のやる気を引き出したり、業務管理等による業務の効率化を進めたりして、学校の組織力をより発揮させる能力などの意味で使われる。

*2 自らの教職員としての資質を向上させようとする姿勢を支援するための基本的な考え方や取組等を県教育委員会がまとめたプラン。平成25年3月に策定の後、平成29年4月に改訂。

*3 教職員が健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境、授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を整備するための基本的な考え方や取組等を県教育委員会がまとめたプラン。平成31年3月に策定。



施策の内容と主な取組

1 優れた人材の確保

教員養成を担う大学との連携や採用選考等の工夫・改善により、豊かな人間性と高い専門性を有する優秀な人材の確保の充実を図ります。

取組 1-1 大学との連携推進

- 本県の教育的課題の解決を図る実践的指導力のある人材を養成・確保するために、県内大学に所属する教職希望学生に対して学校での体験機会や研修の場を提供したり、教員の養成の在り方や方法等について大学と協議したりするなど、大学との連携推進を図ります。

取組 1-2 採用選考等の工夫・改善

- 採用選考において、豊かな人間性と高い専門性を有する優秀な教員等を採用するために、採用選考の在り方について工夫・改善を加え、よりよい採用選考の充実を図ります。
- 優れた人材を確保するために、大学への訪問や他県でのガイダンスの開催等を通して、本県での教職員としての仕事のやりがい等について、周知を図ります。

2 専門性や社会性の向上のための研修の充実

学校におけるOJT*4の推進、Off-JT*5として県教育委員会が実施する学校外での研修の全体的な見直し、そして自己研さんへの支援といった「3つの学びの場」の改善に努め、教職員の資質向上の充実を図ります。

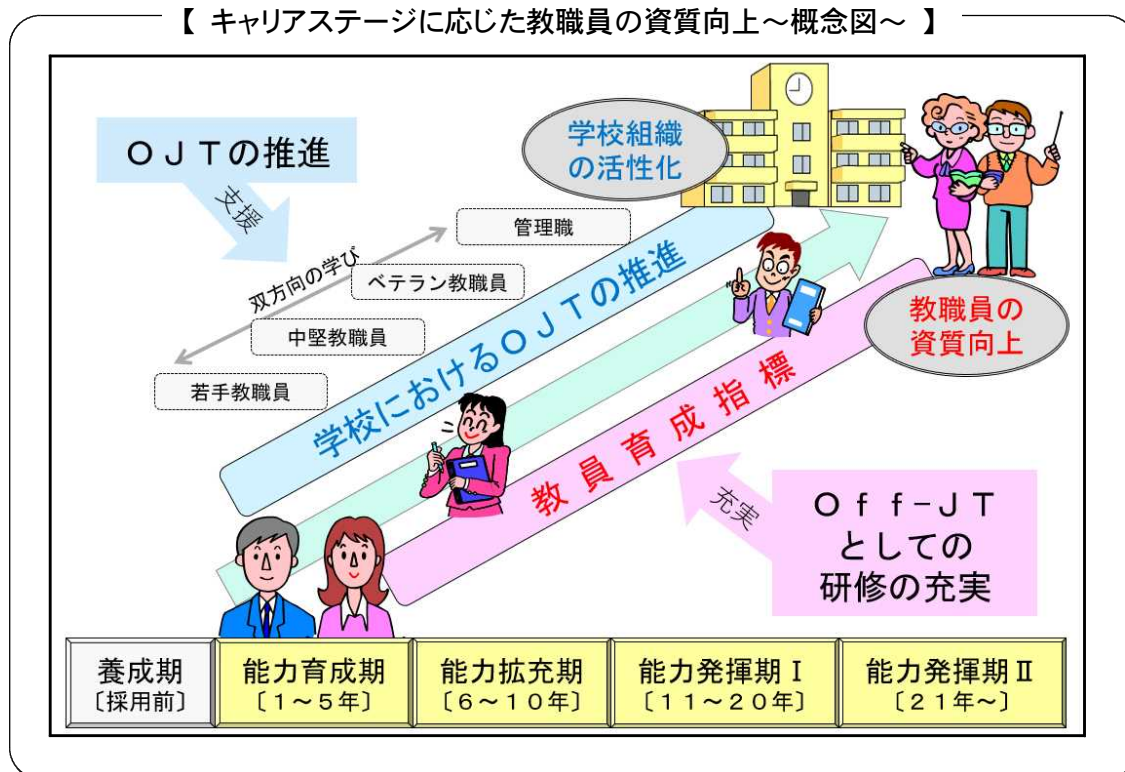
取組2-1 教員育成指標*6に基づいた研修の充実

- 県教育委員会が実施する研修において、宮崎県教員育成指標に基づいた体系的・計画的な研修の充実を図るとともに、各学校におけるOJTの推進や学校のニーズに応じた校内研修等の支援の充実を図ります。
- 教職員が主体的に資質向上に取り組むよう、キャリアデザイン*7を意識した研修を計画的に位置づけ、その充実を図ります。

取組2-2 優れた教員の指導力を生かした取組の推進

- 優れた指導力をもつスーパーティーチャー*8等による授業公開や指導・助言等の取組により、県内全体における教員の指導力の向上を図ります。

【 キャリアステージに応じた教職員の資質向上～概念図～ 】



*4 On the Job Training の略。学校内での日常の職務を通して、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取組。

*5 Off the Job Training の略。学校外における研修。(県教育研修センター等で行う研修)

*6 教員がキャリアステージに応じて標準的に修得することが求められる能力を明確化したもの。任命権者(教育委員会)は、教員研修に協力する大学等で構成する協議会を組織して協議等を行い、教育委員会と大学等が目標を共有し連携を図りながら、地域の実情に応じて指標を定めることとされている。

*7 自らの教職人生における将来の目標やゴールを定め、それを実現するための計画を立てること。

*8 他の教員のモデルとなるような優れた教育実践力をもつ教員をスーパーティーチャーとして委嘱し、授業公開等を通して、優れた教育実践や高い指導技術等を県内全域に普及させることを目的とした本県独自の制度。

取組 2-3 幅広い社会性やマネジメント力等を高めるための研修の充実

- 教職員に求められる幅広い社会性、倫理観及びマネジメント力などを高めるため、民間マネジメント研修（社会体験研修）や学校組織マネジメントの研修等を計画的に実施し、その充実を図ります。

3 学校の機能を高めるための学校業務の改善

人材育成の視点から教職員評価制度の活用や人事異動・任用の実施を行うとともに、学校における業務改善や心身の健康対策を推進することにより、健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境の整備・充実に努めます。

取組 3-1 学校の組織力向上のための取組の推進

- 管理職が学校組織マネジメントや人材育成についての高い意識をもち、学校の教育的課題解決に組織として機能できるよう研修の充実を図るとともに、主幹教諭や指導教諭*9等を適正に配置することなどにより、学校の組織力の向上を図ります。
- 地域や保護者のニーズに対応した教育活動が展開できるよう、共同学校事務室*10等を活用することで、事務職員の学校運営への参画や事務職員と教員の協働体制の確立など、学校の組織力の向上を図ります。

取組 3-2 能力を発揮できる環境の整備・充実

- 教職員一人一人が自分の生き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス*11のとれた生活を実現するとともに、誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境や、授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境の充実を図ります。
- 教職員評価制度における管理職と職員とのミーティングやフィードバック、評価結果等を積極的に活用することにより、教職員の人材育成の充実を図ります。
- 教職員の適材適所の配置や、有能な人材を管理職に任用することなどにより、学校の活性化を図ります。

取組 3-3 心身の健康対策の総合的推進

- 管理職等を対象とした研修を実施するなど、教職員の安全と健康を保持する校内体制の整備を促進するとともに、各種の健康づくり事業の実施や相談体制の充実により、教職員の心身の健康増進を図ります。

*9 学校の組織力を向上させるため、一定規模以上の学校や学校経営上必要があると認められた学校に設置した職。主幹教諭は、教頭と主任級の教職員の間には置かれる職で、児童生徒の授業を受け持ちながら、校務についての指導や指示、意見の取りまとめ等を行う。指導教諭は、専門的な知識や経験を有する指導力の高い教員から任用され、所属校や地域の教員に対して実践を通じた指導・助言を行う。

*10 複数の小・中学校が共同で事務・業務を行い、学校全体を取り巻く様々な事務の効率化・標準化を推進するとともに、教育活動への支援を行うことできめ細かな学習指導等の充実を図る。

*11 やりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

施策 1 2 安全・安心な教育環境の整備・充実

現状と課題及び今後の方向性

学校は、子どもたちが安全に安心して過ごせる場所であることが前提です。

しかし、近年、学校への不審者侵入や登下校中における犯罪など、学校の内外において子どもたちが犠牲となる事件・事故が発生しています。地域ぐるみで子どもたちの安全を守り、安心して過ごせる人的・社会的な環境を整備するとともに、施設・設備等の物的な環境を整備することが求められています。

また、地震や津波、豪雨による土砂災害など様々な自然災害による被害のおそれがあります。特に、今後発生が懸念される南海トラフ地震では、甚大な人的被害が想定されることから、学校・家庭・地域が大規模災害は起こりうるものとして常に意識し、子どもたちに「自らの命を守り抜こうと主体的に行動できる態度」や「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」等を育成することが求められています。

このような状況を踏まえ、学校において、子どもたちの安全を守るための取組を一層推進し、保護者や地域住民、関係機関、様々なボランティア等と連携を図り、学校安全体制の強化に努めるとともに、非常災害時に備え、地域と連携した避難訓練や専門家と連携した職員研修に取り組み、災害発生時に子どもたちが主体的に行動できる実践的な防災教育等の充実に努めます。また、教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るため、安全についての知識や指導方法を修得する機会の確保と充実に努めます。

学校施設等の物的な環境については、子どもたちが、安全な施設で安心して充実した教育が受けられるよう、各学校において安全点検を継続的かつ計画的に実施するとともに、耐震対策及び老朽化（長寿命化）対策の推進や機能向上など、施設・設備に関する様々な課題に適切に対応していくよう努めます。

さらに、子どもたちの教育環境を整えていく上では、いじめや不登校など、児童生徒が抱える課題や悩み等に対応する取組を充実させ、魅力ある学校づくりを推進することが必要です。いじめについては、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであるとの認識に立ち、「宮崎県いじめ防止基本方針*1（改定版）」に基づき、いじめの防止、早期発見と解消に向けた組織的な取組を推進していきます。

また、不登校等については、ここ数年の小・中学校における不登校発生率の増加傾向や高等学校等の中途退学率の現状を踏まえ、その対応に向けた取組を推進し、いじめへの対応も含めて、相談体制の一層の充実に努めます。

*1 いじめ防止対策推進法（平成25年）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成26年2月に策定した本県の基本方針。その後、国の方針の改定を受けて、平成29年7月に本県の基本方針も改定した。

施策の内容と主な取組

1 学校安全体制の整備

学校安全指導者研修会や安全教育推進リーダー研修会等において、教職員の安全に関する知識と技能の向上を図るとともに、地域ボランティア・関係機関等との連携を図り、子どもの安全を確保する取組を推進します。

取組 1-1 教職員の安全意識の高揚と学校安全体制の充実

- 学校安全指導者研修会や学校安全教育推進リーダー研修会等を開催することにより、教職員が学校安全に関する知識を身に付け、指導力を向上させるとともに、子どもたちの安全確保と学校の安全管理体制の充実を図ります。

取組 1-2 地域ぐるみの学校安全体制の充実

- 学校、PTA、地域ボランティア、関係機関（警察を含む）等が、協力要請や情報交換を行う連携会議を開催し、共通認識と行動連携が図られるよう、地域ぐるみの学校安全体制の充実を図ります。

2 安全・安心な学校施設の整備

子どもたちが安全な環境の中で安心して教育を受けられるよう、学校等の施設・設備の整備・充実を図ります。

取組 2-1 老朽化（長寿命化）対策の推進

- 県立学校等の施設・設備について、その性能を維持し将来にわたり安全・安心な環境を確保するため、計画的な維持保全による老朽化（長寿命化）対策を推進します。

取組 2-2 耐震対策の推進

- 県立学校の建物の耐震化、体育館や武道場などの広い空間にある天井や照明等の落下防止対策は完了しているものの、非構造部材の耐震対策については、引き続き取り組む必要があることから、安全点検を継続的・計画的に実施し、一層の推進に努めます。また、市町村立小・中学校においても、建物及び非構造部材の耐震化が早期に完了するよう、市町村への助言に努めます。

取組 2-3 県立学校施設の防災機能の向上

- 学校は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、台風や地震、火山の噴火など自然災害時に地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、学校施設としての機能向上を図りつつ、防災機能の強化に努めます。

3 実践的な防災教育等の推進

生涯にわたり自らが安全な行動ができるとともに、安全で安心な社会づくりに貢献する態度を育成するため、地域・関係機関と連携するなどして、安全教育の充実を図ります。

取組 3-1 防災教育の充実

- 安全教育推進リーダー研修会等において、県が作成した「防災教育の手引き」や「防災教育資料集」、DVD教材の活用を促進するとともに、各学校において、児童生徒の発達の段階に応じた計画的・系統的な防災教育の充実を図ります。
- あらゆる自然災害に備え、地域と連携した避難訓練や専門家と連携した防災教育を実施するとともに、防災（減災）に関する職員研修の充実を図ります。



専門家による職員研修



DVD教材「災害から命を守る」

取組 3-2 児童生徒の安全教育の推進

- 安全に関して適切に判断する力や実践的な態度を育成するために、高校生防災・学校安全研修会や警察等の専門家を活用した交通安全教室等を実施するなど、生命尊重を基盤とした安全教育の充実を図ります。



高校生防災・学校安全研修会



専門家（警察）を活用した交通安全教室

4 いじめ及び不登校・高等学校等中途退学の防止

子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進するとともに、子どもたちの悩み等に対応するため、専門家を活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。

取組 4-1 児童生徒にとって魅力ある学校づくりの推進

- 全ての児童生徒が学校に行きたいと感じられるよう、児童生徒の実態に基づいた授業改善を図り、学ぶ楽しさが実感できる授業や、児童生徒が主体となり充実感や達成感を味わえる行事等に取り組む学校づくりを推進します。
- 各学校で推進する魅力ある学校づくりの中で、いじめの未然防止に取り組んだ内容を、県内全ての学校で共有するための場を設定します。

取組 4-2 校内相談体制の充実のための支援

- いじめや不登校などの子どものサインを見逃さないよう、教員の児童生徒理解を高める取組や、アンケート調査やあらゆる機会・場面において教育相談を実施するなどの取組を更に推進します。
- 学校や子どもが抱える様々な課題の解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー*2等の専門家の力を活用するとともに、適応指導教室等の学校外の施設と連携するなど、各学校における相談体制の充実を図ります。

取組 4-3 子どもが抱える課題や悩みに対する電話相談体制の充実

- 子どもが抱える課題や悩みに対応するため、宮崎県教育研修センターの「ふれあいコール*3」による電話相談体制の充実を図ります。

取組 4-4 ネット上のいじめを防止するための取組の推進

- コンピュータや携帯電話等によるネット上のいじめなどの問題に対して、未然防止や早期発見・早期対応のための対策を講じ、問題解決と情報モラルの向上を図ります。

取組 4-5 高等学校等中途退学防止対策の推進

- 中学校と高等学校等の連携を推進し、中学校における進路指導の充実を図ります。
- 各学校における相談体制を充実させるとともに、個別の学習支援や基礎学力の定着に取り組めます。

*2 児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

*3 県教育委員会が、教育研修センター内に開設している教育相談の窓口。いじめや不登校、学業、進路など学校教育の悩み、子育てなど家庭教育の悩み、心や身体の悩みなどの相談に応じている。電話相談の他、来訪相談、臨床心理士相談も受け付けている。

施策 13 魅力ある多様な教育の振興・支援

現状と課題及び今後の方向性

教育に対する県民の多様なニーズに応えるため、多様な教育活動が展開されるよう、それらの振興や支援、教育環境の整備・充実が求められています。

本県の児童生徒数は年々減少し、平成30年度における12学級*1を下回る本県公立小学校は約59%、公立中学校は約74%と小規模校が多く、複式学級の割合も全国平均を大きく上回っています。各市町村では、小規模校の「よさ」を生かして児童生徒一人一人にきめ細かな指導や地域資源を最大限生かした教育活動を行い、よりよい教育環境の提供に努めています。これを踏まえ、今後も、地域の実態や学校規模に応じた適切な指導が行われるよう支援の充実を図ります。

本県の高等学校への進学率は97%を超え、生徒の興味・関心や進路希望等はますます多様化し、保護者や地域のニーズも様々です。また、特別支援学校においては、在籍者が増加し、障がいの重度・重複化や多様化も進んでおり、保護者や地域のニーズは様々です。これらの状況に対応するため、地域の実態や学校規模に応じた適切な教育が行われるよう各校が魅力ある学校づくりに取り組むとともに、これらの支援に努め、中長期的かつ全県的・総合的な視野に立って、県立学校の教育環境の充実を図ります。

一方、本県の私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践し、県内高校生の約3割が就学するなど重要な役割を果たしています。今後も県民ニーズ等に応じた魅力ある学校づくりとともに、健全な経営の確保が求められていますので、その自主性を尊重しつつ、教育環境及び経営の健全性の向上を支援します。

多様な教育活動の展開にあたっては、学校種間の連携も重要です。小中連携・小中一貫に関しては、国が「義務教育学校*2」の設置や「6—3制」の学制の弾力的な設定*3を可能にするなど、大幅な改革を進めているところですので、これらの動向を踏まえ、関係する各種情報の収集や提供等を行い、各市町村が進める特色ある小中連携・小中一貫教育の支援に努めます。また、引き続き、中高連携の充実に努めるとともに、高大連携についても、国が進める高大接続改革等を踏まえつつ、各学校の独自の取組を支援するなど、その充実を図ります。

さらに、県外の大学等への進学が多くなっている現状から、県内の高等教育環境の一層の充実が求められています。このため、各高等教育機関の取組や相互の交流・連携を支援し、本県の高等教育全体の魅力の向上と機能の充実を図ります。

そして、子どもたちが学ぶための条件整備も重要です。小・中学校におけるきめ細かな指導を行うための少人数学級の推進、修学に係る保護者負担の軽減や、高等学校・大学等において経済的理由により修学が困難な生徒・学生等に対する支援などの充実を引き続き図っていきます。

*1 国は、1学校当たりの標準学級数を12学級以上18学級以下と規定。

*2 一人の校長の下、原則として小・中学校の教員免許を併有した教員が、小学校から中学校までの9年間の一貫した教育を行う新たな学校種。

*3 小学校の6年間と中学校の3年間の9年間の教育課程において、「4—3—2」や「5—4」といった柔軟な学年段階の区切りを設定しやすくすること。

施策の内容と主な取組

1 公立小・中学校の教育環境の充実

小・中学校において、へき地・小規模校ならではの「よさ」を生かした教育活動を推進します。また、きめ細かな指導ができる教育環境の整備を図るため、国の動向を注視しながら、少人数学級の実施を検討するとともに、日本語指導が必要な児童生徒等への支援に努めます。

取組 1-1 小規模校ならではの「よさ」を生かした教育の推進

- 地域や学校の特性に応じて、豊かな自然環境を生かした学習教材の工夫、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導方法の改善、地域と一体となった教育の推進を図ります。

取組 1-2 教職員の資質向上

- へき地校・小規模校における教育活動の充実を図るため、県が作成した複式学級指導資料（冊子・DVD）の活用促進や、県教育研修センターにおける研修の一層の充実を図ります。

取組 1-3 少人数学級の推進

- 小学校1・2年生の30人学級編制及び中学校1年生の35人学級編制による少人数学級に加え、国の動向を注視しながら、小・中学校全学年における少人数学級の実現及びそれに伴う教職員定数改善を検討します。

取組 1-4 義務教育未修了者や外国籍の児童生徒等への教育機会の提供・支援

- 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒について調査を行い、必要な支援の度合いを踏まえて、学校に支援員等を配置するなど対応に努めます。
- 県と市町村が連携して、夜間中学に関する具体的なニーズ調査を実施するとともに、夜間中学設置の現状や課題等について情報共有を図ります。

2 県立学校の教育環境の充実

県全体の活力維持や地域的バランス、多様なニーズへの対応を踏まえ、質の確保を図りつつ、高等学校教育を受ける機会の確保を図ります。

特別支援学校においては、幼児児童生徒のニーズの多様化や各学校の課題の変化等を踏まえて、教育の改善と教育環境の充実を図ります。



「複式学級を有する学校のために」
—複式学級指導資料【映像版】—
(宮崎県教育委員会作成)

取組 2-1 魅力と活力ある高等学校づくりの推進

- 「宮崎県立高等学校教育整備計画*4」において、高等学校教育の質の向上、地域との連携による教育の推進、中高一貫教育のより一層の充実、生徒にとってより良い教育環境を提供するための高等学校の在り方の検討を行うなど、何よりも多くの生徒が進学したいと思う魅力と活力ある高等学校づくりを図ります。

取組 2-2 定時制・通信制課程における交流活動の充実

- 定時制・通信制課程で学ぶ生徒が、仲間との交流を通して自分自身の在り方生き方に自信と誇りを持てるよう、生徒生活体験発表大会及び文化の集いの実施や、スポーツ交流などの支援を行います。

取組 2-3 障がい配慮した教育環境の計画的な整備

- 特別支援学校において子どもたちが安全で安心な学校生活を送ることができるよう、今後の課題に対応した環境整備に努めるとともに、高等部教育の改善と教育環境の充実に向けた整備に努めます。

3 学校種間の連携・接続の推進

各市町村教育委員会や学校の取組を支援することにより、小中連携・小中一貫教育の充実を図るとともに、中高一貫校の魅力づくりや中学校と高等学校の交流授業などにより、中高連携を推進します。また、各県立学校が行う大学等との取組を生かしながら、高大連携を推進します。

取組 3-1 小中連携・小中一貫教育の充実

- 義務教育学校や小中連携・小中一貫教育に係る情報の収集や提供等を行うことで、各市町村教育委員会ごとに進める、特色ある「小中連携・小中一貫教育」を支援します。

取組 3-2 中高連携の推進

- 中等教育学校*5 や併設型中高一貫教育校*6、連携型中高一貫教育校*7 において、教育課程や指導内容の更なる工夫・改善を図ります。
- 中高連携の取組の一つとして、中学校3年生が高等学校に集まり、高等学校教諭等による数学や英語などの特別授業を受講するなど、地域一丸となった学力向上等の取組を進めます。

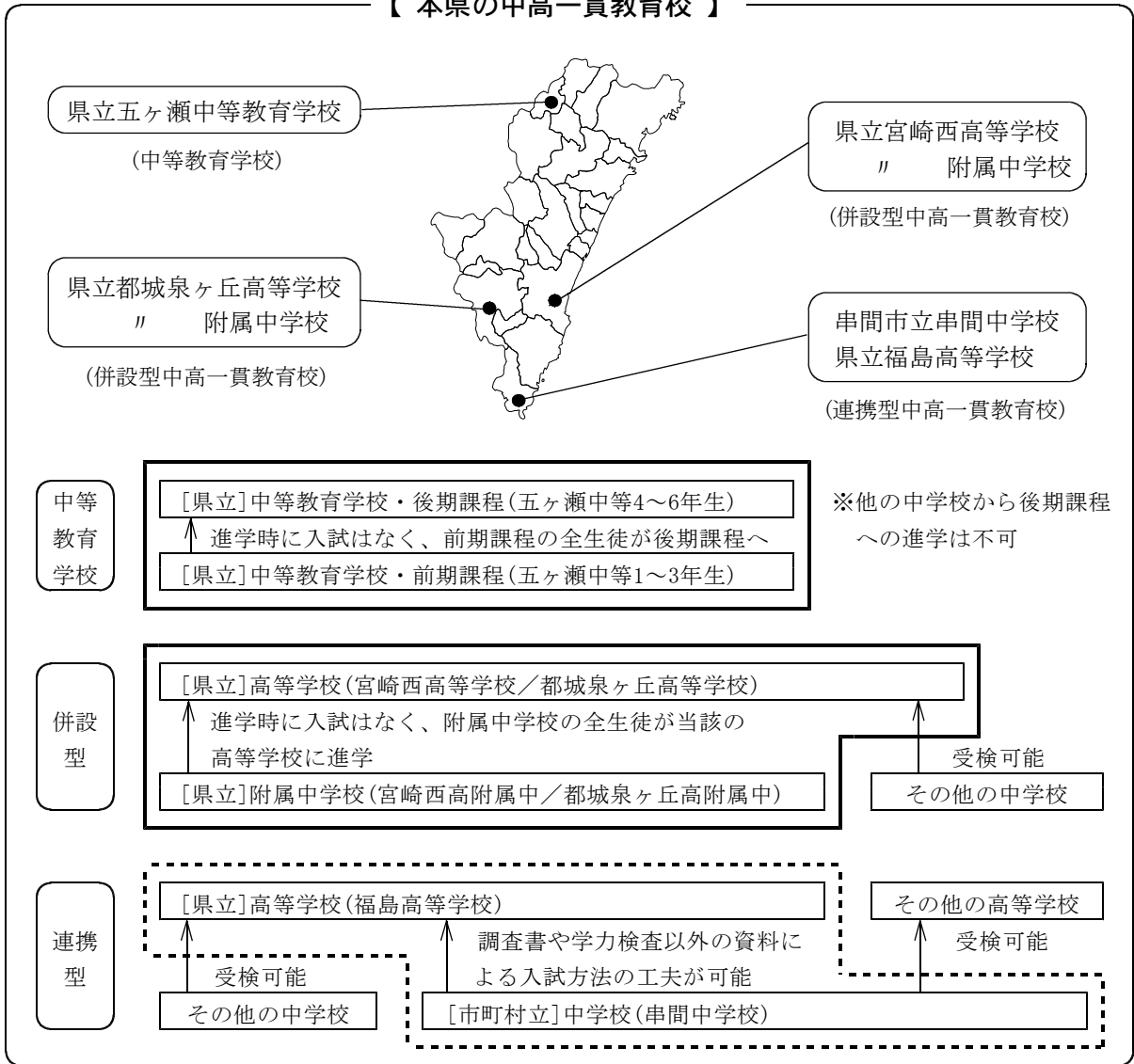
*4 本県高等学校教育の目指す姿を示すものとして、平成24年3月に策定した計画期間10年間の計画。基本計画と実施計画からなり、実施計画は前期（平成25～27年度）、中期（平成28～30年度）、後期（平成31～令和4年度）に分けて策定している。

*5 一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う学校。6年間の教育課程のうち、前期課程は中学校、後期課程は高等学校の基準を準用するが、中高一貫教育校として特色ある教育課程の編成が可能。

*6 同一の設置者による中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。併設型中学校の生徒は、入学者選抜を行わずに、当該の併設型高等学校に入学できる。

*7 設置者が異なる中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。市町村立中学校と県立高等学校等との間でも実施可能な形態で、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで一貫教育を実施する。

【 本県の中高一貫教育校 】



取組 3-3 高大連携の推進

- 大学と高等学校との授業における生徒・学生の交流や教員の連携、各県立高等学校が行う各種行事等における高大連携などを生かしながら、高等学校から大学への円滑な接続を視野に入れた、様々な取組を推進します。
- 宮崎の農業を担う専門的な人材を育成するため、農業高等学校と県立農業大学校が連携して一貫性のある教育が行われるよう研究等に取り組みます。

4 修学支援の充実

保護者負担の軽減や経済的理由により修学が困難な生徒等に対する修学支援の充実を図ります。

取組 4-1 県立高校生の授業料負担の軽減に対する支援

- 県立高等学校に在学する生徒に対して、公立高校授業料相当額の助成を行うなど、授業料の負担軽減を図ります。

取組 4-2 生活困窮世帯の県立高校生等の教育費負担の軽減に対する支援

- 生活困窮世帯の県立高校生等に対して、授業料以外の教育費に充てるための給付金（奨学給付金）を支給することにより、教育費の負担軽減を図ります。

取組 4-3 特別支援教育就学奨励費による支援

- 特別支援学校等に通う障がいのある子どもの保護者等に対して、家庭の経済状況に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給することにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

取組 4-4 私立高校生等の授業料負担の軽減に対する支援

- 私立高等学校及び専修学校高等課程*8 等に在学する生徒に対して、公立高校授業料相当額（低所得世帯の生徒に対しては増額）の助成を行うなど、授業料の負担軽減を図ります。

取組 4-5 生活困窮世帯の私立高校生等の教育費負担の軽減に対する支援

- 生活困窮世帯の私立高校生等に対して、授業料以外の教育費に充てるための給付金（奨学給付金）や私立高等学校が行う授業料減免に対する補助を行うなど、教育費の負担軽減を図ります。

取組 4-6 育英資金による支援

- 向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対し、宮崎県育英資金の貸与による支援に努めます。

5 私立学校の振興

少子化の進行や県民ニーズの多様化に伴い、私立学校の運営が年々厳しくなる中であって、建学の精神に基づく個性豊かな教育を実践している私立学校に対し、自主性を尊重しつつ、教育環境及び経営の健全性の充実と保護者負担の軽減を支援します。

取組 5-1 私立学校の教育の振興、経営の安定化に対する支援

- 学校法人の経常的経費（人件費、教育研究経費）に対して補助することにより、私立学校の教育の振興、その経営の健全性の向上及び保護者負担の軽減を支援します。

取組 5-2 私立学校の特色ある取組に対する支援

- 私立学校が行う特色ある取組に対して補助することにより、魅力ある私立学校づくりの充実を支援します。

*8 実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う専修学校には、専門課程、高等課程、一般課程の3つの課程があり、高等課程は中学校卒業者を入学資格としている。高等課程を設置する専修学校を高等専修学校と呼び、高等学校と同じ中等教育機関に位置付けられている。

取組 5-3 私立学校の教育に関する諸問題に対する助言・指導

- 私立学校の教育に関する諸問題に対して私学教育専門員*9 が助言・指導することにより、私立学校の教育の適切な推進を支援します。

取組 5-4 私立学校教職員の資質向上に対する支援

- 私学団体が行う教育研修事業に対して補助するとともに、県教育委員会主催の研修会への私立学校教職員の参加や、私立学校及び私学団体が行う研修会への私学教育専門員などの講師派遣により、私立学校の教職員の資質向上と教育水準の向上を支援します。

取組 5-5 私立学校教職員の福利厚生への向上に対する支援

- 私学団体が行う退職手当資金給付事業や長期給付事業に対して補助することにより、私立学校教職員等の福利厚生への向上を支援します。

取組 5-6 私立専修学校の教育の充実に対する支援

- 私立専修学校設置者に対して補助することにより、生徒の修学機会の確保と魅力ある産業人材の育成を支援します。

6 高等教育環境の充実

各高等教育機関*10 が取り組む、地域社会における地（知）の拠点*11 としての地域との交流・連携のほか、「高等教育コンソーシアム宮崎*12」を基盤とした高等教育機関相互の交流及び教育の活性化を促進することにより、高等教育全体の魅力の向上と機能の充実を図ります。

取組 6-1 各高等教育機関の魅力向上に向けた取組に対する支援

- 各高等教育機関が実施する、その魅力向上を目的とした人財育成、教育研究機能の充実及び学生の地元就職率向上のための取組等に対する支援を行います。

取組 6-2 高等教育機関相互の交流及び教育の活性化に対する支援

- 高等教育機関相互の連携による単位互換や学生の交流など、教育研究機能の充実に向けた活動を支援します。

*9 私立学校の教育問題に関する助言及び指導を行う専門員。

*10 学校教育法第1条に定められる学校のうち、後期中等教育（高等学校）に続く上位の学校を意味する。具体的には、大学・短期大学・高等専門学校を指す。

*11 文部科学省が平成27年度から実施している「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」における「地（知）の拠点大学」のこと。同事業では、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的として、大学が地方公共団体や企業等と協働して、魅力ある就職先の創出や地域が求める人材を養成するための教育カリキュラム改革を行う取組を支援している。

*12 県内の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学術研究の充実・発展を図り、魅力ある高等教育づくり及び活力ある地域づくりに貢献することを目的として設立された組織。

施策14 文化の振興

現状と課題及び今後の方向性

人々の価値観が「心の豊かさ」を求める傾向にある今日、音楽や美術の鑑賞・発表などの多彩な文化活動や、多種多様な文化財や文化資源の保存・継承により、生涯にわたり豊かな感性と教養を育むことができる環境づくりを進めていくことが求められています。

県民意識調査の結果を見ると、音楽・美術などの鑑賞や趣味の実践など、「日ごろから文化に親しんでいますか」という問いに対し、「親しんでいる」又は「少し親しんでいる」と回答した県民の割合は、平成30年度の調査では50.9%という状況です。

今後、更に日頃から文化に親しむ県民を増やすためには、今までの取組の改善・充実を図りながら、一層推進する必要があります。そのため、県民一人一人が生涯を通じて文化に親しむための機会の充実や、県民の文化活動を支える環境の整備を図るとともに、県内各地の特色ある文化財や文化資源の保存・継承と活用に積極的に努めます。

施策の内容と主な取組

1 県民だれもが文化に親しむ機会の充実

県民が文化に親しむことができるよう、鑑賞・学習、創作・発表等の機会の拡充や、児童生徒が学校や地域の中で文化に触れる機会の拡充を図るとともに、国や地域、世代、ジャンルを超えた文化交流を推進します。

取組1-1 鑑賞・学習機会の充実

- 宮崎国際音楽祭など質の高い優れた芸術に触れる公演や美術展の開催、身近なところで文化に親しむためのアウトリーチ*1 活動を行うなど、県民が様々な形で鑑賞する機会や、歌人による講演会など短歌に親しむ機会の提供に努めます。なかでも、児童生徒の豊かな感性や創造力を文化芸術の面から育むため、本物の文化芸術の鑑賞や体験機会の充実を図ります。また、郷土の歴史や様々な文化を、県民が生涯を通じて学習できる機会の充実を図ります。

*1 「手を伸ばす」という原語から転じて、文化面では、日ごろ、文化に触れる機会の少ない人々や関心が薄い人々に働きかけ、文化活動を提供していくこと。

取組 1－2 創作・発表機会の充実

- 文化活動を行っている個人や団体、児童生徒等の創作意欲を高めるため、文化祭や美術展の開催、文学賞の支援など、文化活動の成果を発表する機会の充実を図ります。

取組 1－3 文化交流の推進

- 国や地域、世代、ジャンルを超えた文化交流や優れた芸術の国際的な交流を推進し、新たな文化の創造につなげます。

2 文化活動を支え育む環境の整備

文化施設の機能の充実や文化団体等への活動支援、担い手の育成などを通して、県民の文化活動を支える環境整備を推進します。

取組 2－1 文化活動を担い・支える人材の育成

- 文化活動を担い・支える人材が能力を最大限に発揮できるよう、新進芸術家の育成や、専門家による研修事業の実施など、文化を担う専門的人材の育成・支援に努めます。

取組 2－2 多様な主体への活動支援、相互の連携・協働体制の整備

- 文化団体や文化に関心のある個人による多彩な文化活動を一層促進していくための支援を推進するとともに、県民の文化活動をより一層活性化するため、行政や文化施設、文化団体、NPO、教育機関、民間企業等が相互に連携・協働できる体制の整備に努めます。

取組 2－3 文化施設の機能の充実

- 文化に関する各分野における鑑賞・学習・交流・連携など、文化を育む拠点としての機能の充実を図り、県民にとってより身近で活用しやすい施設づくりに努めます。

取組 2－4 県民の顕彰

- 本県文化の向上発展に寄与した個人や団体に対し、その功績をたたえるため、宮崎県文化賞や地域文化功労者表彰などの顕彰を積極的に行います。

3 文化資源の保存・継承

長い歴史と豊かな風土に培われ、これまで大切に守り伝えられてきた有形・無形の文化財を、将来に保存・継承していくため、担い手の育成や多様な情報の発信、新たな文化財指定や世界ブランド*2を目指す取組を推進します。

取組3-1 文化財の保存・継承を担う人材や団体の育成・支援

- 民俗芸能保存団体や文化財愛護少年団等への助成を行うなど、文化財の保護・継承を担う人材や団体を育成し支援します。また、文化財の維持管理・整備等への助成や地域の文化財を活用した展示会や講座、民俗芸能の公演等を積極的に開催し、県民の文化財への理解を深めるとともに、文化財を後世に守り伝える意識の醸成に努めます。さらに、文化財防火デー等を活用した文化財保護についての普及啓発活動を推進します。

取組3-2 文化財に関する多様な情報の発信

- 「みやざき文化財情報*3」や「みやざきデジタルミュージアム*4」、博物館等の教育機関のホームページなどをより一層充実させ、本県の歴史や自然、文化財に関する情報の発信に努めます。また、多言語化を推進することで、より多くの方が手軽に活用できる環境を整えます。

取組3-3 文化財の調査や新たな指定等の推進

- 県内に所在する有形・無形の文化財を積極的に調査し、指定や登録を推進します。必要に応じて県内外の有識者を招へいし、調査の充実を図ります。

取組3-4 ユネスコ無形文化遺産及び世界文化遺産登録を目指した取組の推進

- 県内の神楽のユネスコ無形文化遺産*5登録を目指した調査・研究と映像等による記録保存を行うとともに、神楽の公演等により、その魅力を県内外にアピールします。
- 世界文化遺産*6登録も視野に入れた西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群の調査・研究を推進するとともに、神楽の概要や記録映像、南九州の古墳に関する情報など、ホームページ等による発信の充実を図ります。

*2 世界農業遺産、ユネスコ無形文化遺産、ユネスコエコパーク、世界ジオパーク等、世界的な認証機関による認定を受けたもの。

*3 県内の国指定及び登録文化財、県指定文化財の情報や所在地図等をインターネットを通して情報提供している。

*4 博物館等の所蔵資料など、ふるさと文化に関わる本県独自の素材をデジタル画像化・データベース化し、インターネットを通して情報提供している。

*5 2003年のユネスコ総会で採択された無形文化遺産保護条約に基づき、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術などを対象に登録される。我が国の無形文化遺産としては、「能楽」「歌舞伎」「和食」「和紙」「来訪神」などが登録されている。

*6 1972年のユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づいて登録されるもので、世界遺産の3種類（文化遺産、自然遺産、複合遺産）のうちの文化遺産のこと。顕著な普遍的価値を有する記念物、建築物、遺跡、文化的景観などが対象で、我が国の世界文化遺産としては、「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」「原爆ドーム」「富岡製糸場と絹産業遺産群」などが登録されている。

4 特色ある文化資源の活用

本県の文化資源を掘り起こし、情報発信する取組を推進するとともに、多様な文化資源を様々な分野で活用します。

取組4-1 文化資源の掘り起こし・情報発信

- 本県の様々な文化資源の魅力について県民が理解を深め、活用につなげられるよう、文化資源の掘り起こしや情報発信に取り組みます。

取組4-2 文化資源の活用

- 本県ならではの多様な文化資源を活用し、地域づくりや観光交流の活性化、産業の振興などにつながる取組を推進します。

5 全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上

国民文化祭*7、全国障害者芸術・文化祭*8、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会など、全国的な文化イベントの開催が、県民にとって更に文化に親しむ機会となるよう取り組むとともに、今後の魅力ある地域づくりにつなげ、開催後も本県の文化活動が、更に持続的に発展するよう取り組みます。

取組5-1 文化発信力の強化

- 文化プログラムなどの全国的文化イベントを契機として、県民の文化芸術活動や各地域で育まれた魅力ある文化資源を広くアピールするとともに、本県が誇る神話や神楽などを「神話の源流みやざき」として発信するなど、各地域のイメージアップを図り、開催後の個性を生かした魅力ある地域づくりにつなげます。

取組5-2 県民総参加による取組とその成果を生かした文化活動の活発化

- 本県の文化活動が活発化し持続的に発展するため、県民一人一人が文化活動に参画する意識を醸成するとともに、全国的文化イベントで培ったノウハウやネットワークを活用して、更なる文化力の向上を図ります。

取組5-3 交流による新しい文化の創造

- 地域や世代を超えた文化交流の促進や、障がいのある人もない人もともに楽しめる文化芸術の振興など、県民が新たな文化を創造し、全国的文化イベントの開催後も継続的に交流が図られるよう機会の充実に努めます。

*7 全国各地で国民一般の行っている各種の文化活動を全国的規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより、国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとした祭典。令和2年(2020年)は本県で開催される。

*8 障がい者の芸術及び文化活動への参加を通して、障がい者本人の生きがいや自信を創出し、障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、障がいに対する国民及び県民の理解を深めることを狙いとした祭典。令和2年(2020年)は本県で開催される。

施策15 スポーツの推進

現状と課題及び今後の方向性

本県開催の令和8年（2026年）第81回国民スポーツ大会*1が7年後に迫り、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催が近づくなど、県民のスポーツに対する機運が高まっています。

このような中、スポーツ参画人口の拡大に関しては、平成30年度の県民意識調査によると「成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率」は42.9%で、5割を満たしておらず、総合型地域スポーツクラブ*2の設置状況についても、全ての市町村への設置ができていない等の課題があります。今後、県民総参加型のスポーツを目指し、総合的に生涯スポーツの推進を図っていく必要があります。

アスリートの育成に関しては、第81回国民スポーツ大会へ向けて、昨年、県競技力向上対策本部を設立し、体制の強化を図ったところですので、今後、宮崎県競技力向上基本計画*3に基づいた競技力向上対策を、計画的に進めていく必要があります。

学校体育の推進に関しては、本県児童生徒の体力・運動能力の状況は、学校等での取組によって上昇傾向にあり、平成30年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、全学年で男女とも合計点の平均が全国平均を上回るなど、おおむね良好な結果を示しています。しかし、依然として本県児童生徒の体力・運動能力のピークであった昭和60年頃のレベルには及んでいないことなどから、更なる体力向上に努めるためにもスポーツ機会の充実が必要となっています。

障がい者スポーツの推進に関しては、近年、県障がい者スポーツ大会への参加者数が減少傾向であることや、本県開催の令和8年（2026年）第26回全国障害者スポーツ大会*4を見据え、障がい者スポーツの裾野の拡大や選手の育成に取り組むとともに、指導者等の養成を図ることで、多くの障がい者がスポーツに親しむことができる環境づくりを推進していく必要があります。

スポーツによる地域活性化については、充実したスポーツ施設や受入ノウハウの蓄積等により、これまで着実な成果を上げていますが、今後は地域間競争への対応などの課題があります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックなどの開催を契機に、国内外に向けて、本県のスポーツ環境や魅力・価値をアピールできる絶好の機会を迎えています。このため、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上や、スポーツキャンプ・合宿等の全県化・通年化・多様化の推進が

*1 広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的に行われ、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典。令和4年（2022年）までは、「国民体育大会」と称するが、令和5年（2023年）第78回大会以降は「国民スポーツ大会」に改称される。

*2 幅広い世代の人々が、各自の興味・関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツ等に触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。

*3 本県開催の第81回国民スポーツ大会に向け、開催県として天皇杯獲得を目指すため、必要となる競技力向上の具体的な対策を示す指針として、平成30年7月に策定。施策の4本柱を「推進体制の整備・充実」、「選手の発掘・育成・強化」、「指導体制の充実・強化」、「環境条件の整備」とし、育成期、充実期、躍進期、継続期の4つの期間に分けて対策を示している。

*4 障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民や県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を図ることを目的とした障がい者スポーツの全国的な祭典。

求められています。

こうした現状や課題に対応するため、様々な年代の人々が年齢や性別、障がいの有無等を問わず、健康で活力ある生活を営むことができる社会を目指し、スポーツに親しむ社会づくりの推進に取り組みます。



平成30年全国障害者スポーツ大会・福井大会



平成30年国民体育大会・福井大会

施策の内容と主な取組

1 スポーツ参画人口の拡大

「する」「みる」「ささえる」の観点から広くスポーツの推進に取り組み、1130県民運動*5や各種大会の開催・支援など、様々な形でのスポーツ参加を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブの育成・支援や、これを支える人材の育成を図りつつ、若年期から高齢期までライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進します。

取組1-1 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ機会の拡大

- 地域におけるスポーツ機会の充実を図るため、1130県民運動を通じた1130体操の普及や出前講座等の広報活動に努めるとともに、市町村やスポーツ関係団体と連携しながら、県民総合スポーツ祭や各種スポーツ教室を開催するなど、県民のスポーツ実施率の向上に努めます。
- 運動好きの子どもたちを育成するために、幼稚園・保育所・認定こども園等の指導者を対象とした研修会等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組の支援に努めます。
- スポーツ実施率が低い傾向にある働き盛りや子育て世代の運動実施率を向上させるために、スマートフォンアプリ「SALKO」を活用したウォーキングの普及・啓発を図ります。
- スポーツを通じた生きがい・健康づくりを推進するため、宮崎ねんりんピックをはじめとする、高齢者が自主的に取り組むスポーツイベントの開催の支援に努めます。

*5 読み方は「いちいちさんまる」県民運動。県民の運動実施率の向上を図るため、「1週間に1回以上、30分以上は運動・スポーツをしましょう」を合い言葉として推進している県民運動。

【宮崎県ウォーキングスマートフォンアプリ“SALKO”の概要】



SALKOとは？

宮崎県が独自に開発し公式に運用する、スマートフォンを使ったウォーキングアプリで、「県民総参加型のスポーツ」として、県民にウォーキングを広く普及し、日常生活の一部に定着させるためのものです。

こんなところで使える！

「日頃の歩数計として」「毎日の健康チェックに」「様々なウォーキングコースを歩く」「スポーツイベントに参加する」など、日常生活のいろいろな場面で、SALKOを利用することができます。

このアプリの目的

県民全体のスポーツ実施率向上
健康長寿日本一の県づくり

主な機能

- 歩数をカウント
スマートフォン所持中の歩数を常にカウント
- 距離やカロリー、体重を管理
歩行距離や消費カロリーも計算、体重入力も可能
- コースを選んで歩く
遊歩道や設定されたウォーキングコースを調べられる
- 歩いた結果をランキング
他の利用者との歩数の比較、各種ランキングを表示
- 履歴を見る
歩数を日々蓄積、週単位や月単位でも履歴を表示
- お得なポイント
歩数に応じポイント換算、年度末の抽選等で利用可
- イベントを調べる
スポーツイベントや大会等をカレンダー形式で表示



1日の歩数をカウント
月別で履歴を表示

県内の様々なウォーキングコースを調べて歩ける



取組1-2 スポーツ活動を推進する環境づくり

- 県民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣化を図るため、市町村や関係機関等と連携し、魅力あるスポーツ関連事業を展開できるような環境づくりを図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの自立を促進し、その活性化を図るため、クラブ運営に関する研修会の開催や、全ての市町村にクラブが設立されることを目指した支援に努めます。

取組1-3 スポーツを支える人材の育成

- スポーツ参画人口の拡大に努める人材を育成するため、総合型地域スポーツクラブのスタッフ等を対象とした研修会の開催や先進県への派遣を通して、資質の向上を図ります。
- 地域住民の多様なニーズに応えられる指導者やボランティア、公認スポーツ指導者等の養成・確保を図るため、スポーツ活動のコーディネーターの役割等を担う市町村スポーツ推進委員の資質向上を目的とした研修会などの開催に取り組みます。

2 アスリートの育成

第81回国民スポーツ大会を見据え、全県を挙げた組織体制の整備・強化やアスリート雇用の受け皿づくりに努めるとともに、選手の発掘・育成・強化や一貫指導体制の確立、優秀指導者の養成・確保、環境条件の整備などの取組を推進することにより、全国大会や国際大会等で活躍できるトップアスリート*6を育成します。

取組2-1 推進体制の整備・充実

- 競技力向上対策を効果的に実施するために必要となる、全県を挙げた組織体制の整備・強化を図るため、アスリート雇用の受け皿づくりや会場地市町村、競技団体、学校体育団体等との連携強化に努めます。

取組2-2 選手の発掘・育成・強化

- 本県選手団の更なる強化を図るため、国民スポーツ大会開催時に少年種別の主力となる世代の強化や、未普及競技の育成・強化、有望選手の確保などの取組を推進し、全国大会や国際大会等で活躍できるトップアスリートを育成します。



宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト（競技種目体験プログラム）の様子

取組2-3 指導体制の充実・強化

- ジュニアから成年までの一貫した指導体制を確立するため、優秀指導者の確保や指導者間のネットワークの構築、全国トップレベルの指導者を招へいするなどの取組を推進し、指導体制の充実・強化に努めます。

取組2-4 環境条件の整備

- 競技力向上対策を円滑かつ、効果的に進めるため、スポーツ医・科学サポートやスポーツキャンプチームとの交流、体育施設・競技用具の整備などの取組を推進し、練習環境の整備・充実に努めます。

*6 オリンピック選手等、スポーツ選手の中でも特に一流選手として認められる者。

3 学校体育の推進

幼児期からの体力づくりを推進し、学校における体力向上対策の充実に取り組みとともに、家庭や地域等と連携しながら、子どもたちが自分で弁当を作る「みやざき弁当の日*7」の取組や食に関する指導の充実、子どもたちの様々な健康問題に対応した相談体制づくりや健康教育の改善・充実を推進します。

取組3-1 体育・保健体育の授業の充実

- 各学校での体育・保健体育の授業を充実させるため、小学校体育専科教員の配置や授業への専門的な指導者の派遣、指導力向上のための研修会、授業研究会を行うなどの取組を推進します。

取組3-2 学校における体力づくりの推進

- 児童生徒の更なる体力の向上を図るため、各学校における体力向上プランの計画的・継続的な実践や体力づくり優良校の表彰など、継続的な取組を推進します。

取組3-3 運動部活動の適切な運営

- 効率的で効果的な運動部活動の運営を図るため、「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」の周知や、指導者等に対する研修会の実施などに取り組みます。

取組3-4 食育・健康教育の推進

- 学校における食に関する指導の充実を図るために、児童生徒自らが作った弁当を持参する「みやざき弁当の日」の取組を推進します。
- 児童生徒の心身の健康課題への対応の充実を図るために、関係機関との連携を図りながら、学校への支援に取り組みます。

4 障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツ指導員やスポーツ推進委員等との連携を図りながら、各種スポーツ大会や教室を計画的に開催するとともに、障がい者スポーツクラブの活動を活性化させ、また、指導者や審判の育成・確保に取り組むことによって、より多くの障がい者がスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

取組4-1 スポーツ活動の充実

- 県障がい者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣等を通じて、障がい者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツに関する取組を支援します。また、児童生徒・社会人を対象とした競技会を定期的実施し、選手の発掘・育成を図ります。

*7 児童生徒の食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるために、児童生徒自らが弁当をつくる取組。

- 障がい者スポーツの普及・定着のために、市町村や障がい者スポーツ指導員、競技団体、施設職員等との連携を図りながら、障がい者スポーツ大会及び各種教室の計画的な開催や充実に取り組みます。

取組 4-2 スポーツ指導者等の養成

- 障がい者スポーツ初級指導員養成を行い、宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会の活動を支援するなど、人材の養成に取り組むとともに、障がい者スポーツ指導者の派遣を推進します。
- 各種障がい者スポーツ大会への参加助成を通して、全国大会や九州大会の経験が豊富な指導者との交流に努め、指導者の養成を図ります。
- 令和8年の全国障害者スポーツ大会を見据え、全国障害者スポーツ大会へ競技団体から審判等を派遣し、競技役員の養成に取り組みます。

5 スポーツによる地域活性化

本県が長年取り組み、本県観光の強みとなっている「スポーツランドみやぎ*8」を更に推進するため、ブランド力の向上をはじめ、キャンプ・合宿・イベントの全県化・通年化・多種目化や、本県ならではのスポーツツーリズムの推進、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催を契機とした地域スポーツの振興などにより、地域の活性化を図ります。

取組 5-1 スポーツによる地域経済の活性化

- 国内外代表チームやプロチームのスポーツキャンプ・合宿の誘致及び国際的なスポーツイベントの誘致・開催による「スポーツの聖地宮崎」としてのブランド力向上を図ります。
- スポーツキャンプ・合宿及びスポーツイベントの全県化・通年化・多種目化により、経済効果の波及を図ります。
- 本県ならではの快適な環境を生かしたゴルフやサーフィン、サイクリングなど、「する」スポーツによるスポーツツーリズムを推進します。

取組 5-2 スポーツ環境の整備

- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取組を通して、市町村や競技団体と連携しながら、地域スポーツの普及・振興を図ります。
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた着実な準備を進めるとともに、現有スポーツ施設の適切な維持管理やその利用促進を図ります。
- トップアスリートに対応可能なナショナルレベルのトレーニング環境を備え、全国レベルの大会にも対応したスポーツ施設の整備促進を図ります。
- スポーツメディカル*9をはじめとしたスポーツキャンプ・合宿の受入体制の充実・強化を図ります。

*8 スポーツキャンプの誘致や各種スポーツ大会の開催など、温暖な気候や充実したスポーツ施設等の本県ならではのポテンシャルを生かした本県の観光・交流の柱となる誘客や地域振興の取組。

*9 スポーツ外傷・傷害の早期発見や予防を行うこと。

第2節 重点的に推進する取組

本県の教育・文化・スポーツを取り巻く課題は、第2章に示したとおり多岐にわたっています。これらの課題に対しては、第3章に示した基本理念のもと、前節（本章の第1節）に15の施策とその主な取組を示し、これを推進することとしていますが、様々な施策と関連し、横断的に取り組むべきもののうち、特に、今後の4年間で重点的に推進する必要がある次の3つの取組を「重点取組」として位置付けることとします。

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 重点取組1 | いのちを大切にする教育の推進 |
| 重点取組2 | 地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実 |
| 重点取組3 | 学校における働き方改革の推進 |

本節では、3つの重点取組それぞれについて、15の施策の内容から関連するものを取り出し再構成して、1つのパッケージとして示します。それぞれの取組の視点から、施策と施策の関連を示し、施策全体の連動性を高めて、より効果的な施策の推進を図ります。

重点取組1

いのちを大切にする教育の推進

子どもたちにかかわる痛ましい事件や事故、いじめや不登校、子どもたちが成長の過程で抱く不安や悩み、心身の健康に関する問題、自己肯定感・自己有用感が低い子どもたちの存在など、「いのち」にかかわる様々な問題が発生し続けています。

これまでも、学校や家庭、地域、関係機関等で、「いのち」に関する様々な取組や活動が行われてきましたが、何よりも大切な子どもたちの「いのち」を守り、これにかかわる資質や力を育てていくため、県教育委員会では、様々な主体と相互に連携・協働しながら、子どもたちが自他の「いのち」がかけがえのないものであることを学ぶ取組を総合的に推進します。

このため、様々な機会を捉えて行われている「いのちを大切にする教育」の意義について理解を深め、各種の取組を重点的に展開することを目的として、平成30年度から7月の第1週を「宮崎県いのちの教育週間」に設定することとしました。夏休み明けに、不安や悩みなどを持つ子どもたちの深刻な事案が全国的に増えることから、子どもたちが笑顔で登校できるよう、夏休みを前にしたこの時期に、学校・家庭・地域及び関係機関等が連携しながら取組の充実を図り、県下一斉で「いのち」について、改めて考える機会を設けるためのものです。

現在、学校では道徳の授業等を中心に「いのちを大切にする教育」が展開されていますが、人権教育や仲間同士で支え合うピア・サポート活動*1、SOSの出し方に関する教育、性に関する教育やがん教育、食を通して「いのち」を考える食育、動物とふれ合い「いのち」を実感する授業や取組、「いのち」を守る防災教育、いじめ防止の取組、不登校への対応や相談体制の充実など、「いのち」にかかわる様々な教育や取組を進めていきます。家庭教育や社会教育における取組、関係機関等が行う取組と連携・協働して、子どもたちの「いのち」の健やかな成長を目指し、「いのちを大切にする教育」の一層の推進を図ります。

*1 ピア（仲間）同士による相談等の支援活動。

「いのちを大切にする教育」の推進

めざす子どもたちの姿

- 生まれてきてよかったと思い、いのちにかかわるまわりの人・ものに感謝する子ども
- 自分のいのちを大切にして、いのちいっぱい生きる子ども
- いのちがつながっていることを実感する子ども

学校・家庭・地域・関係機関等が一体となり、いのちを大切にする教育を推進

自分や他の人のかけがえのない「いのち」を大切にする子どもの育成



県いのちの教育週間 (7月第1週)

県下一斉で、「いのち」について改めて考える機会として様々な取組を集中的に実施



学校

学び

- 《様々な取組》
- 人権教育の推進
- SOSの出し方に関する教育
- いじめ防止の取組 相談体制の充実
- 仲間同士で支え合う活動 (ピア・サポート活動)
- 道徳教育の推進
- 幼児期の教育の取組 道徳性の芽生え等
- 家庭教育での取組 家庭における絆づくり

支え合い

地域

- 《様々な取組》
- 命を守る防災教育
- 性に関する教育
- がん教育
- 食育に関する取組
- 動物とのふれ合い いのちを実感する授業
- 様々な体験活動
- 様々な文化芸術活動

子ども (児童生徒)

成長

- 〈育てほしい力や資質等〉
- 生命・人権の尊重
 - 豊かな感性・情操
 - 規範意識・道徳心
 - 思いやりの心
 - 社会性
 - 人間関係構築力
 - 自己有用感
 - 自己肯定感
 - 健康な心身

一体となった取組の促進

一体となった取組の促進

連携

連携

家庭

育む

- 《いのちを守る取組》
- 見守り活動
 - 学校安全体制の整備

相談・支援

関係機関 行政機関

- 《いのちを守る取組》
- 安全・安心な学校施設



子どもたちの現状 子どもたちを取り巻く現状

子育てや家庭教育の悩み	自己肯定感の低い子ども	子どもたちにかかわる事件	いじめ ネットいじめ	不登校 心の悩み
地域とのつながりの希薄化	人間関係を築く力が弱い	子どもが犠牲となる事故	規範意識やモラルの低下	健康問題 生活の乱れ

人口減少や地域を支える担い手不足、地域社会のつながりや支え合いの希薄化などの課題に対応するため、地域と学校の連携・協働の推進が必要となっています。第4章の施策2に示したように、この施策の推進においては「学校を核とした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」の2つの視点があります。

「学校を核とした地域づくり」については、地域住民や保護者、NPO、企業等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の推進が必要となっています。

「地域とともにある学校づくり」については、これまで取り組まれてきた開かれた学校づくりを基盤としつつ、設置が努力義務化されたコミュニティ・スクールの導入を、これまで以上に推進し、学校と地域がより深くつながり、多様な主体と連携・協働しながら教育活動の充実を図ることが必要となっています。

これまでも、様々な学校支援活動や地域と連携した各種の取組・活動が行われてきましたが、今後は、よりよい教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と地域・家庭等が共有し、各学校が社会に開かれた教育課程の実現に努めるなど、学校と地域が目的や目標、目指す姿を共有することにより、当事者意識を持って役割を分担し、組織的かつ継続的に取り組んでいけるよう、関係づくりや体制づくりを進めることが重要なポイントとなります。

その上で、それぞれの地域・学校の実情や課題を踏まえながら、これまでの取組や活動、地域の特色などを生かして、県内各地で個性豊かな活動が展開されるように努めていく必要があります。

なお、具体的な活動としては、次のようなものが挙げられます。

- 地域の大人が子どもたちに、働く喜びや苦勞、生き方等について語る「よのなか教室」
- 地域課題について地元自治体や産業界等と協働して、その解決を探究する学習
- 地域の多様な資源を活用し、地域の協力を得ながら行う「ふるさと学習」
- 地域ぐるみで子どもたちを見守る活動（登下校の見守りなど）
- 地域の大人の協力による学習支援や部活動支援などの活動
- 地域の大人による放課後や土曜等における教育活動
- 地域と学校が協働して行う社会奉仕や自然体験等の体験活動
- 地域ぐるみで子育てや家庭教育の支援を行う活動
- 地域と学校が合同で行う防災や危機管理に関する実践的な活動
（地域住民と学校が合同で行う避難訓練や地域の防災マップづくりなど）
- まちづくりや地域おこし等の地域の活性化につながる活動

このような多様な活動を充実させていくために、県教育委員会は、地域の様々な世代の人々などが互いにつながり、豊かなネットワークが構築されるよう取組を進め、地域と学校が連携・協働した多様な教育活動の充実を推進します。

地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実

目指す地域や学校の姿

未来の創り手となる
子どもたちの豊かで
多様な学びを実現

県民総ぐるみで
子どもたちを育む
体制づくりの実現

元気で活力のある地域
づくりの実現
(持続可能な地域社会)

地域の多様な主体のつながり、顔の見える関係・ネットワークの構築
学校、保護者、公民館、社会教育団体、企業、NPO、文化・スポーツ団体、公的機関など

<多様な活動の展開>

地域と連携・協働 したキャリア教育

地域の大人が子どもたちに語る「よのなか教室」

地域と連携・協働 したふるさと学習

地域の多様な資源・人材を活用した学習

地域課題の解決を 探究する学習

地元自治体や企業等と協働した実社会の学び

地域と連携・協働 した体験活動

地域と学校が共に行う社会奉仕・自然体験等

多様な学校支援ボランティアの実施

学習支援、学校図書館業務支援、環境整備等

<多様な活動の展開>

地域ぐるみで行う 見守り活動

子どもたちの登下校の見守りや声かけ

地域と学校の協働で 行う防災・減災活動

地域・学校が合同で行う実践的な避難訓練

土曜日や放課後等 の様々な活動

子どもたちの居場所づくりの推進等

地域ぐるみでの子育て・家庭教育支援

サポプロ・家庭の日普及支援ネットワーク拡大

まちづくり、地域おこし等の地域活性化

学校・自治体・企業・団体等が連携・協働した活動

<各学校の課題・特色に応じて活動推進>

地域とともにある学校づくり

<各地域の課題・特色に応じて活動推進>

学校を核とした地域づくり

多様な連携・協働
社会に開かれた教育課程の実現

学校

地域

- ①組織的・継続的な体制づくり
- ②当事者意識・役割分担
- ③目標・ビジョンを共有した協働活動

校長

学校運営の基本方針
学校運営と教育活動

地域連携担当 教員(仮称)

学校側の総合窓口
協議会の業務等の調整
地域連携の企画・調整

地域の人的・物的資源の活用
や社会教育との連携

地域学校協働活動推進員 (地域コーディネーター)

地域側の総合窓口、協働本部等に所属
学校支援等の活動の調整やボランティア確保

説明

意見・承認

学校運営協議会

- 地域コーディネーター・地域住民・保護者等で構成
- 学校の課題や目標を共有＝学校運営に関する協議
- 学校運営の基本方針を承認
- +
- 地域住民等との連携を促進

連携・協働

両輪として推進
地域人材がそれぞれ相互に構成員となるなど、一体的・効果的に推進

地域住民や保護者等が運営に参画

地域学校協働本部

地域学校協働活動推進員が核となり、地域住民、団体等による緩やかなネットワークを構築

地域学校協働活動の3要素

- コーディネート機能
- 多様な活動
- 組織的な活動

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度を導入する学校)

地域学校協働活動

平成30年2月、文部科学省から「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」が通知されました。平成31年1月には中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が示され、この答申において、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」「教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革」等も示されました。現在、国において、学校における働き方改革が急速に進められています。

このような状況の中、県教育委員会では平成30年10月に「教職員勤務実態調査」を実施し、本県の学校における働き方の現状と課題の分析を行って、重点課題を5つ（右側ページの最下段）にまとめました。

これらの課題の解決を図り、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できるよう環境を整え、「学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実」を目指すことを目的として、県教育委員会は平成31年3月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。また、このプランでは、5つの課題の解決に向け、基本方針と4つの柱（右側ページの中央）を定め、取組を進めることとしています。

このプランに基づいて行う取組は多岐にわたります。県下一斉の取組としては、リフレッシュデイや学校閉庁日等の設定、部活動の活動時間及び休養日の設定、家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組などを進めていきます。

県教育委員会の取組としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員*1、スクール・サポート・スタッフ*2、就職支援エリアコーディネーター*3、医療的ケア*4を行う看護師などの専門スタッフ等の配置を行うとともに、統合型校務支援システム*5等のICTの活用、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を推進する学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり、事務職員の学校経営への参画などを進めていきます。

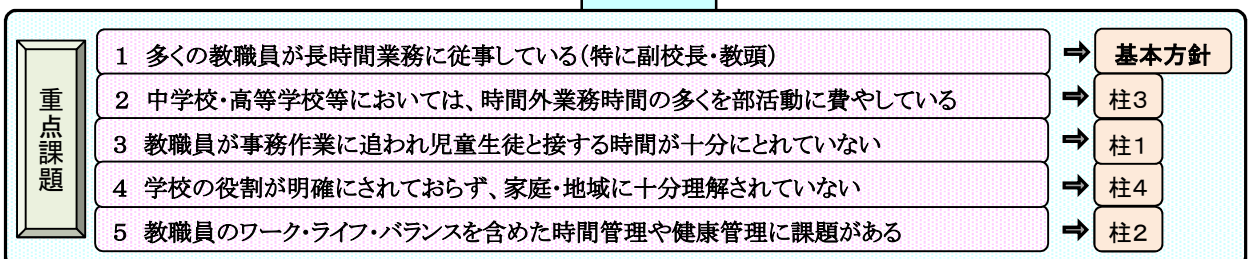
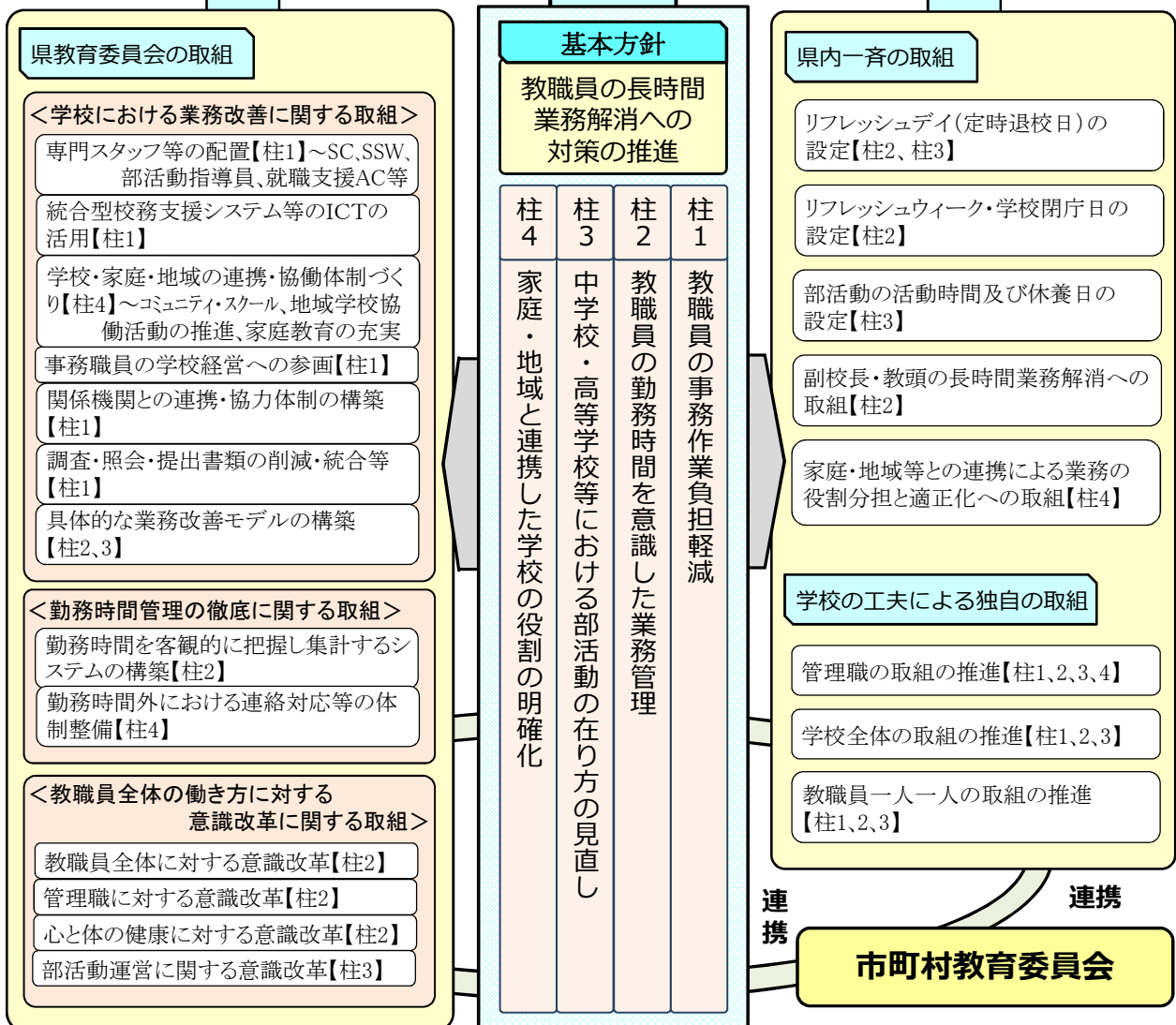
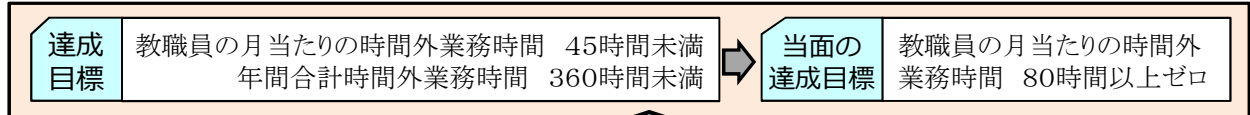
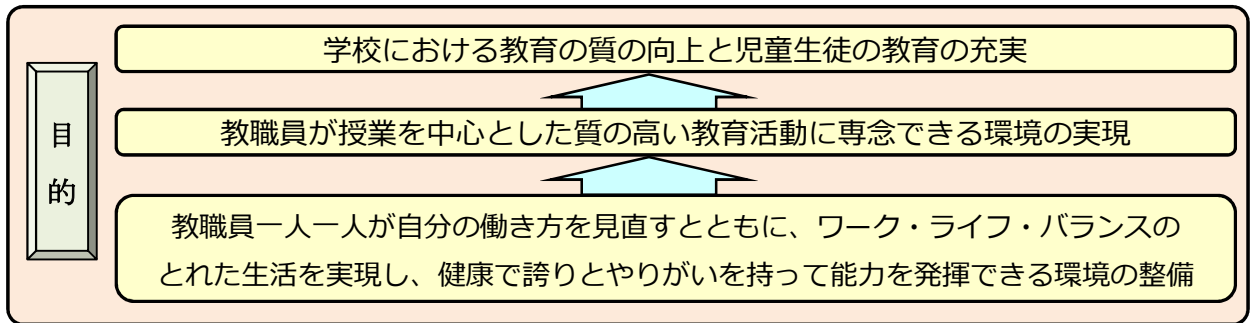
学校の工夫による独自の取組としては、管理職の取組のほか、学校全体の取組や教職員一人一人の取組を進めていきます。

これらの取組の効果を高め、プランの実現を図るためには、県教育委員会・市町村教育委員会及び学校が、家庭・地域・関係機関と連携・協働していくことが重要です。県民の理解と協力を得ながら、多数の関係者との連携・協働のもと、学校における働き方改革を推進していきます。

-
- *1 中学校、高等学校等におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程として行われるものを除く）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導や大会への引率などの職務を行う。
 - *2 教員に代わって、授業準備や採点業務の補助、学習プリントや各種資料の印刷・準備、集金、備品教材の管理などを行うことで、教員をサポートするスタッフ。
 - *3 県立高等学校に配置され、高等学校と行政、産業関係団体、企業等とのつながりを強化する業務を担っている。企業見学会やエリアネットワーク会議の実施、県内企業の情報収集・提供等を行う。
 - *4 学校や自宅等で保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引、導尿等の医療行為のこと。
 - *5 教務系（成績処理、出席管理等）、保健系（健康診断票、保健室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有するシステム。成績処理等だけでなく、情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を持つシステムのこと。

学校における働き方改革の推進

<「学校における働き方改革推進プラン」全体構想>



2

第5章

計画の推進

第1節 推進体制

- 1 実効性の確保と点検・評価
- 2 県民との協働
- 3 市町村等との連携

第2節 推進指標

第1節 推進体制

1 実効性の確保と点検・評価

本県を含め我が国の社会は、現在、様々な面で大きく変化しようとしています。これからの将来を予測することが困難な変化の激しい時代であるからこそ、「教育」への期待は大きく、「人づくり」の重要性が一層高まっています。

本計画に掲げる「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」の実現に向け、力強く各施策及び取組を推進していく必要があります。

このため、本県の財政事情を踏まえながら各施策の推進に必要な予算の確保に努めていきます。

また、本計画の実行にあたっては、P D C Aサイクル*1の考え方にに基づき、施策推進のための「推進指標」を定め、毎年、各施策の進捗状況等の「点検・評価」を行って、その結果を次年度以降の施策の実施に反映させ、本計画の実効性を高めていきます。

なお、計画期間中であっても、社会情勢や教育をめぐる状況等に大きな変化が生じた場合は、これに対応するため、必要に応じて計画を見直します。

2 県民との協働

本計画を推進していくためには、効果的かつ円滑に各施策が展開されるよう、学校・家庭・地域はもとより、企業やN P O・市民団体等の多様な主体（県民）が一体となり、連携・協働して「県民総ぐるみ」で取組を進めることが大切です。

県民一人一人が、それぞれの責任と役割を自覚し、本計画に掲げる「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」の実現に向けて、教育に関わっていくことが必要です。

3 市町村等との連携

市町村においては、それぞれの地域の実情や課題に応じて、地域の特色を生かしつつ、工夫された教育活動が行われています。そのような市町村の取組と本計画の施策が呼応しながら、つながり合って更に効果を高め、県全体でよりよい教育が推進されるよう努めていくことが重要です。

学校においては、教職員が一体となり「チーム学校」として取り組む意識・姿勢が大切です。そのためには、県立学校はもとより市町村立学校においても、本計画についての理解と認識を深め、それぞれ必要な取組を着実に進めていく必要があります。

また、家庭や地域の教育力の向上など、地域ぐるみの教育の推進等においても、県と市町村が、連携・協働して取組を進めることが重要です。

このため、県教育委員会は、今後とも、市町村教育委員会の取組を尊重しつつ、十分な意見交換等を行い、施策の推進を図っていきます。

*1 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

第2節 推進指標

本計画の実効性を高めるため、施策推進のための「推進指標」を設定します。この指標に基づき、毎年、各施策の取組の進捗状況等について「点検・評価」を行い、取組の工夫・改善を図りながら、計画の着実な推進に努めます。

目標値については、可能な限り高いものを求めて取り組むことが必要と考えていますが、現状値を踏まえ、実効性のある評価を行うために、令和4年度までに到達を目指すものとして設定しました。

なお、現状値は、それぞれの指標の特性や過去のデータの推移等を踏まえて、適切に設定することとし、可能な限り、直近となる平成30年度までのデータを反映させています。

施策	推進指標	現状値 [年次]	目標値	出典及び算出方法等
施策1	日頃から生涯学習に取り組んでいる県民の割合	53.8% [H27～ H30平均]	55.0% 以上	○宮崎県県民意識調査 ○「日ごろから自分の生活の充実や仕事の技能の向上、自己啓発等のための学習に取り組んでいますか」という問いに対して、「取り組んでいる」又は「少し取り組んでいる」と回答した割合（5段階評価）
	子どもが規則正しく生活できていると感じる保護者の割合	91.2% [H27～ H30平均]	95.0% 以上	○みやざきの教育に関する調査 ○「子どもの生活習慣づくりの取組を通して、お子さんとの会話が増えたり、お子さんが規則正しく生活できていると感じますか」という問いに対して、「そう感じる」又は「ある程度そう感じる」と回答した割合（4段階評価）
施策2	学校が地域の意見も取り入れながら、地域と一緒に子どもを育てるための取組を進めていると捉えている地域住民の割合	90.4% [H29～ H30平均]	91.0% 以上	○みやざきの教育に関する調査 ○「あなたの地域の学校では、地域の意見も取り入れながら、地域と一緒に子どもを育てるための取組を進めていますか」という問いに対して、「取り組んでいる」又は「ある程度取り組んでいる」と回答した割合（5段階評価）
施策3	県内公共図書館の年間貸出総数	3,918,881冊 [H29]	4,012,000冊	○県立図書館調べ ○県立図書館及び公立図書館の個人貸出、県立図書館から公立図書館や学校等への貸出、公立図書館等の団体貸出等の貸出総数
	読書が好きな小中学生の割合	77.5% [H27～ H30平均]	80.0% 以上	○県学校図書館及び読書に関する調査 ○「読書が好きですか」という問いに対して、「好き」又は「どちらかといえば好き」と回答した小学校及び中学校の全学年の児童生徒の割合（4段階評価）

施策	推進指標	現状値 [年次]	目標値	出典及び算出方法等
施策4	幼稚園・保育所・認定こども園の職員と小学校の教諭等が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換や合同の研修会等を行っている幼児教育・保育関係施設の割合	54.0% [H30]	70.0%	○県こども政策課調べ ○「幼稚園・保育所・認定こども園の職員と小学校の教諭等が『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を共有して意見交換や合同の研修会等を行っていますか」という問いに対して、「年3回以上行っている」又は「年2回行っている」又は「年1回行っている」と回答した幼児教育・保育関係施設の割合（4段階評価）
施策5	全国学力・学習状況調査における本県の平均正答数 (教科合計) 全国の平均正答数 (教科合計) ×100	98.9 [H27～ H30平均]	100.0	○全国学力・学習状況調査 ○小学6年生及び中学3年生を対象に実施する学力調査（全教科）における本県の平均正答数（教科合計）／全国の平均正答数（教科合計）に100を掛けた数値
施策6	「自分には良いところがある」と思う児童生徒の割合	小78.7% 中74.4% 高72.4% [H27～ H30平均]	小80.0% 中75.0% 高75.0%	○みやぎきの教育に関する調査 ○「自分にはよいところがあると思う」という問いに対して、「とてもあてはまる」又は「ある程度あてはまる」と回答した小学5年生、中学2年生、高校2年生の割合（4段階評価）
	「人権が尊重されている学校になっている」と思う児童生徒の割合	小85.8% 中80.1% 高79.9% [H27～ H30平均]	小90.0% 中85.0% 高85.0%	○みやぎきの教育に関する調査 ○「人権が尊重されている学校になっていると思う」という問いに対して、「とてもあてはまる」又は「ある程度あてはまる」と回答した小学5年生、中学2年生、高校2年生の割合（4段階評価）
施策7	特別支援学校高等部卒業生の就職率	24.9% [H27～ H30平均]	30.0%	○特別支援学校中学部・高等部卒業生の進路状況調査 ○特別支援学校高等部卒業生に占める就職した卒業生の割合
施策8	ふるさが好きだと思う児童生徒の割合	小93.4% 中87.3% 高86.5% [H27～ H30平均]	小95.0% 中90.0% 高90.0%	○みやぎきの教育に関する調査 ○「宮崎県や自分の住んでいる市町村など、ふるさが好きである」という問いに対して、「とてもあてはまる」又は「ある程度あてはまる」と回答した小学5年生、中学2年生、高校2年生の割合（4段階評価）
施策9	将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている中学3年生の割合	88.2% [H27～ H30平均]	90.0%	○みやぎきの教育に関する調査 ○「将来の夢や目標を持って、職業や生き方を考えていますか」という問いに対して、「考えている」又は「ある程度考えている」と回答した中学3年生の割合（4段階評価）

施策	推進指標	現状値 [年次]	目標値	出典及び算出方法等
施策 10	児童生徒がICT機器を授業や学習活動などで活用する場面を週に一度以上設定している教職員の割合	小54.2% 中31.8% 高32.3% [H30]	小60.0% 中40.0% 高40.0%	○みやぎきの教育に関する調査 ○「児童生徒がICT機器を授業や学習活動で活用する場面を設定していますか」という問いに対して、「ほぼ毎日設定している」又は「週に一度ほど設定している」と回答した割合（4段階評価）
	国際理解教育（国際教育）充実のための教育活動を推進している学校の割合	小95.7% 中68.8% 高70.0% [H27～ H30平均]	小96.0% 中75.0% 高75.0%	○みやぎきの教育に関する調査 ○「国際理解教育（国際教育）の充実に向けた教育活動に取り組んでいますか」という問いに対して、「積極的に取り組んでいる」又は「ある程度取り組んでいる」と回答した割合（4段階評価）
施策 11	授業が分かりやすいと答えた児童生徒の割合	85.3% [H27～ H30平均]	87.0%	○みやぎきの教育に関する調査 ○小学校の4教科（国語、算数、社会、理科）と中学校の5教科（国語、数学、社会、理科、英語）のそれぞれについて、「授業は分かりやすいか」という問いに対して、「よく分かる」又は「まあまあ分かる」と回答した小学5年生又は中学2年生の割合の全9教科の平均（4段階評価）
	時間管理と健康管理を意識した仕事を行うことができている教職員の割合	65.3% [H30]	75.0%	○県教職員課調べ ○「時間管理や健康管理を意識して仕事を行うことができている」という問いに対して、「そうである」又は「まあそうである」と回答した割合（4段階評価）
施策 12	子どもの安全確保のために、家庭や地域ボランティア等と行動連携を図っている学校の割合	83.9% [H27～ H30平均]	85.0%	○みやぎきの教育に関する調査 ○「児童生徒や学校の安全のために、家庭や地域ボランティア、関係機関等との間で、協力要請や情報交換を行う連携会議を毎年開催し、共通認識と行動連携を図っていますか」という問いに対して、「図っている」と回答した割合（2段階評価）
	避難訓練や防災研修を地域や専門家と連携して実施している学校の割合	91.5% [H27～ H30平均]	95.0%	○みやぎきの教育に関する調査 ○「避難訓練や防災研修を地域や専門家と連携して実施していますか」という問いに対して、「実施している」と回答した割合（2段階評価）
施策 13	一貫性のある教育推進のため異校種間の連携に取り組んでいる学校の割合	小99.3% 中98.8% 高72.8% [H27～ H30平均]	小100.0% 中100.0% 高80.0%	○みやぎきの教育に関する調査 ○「校種の異なる学校間連携の取組を実施していますか」という問いに対して、「実施している」と回答した割合（2段階評価）

施策	推進指標	現状値 [年次]	目標値	出典及び算出方法等
施策 14	日頃から文化に親しむ 県民の割合	50.9% [H30]	77.0%	○宮崎県県民意識調査 ○「日頃から文化に親しんでいますか」という問いに対して、「親しんでいる」又は「少し親しんでいる」と回答した割合（4段階評価）
	県立美術館、県総合博物館及び民家園、県立西都原考古博物館の年間入館者・入場者数及び講座等の受講者数	455,515人 [H26～ H29平均]	470,000人	○県立美術館調べ 県総合博物館調べ 県立西都原考古博物館調べ ○県立美術館、県総合博物館及び民家園、 県立西都原考古博物館の年間入館者・入 場者数及び講座等の受講者数の合計
	県立美術館の年間入 館者数及び講座等の 受講者数	175,167人 [H26～ H29平均]	180,000人	
	県総合博物館の年間 入館者数、民家園入 場者数及び講座等の 受講者数	160,607人 [H26～ H29平均]	170,000人	
県立西都原考古博物 館の年間入館者数及 び講座等の受講者数	119,741人 [H26～ H29平均]	120,000人		
施策 15	全国体力・運動能力、 運動習慣等調査におい て、平均値が全国平均 以上の調査項目の割合	73.6% [H27～ H30平均]	80.0%	○全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ○小学5年生及び中学2年生を対象に実施する全国的な体力・運動能力調査における全国平均以上の調査項目数／全調査項目数
	運動・スポーツを週1 回以上行っている県民 の割合	42.9% [H30]	50.0%	○宮崎県県民意識調査 ○「健康や楽しみ等のために、運動・スポー ツを行っていますか」という問いに対して、 「週に3日以上」又は「週に1～2日程度」 行っていると回答した割合（6段階評価）
	国民体育大会（国民ス ポーツ大会）の総合成 績（都道府県）の順位	39位 [H30]	20位台	○県スポーツ振興課調べ ○国民体育大会（国民スポーツ大会）の総合 成績（都道府県）の順位

資料

1 策定の経緯

期 日	事 項	内 容 等
平成30年 3月～	次期計画策定に着手	
8月 7日	教職員との意見交換 ※小・中・高等学校、特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・本県教育の課題について ・課題への対策として必要な取組について
9月15日 23日	高校生との意見交換 ※県高校総合文化祭生徒会交流	
10月 5日	市町村教育委員との意見交換①	
10月 9日	市町村教育委員との意見交換②	
10月11日	第1回宮崎県教育振興基本計画 策定懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・本県教育の課題について ・次期計画の方向性について
10月17日	市町村教育委員との意見交換③	<ul style="list-style-type: none"> ・本県教育の課題について ・課題への対策として必要な取組について
10月22日	市町村教育委員との意見交換④	
11月 6日	社会教育関係者との意見交換	
11月 9日	P T A関係者との意見交換①	
11月13日	スポーツ関係者との意見交換	
11月16日	P T A関係者との意見交換②	
12月20日	第2回宮崎県教育振興基本計画 策定懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の方向性について ・次期計画の施策推進に必要な取組等について
12月～1月	市町村教育委員会への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の方向性について ・次期計画の施策推進に必要な取組等について
12月～1月	みやざきの教育に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小・中学校及び県立学校の児童生徒、保護者、教諭等を対象とした意識調査の実施
平成31年 2月12日	第3回宮崎県教育振興基本計画 策定懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画について
3月～	計画（素案）に係るパブリック コメント の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（素案）の公表 ・県民の意見募集・集約・反映
令和元年 6月	6月定例県議会に議案提案	<ul style="list-style-type: none"> ・6月19日 審議 ・6月26日 議決

2 宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員名簿

(役職名等は、平成31年3月末現在、五十音順、敬称略)

氏名	役職名等	備考
相戸 晴子	宮崎国際大学教育学部准教授	
伊豆元 精一	(学校法人吾田学園) 認定こども園あがた幼稚園長	
稲本 真里佳	公募者	
川越 良一	県立宮崎北高等学校長	
高妻 智子	宮崎市立古城小学校長	
後城 良謙	宮崎県PTA連合会副会長	
坂本 奈美	県立みやざき中央支援学校長	
島中 星輝	一般社団法人ブラック代表理事	
西田 幸一郎	宮崎市教育委員会教育長	副座長
畠山 利枝	村上三絃道会長	
濱崎 敦	(学校法人日向学院) 日向学院中学校・高等学校長	
松永 須美子	南九州短期大学国際教養学科准教授	
六車 順子	宮崎県高等学校PTA連合会監事	
柳本 明子	株式会社ウェブサイト代表取締役社長	
吉村 功太郎	宮崎大学大学院教育学研究科教授	座長

3 用語の説明

(注) 用語の後の(☞)は、当該用語の掲載ページ(脚注の部分は含まない)を示しています。また、下線を引いたページに用語の脚注又は、参考説明・図表等を掲載しています。

数字・アルファベット

1130 県民運動 (☞P89)

読み方は「いちいちさんまる」県民運動。県民の運動実施率の向上を図るため「1週間に1回以上、30分以上は運動・スポーツをしましょう」を合い言葉として推進している県民運動。

AI (☞P13, 67)

Artificial Intelligence の略。人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。「人工知能」とも呼ぶ。

ALT (☞P68)

Assistant Language Teacher の略。小学校の外国語活動や、中学校及び高等学校等の外国語の授業で教員を補助する外国人等。

ICT (☞P13, 22, 67, 69, 98, 99, 105)

Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

IoT (☞P13, 67)

Internet of Things の略。あらゆるモノがインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、または、それを可能とする要素技術の総称。自動車や家電など身の回りのものがネットにつながるという考え方。

NPO (☞P29, 38, 39, 42, 55, 85, 96, 102)

Non-Profit Organization の略。様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のこと。「特定非営利活動促進法」によって認証を受けたNPOを「NPO法人」という。

Off-JT (☞P72)

Off the Job Training の略。学校外における研修。県教育研修センター等で行う研修。

OJT (☞P72)

On the Job Training の略。学校内での日常の職務を通して、教職員として必要な知識や技能、態度等を組織的・計画的・継続的に高めていく取組。

PDCAサイクル (☞P102)

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

SALKO (☞P89, 90)

県が公式に運用しているスマートフォンを使ったウォーキングアプリ。県民総参加型のスポーツとして、県民にウォーキングを広く普及し、日常生活の一部に定着させることを目的として、本県が独自に開発した。

SDGs (☞P15, 16)

平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」。経済・社会・環境等をめぐる広範囲な課題を不可分なものとし、総合的に解決することを目指して設定された2016年から2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されている。最終的な目標として、地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界の実現を目指すこととしている。

SNS (☞P13)

Social Network Service の略。人と人のつながりを支援するインターネット上のサービス。

あ 行

アウトリーチ (☞P84)

「手を伸ばす」という原語から転じて、文化面では、日ごろ、文化に触れる機会の少ない人々や関心が薄い人々に働きかけ、文化活動を提供していくこと。

アシスト企業 (☞P39, 65)

企業がもつ専門性や人材などの豊富な教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供する本県の登録企業。

イノベーション (☞P13, 16)

新しい方法、仕組み、習慣などを導入して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらすこと。「新機軸」「革新」と訳される。近年は「技術革新」とほとんど同じ意味に用いられる。

医療的ケア (☞P98)

学校や自宅等で保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引、導尿等の医療行為のこと。

インクルーシブ教育システム (☞P57)

障害者の権利に関する条約において示された教育のモデル。人間の多様性の尊重を強化することや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、社会に効果的に参加できるようになることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。

インターンシップ (☞P66)

高校生や大学生などが地域の企業等において、学習内容や将来の進路希望に応じた就業体験を行うこと。

か 行

学制の弾力的な設定 (☞P78)

小学校の6年間と中学校の3年間の9年間の教育課程において、「4—3—2」や「5—4」といった柔軟な学年段階の区切りを設定しやすくすること。

学校における働き方改革推進プラン (☞P70, 98, 99)

教職員が健康で誇りとやりがいをもって能力を発揮できる環境、授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を整備するための基本的な考え方や取組等を県教育委員会がまとめたプラン。平成31年3月に策定。

学校評議員制度（☞P43）

学校が家庭や地域と連携・協力して教育を行い、開かれた学校づくりを推進するための制度。保護者や地域住民等の意見を校長が幅広く聞くために、設置者（教育委員会）の判断により、学校ごとに評議員を置くことができる仕組み。

活用する力（☞P18）

身に付けた知識・技能をもとに、自ら考え、判断し、表現しながら課題を解決する力。

家庭教育（☞P8, 20, 25, 30, 31, 36, 38, 39, 40, 94, 95, 96, 97, 99）

家庭において行われる教育であり、教育基本法第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

義務教育学校（☞P78, 80）

一人の校長の下、原則として小・中学校の教員免許を併有した教員が、小学校から中学校までの9年間の一貫した教育を行う新たな学校種。

キャリア教育（☞P4, 9, 19, 31, 32, 34, 35, 36, 57, 59, 63, 64, 65, 97）

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

キャリア教育支援センター（☞P64, 65）

地域（県及び市町村）におけるキャリア教育推進の中核となる組織。学校等に対して、研修の支援や「よのなか教室（職業人講話等）」実施の支援、情報提供等を行い、学校と地域・企業等が連携したキャリア教育を推進するため、各種のコーディネート機能を担う。県キャリア教育支援センターでは、各市町村におけるキャリア教育支援センター立ち上げの支援も行っている。

キャリアデザイン（☞P72）

自らの人生における将来の目標やゴールを定め、それを実現するための計画を立てること。

教員育成指標（☞P72）

教員がキャリアステージに応じて標準的に修得することが求められる能力を明確化したもの。任命権者（教育委員会）は、教員研修に協力する大学等で構成する協議会を組織して協議等を行い、教育委員会と大学等が目標を共有し連携を図りながら、地域の実情に応じて指標を定めることとされている。

教職員の資質向上実行プラン（☞P70）

自らの教職員としての資質を向上させようとする姿勢を支援するための基本的な考え方や取組等を、県教育委員会がまとめたプラン。平成25年3月に策定の後、平成29年4月に改訂。優れた人材の確保、専門性や社会性向上、学校の組織力向上、能力を発揮できる環境整備のための取組等を内容とする。

共同学校事務室（☞P73）

複数の小・中学校が共同で事務・業務を行い、学校全体を取り巻く様々な事務の効率化・標準化を推進するとともに、教育活動への支援を行うことで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな学習指導等の充実を図ることを目的として設置される組織。

グローバル化（☞P4, 7, 9, 11, 12, 28, 29, 31, 32, 37, 38, 63, 65, 67, 68）

政治、経済、文化、スポーツ、環境・エネルギー等、様々な分野での活動や課題解決の取組が地球的規模で行われるようになること。

高大接続改革（☞P15, 78）

高校教育と大学教育、それをつなぐ大学入試を一体的に変えていこうとする動き。大学入試改革では、大学入学共通テストの導入や多面的・総合的に評価する選抜への改善等を行うこととしている。

高等教育機関（☞P38, 52, 64, 68, 78, 83）

学校教育法第1条に定められる学校のうち、後期中等教育（高等学校）に続く上位の学校を意味する。具体的には、大学・短期大学・高等専門学校を指す。

高等教育コンソーシアム宮崎（☞P83）

県内の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内高等教育全体の質的向上と地域の教育・学術研究の充実・発展を図り、魅力ある高等教育づくり及び活力ある地域づくりに貢献することを目的として設立された組織。

国際教育（☞P67, 68, 105）

国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育。異文化理解・交流等を進める従来の国際理解教育に加えて、海外子女教育、外国人児童生徒教育などを含む、より広い概念として使われ、主体性や発信力を重視する内容となっている。

国民スポーツ大会（☞P4, 26, 33, 88, 91, 93, 106）

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的に行われ、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典。令和4年（2022年）までは、「国民体育大会」と称するが、令和5年（2023年）第78回大会以降は「国民スポーツ大会」に改称される。

国民文化祭（☞P4, 87）

全国各地で国民一般の行っている各種の文化活動を全国的規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより、国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとした祭典。令和2年（2020年）は本県で開催される。

個別の教育支援計画（☞P58）

学校が、家庭、地域及び医療や福祉、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で障がいのある子どもへの教育的支援を行うために作成し活用する計画。具体的には、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連づけたりするなど関係機関の役割を明確にしたりするもの。

個別の指導計画（☞P58）

学校が、障がいのある子どもの実態を的確に把握し、各教科等の指導を行うために作成し活用する計画。障がいのある子ども一人一人について、指導の目標、内容、方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するもの。

コミュニティ・スクール（☞P24, 41, 42, 43, 96, 97, 98）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき「学校運営協議会」を設置している学校のこと。各教育委員会が学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とする「学校運営協議会」を設置するもので、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。

さ 行

私学教育専門員（☞P83）

私立学校の教育問題に関する助言及び指導を行う専門員。

自助・共助・公助（☞P15）

地域において、より安全・安心な暮らしをするためのキーワード。自分の安全は自分で守る「自助」、自分一人で対応できない状況の時に、地域住民同士で助け合う「共助」。自助や共助では対応できない時に、公的機関が支援する「公助」の意味。

社会教育（☞P5, 8, 20, 30, 36, 39, 42, 94, 97）

社会において行われる教育であり、社会教育法では「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義される。

社会教育関係団体（☞P38, 39, 62）

社会教育法では「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの。」と定義される。具体的には、子ども会、青年団、婦人会、PTA、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、民間の青少年教育団体、各種のグループ・サークル等。

社会教育施設（☞P24, 38, 39, 40）

人々の学習活動の拠点となる施設であり、公民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター等がある。

就職支援エリアコーディネーター（☞P98）

県立高等学校に配置され、高等学校と行政、産業関係団体、企業等とのつながりを強化する業務を担っている。企業見学会やエリアネットワーク会議の実施、県内企業の情報収集・提供等を行う。

主幹教諭、指導教諭（☞P73）

学校の組織力を向上させるため、一定規模以上の学校や学校経営上必要があると認められた学校に設置した職。主幹教諭は、教頭と主任級の教職員の間に置かれる職で、児童生徒の授業を受け持ちながら、校務についての指導や指示、意見の取りまとめ等を行う。指導教諭は、専門的な知識や経験を有する指導力の高い教員から任用され、所属校や地域の教員に対して実践を通じた指導・助言を行う。

生涯学習社会（☞P24, 29, 38）

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会。

人財（☞目次, P7, 8, 9, 30, 31, 32, 34, 35, 37, 67, 68, 83）

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」では、人材は県づくりの原動力であり、未来を築いていくための貴重な財産であるとの考え方から、「人材」を「人財」と表記している。このため、県総合計画からの引用や表記の整合を図るべき場合には「人財」と表記している。なお、本計画では、「人財」の表記がなじまないケースもあることから、上記の場合を除き「人材」と表記している。

人生100年時代（☞P4, 11, 14, 24, 29, 30, 38, 39）

長寿命化によって人生が100年という長い期間になるという考え方。

スーパーサイエンスハイスクール（☞P68）

科学技術系人材の育成のため、独自のカリキュラムによる授業や、大学・研究機関などとの連携、地域の特色を生かした課題研究などを推進する学校として文部科学省が指定した高等学校等。

スーパーティーチャー（☞P72）

他の教員のモデルとなるような優れた教育実践力をもつ教員をスーパーティーチャーとして委嘱し、授業公開等を通して、優れた教育実践や高い指導技術等を県内全域に普及させることを目的とした本県独自の制度。

スクール・サポート・スタッフ（☞P98）

教員に代わって、授業準備や採点業務の補助、学習プリントや各種資料の印刷・準備、集金、備品教材の管理などを行うことで、教員をサポートするスタッフ。

スクールソーシャルワーカー（☞P77, 98）

児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。

スポーツメディカル（☞P93）

スポーツ外傷・傷害の早期発見や予防を行うこと。

スポーツランドみやぎ（☞P93）

スポーツキャンプの誘致や各種スポーツ大会の開催など、温暖な気候や充実したスポーツ施設等の本県ならではのポテンシャルを生かした本県の観光・交流の柱となる誘客や地域振興の取組。

性自認（☞P54）

自身の性別に関する自己意識のこと。ジェンダーアイデンティティーともいう。

性的指向（☞P54）

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念。具体的には、対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛など。

世界ブランド（☞P86）

世界農業遺産、ユネスコ無形文化遺産、ユネスコエコパーク、世界ジオパーク等、世界的な認証機関による認定を受けたもの。

世界文化遺産（☞P86）

1972年のユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づいて登録されるもので、世界遺産の3種類（文化遺産、自然遺産、複合遺産）のうちの文化遺産のこと。顕著な普遍的価値を有する記念物、建築物、遺跡、文化的景観などが対象で、我が国の世界文化遺産としては、「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」「原爆ドーム」「富岡製糸場と絹産業遺産群」などが登録されている。

全国学力・学習状況調査（☞P17, 18, 20, 51, 54, 104）

文部科学省が実施する調査で、全国の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることなどを目的に、平成19年度から小学校6年生と中学校3年生を対象に実施している。

全国障害者芸術・文化祭（☞P4, 87）

障がい者の芸術及び文化活動への参加を通して、障がい者本人の生きがいや自信を創出し、障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、障がいに対する国民及び県民の理解を深めることを狙いとした祭典。令和2年（2020年）は本県で開催される。

全国障害者スポーツ大会（☞P4, 88, 89, 92, 93）

障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民や県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を図ることを目的とした障がい者スポーツの全国的な祭典。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査（☞P21, 88, 106）

文部科学省が、全国の子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析し、関係する施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることを目的として、平成20年度から、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している調査。その中の実技調査として、握力や上体起こし等の体力テスト（小学校8種目、中学校9種目）を実施している。

専修学校高等課程（☞P82）

実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う専修学校には、専門課程、高等課程、一般課程の3つの課程があり、高等課程は中学校卒業者を入学資格としている。高等課程を設置する専修学校を高等専修学校と呼び、高等学校と同じ中等教育機関に位置付けられている。

総合型地域スポーツクラブ（☞P88, 89, 90）

幅広い世代の人々が、各自の興味・関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツ等に触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。

た 行

地（知）の拠点（☞P83）

文部科学省が平成27年度から実施している「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」における「地（知）の拠点大学」のこと。同事業では、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的として、大学が地方公共団体や企業等と協働して、魅力ある就職先の創出や地域が求める人材を養成するための教育カリキュラム改革を行う取組を支援している。

地域学校協働活動（☞P42, 62, 96, 97, 98, 99）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとなり連携・協働して行う様々な活動。

知識基盤社会（☞P29, 51）

新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として、飛躍的に重要性を増す社会。

中等教育学校（☞P80, 81）

一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行う学校。6年間の教育課程のうち、前期課程は中学校、後期課程は高等学校の基準を準用するが、中高一貫教育校として特色ある教育課程の編成が可能。

超スマート社会（Society5.0）（☞P4, 13, 29, 30, 31）

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会を指し、第5期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。そこで実現される社会は、I o T（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されて新たな価値が生み出され、人工知能（AI）やロボットなどの技術により、少子高齢化や地方の過疎、貧富の格差など、様々な課題や困難が克服されるとされている。

通級指導教室（☞P22）

通級による指導を行う特別な場のこと。

通級による指導（☞P22, 58）

通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、各教科等のほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を、「通級指導教室」などと呼ばれる学びの場で受ける指導形態のこと。障がいの状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供するもので、特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができるが、単なる各教科の遅れを補充するための指導ではない。

デュアルシステム（☞P66）

高校生の実践力の向上や勤労観・職業観の育成を目的として、学校での座学と企業での実習を組み合わせる教育システム。

統合型校務支援システム (☞P98, 99)

教務系(成績処理、出席管理等)、保健系(健康診断票、保健室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系などを統合した機能を有するシステム。成績処理等だけでなく、情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を持つシステムのこと。

同和問題 (☞P54)

被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるということを理由に、社会生活において様々な差別を受けることがあるという重大な社会問題。

トップアスリート (☞P91, 93)

オリンピック選手等、スポーツ選手の中でも特に一流選手として認められる者。

な 行

南海トラフ地震 (☞P15, 74)

「南海トラフ」と呼ばれる静岡県沖の駿河湾から日向灘まで延びる海溝地形の区域において発生する地震。科学的に想定される最大クラスとしては、マグニチュード9クラスの巨大地震も想定されている。

認定こども園 (☞P15, 17, 48, 49, 50, 89, 104)

保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子どもを対象に教育及び保育を一体的に提供し、さらに地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。

は 行

ピア・サポート活動 (☞P94)

ピア(仲間)同士による相談等の支援活動。

東日本大震災 (☞P15)

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする巨大な海溝型地震「東北地方太平洋沖地震」により、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命を奪った未曾有の大災害。

部活動指導員 (☞P98, 99)

中学校、高等学校等におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(教育課程として行われるものを除く)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導や大会への引率などの職務を行う。

副校長 (☞P23, 99) ※いずれも図表中の掲載のため、脚注の掲載なし。

学校の組織力を向上させるため、一定規模以上の学校や学校経営上必要があると認められた学校に設置した職。校長と教頭の間に置かれる職で、校長を助け校長の命を受けた範囲で、校務の一部をつかさどる。

ふれあいコール (☞P77)

県教育委員会が、教育研修センター内に開設している教育相談の窓口。いじめや不登校、学業、進路など学校教育の悩み、子育てなど家庭教育の悩み、心や身体の悩みなどの相談に応じている。電話相談の他、来訪相談、臨床心理士相談も受け付けている。

プログラミング教育 (☞P69)

コンピュータに意図した処理を行うよう指示できるという体験をさせながら、発達の段階に即して、必要となる知識・技能、プログラミング的思考などの資質・能力を育成するもの。新しい学習指導要領では、小・中・高等学校を通じて充実することとされ、令和2年度から小学校においても導入される。

併設型中高一貫教育校（☞P80, 81）

同一の設置者による中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。併設型中学校の生徒は、入学選抜を行わずに、当該の併設型高等学校に入学できる。

ヘイトスピーチ（☞P54）

明確な定義はないが、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由として一方的に社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする内容の言動が、最近、デモやインターネット上などで見られており、それらの言動がヘイトスピーチに当たると言われている。

保育教諭（☞P48, 58）

幼保連携型認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ職員のこと。

ま 行

マネジメント力（☞P70, 71, 73）

経営、組織、事柄などを管理したり、うまく運営したりする力（能力）。学校教育においては、適切な目標設定や評価等を通して教職員のやる気を引き出したり、業務管理等による業務の効率化を進めたりして、学校の組織力をより発揮させる能力などの意味で使われる。

みやざき家庭教育サポートプログラム（☞P40）

親や将来親になる中学生・高校生の学びの充実に向けて、参加体験型で参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもたちとのかかわり方等について学ぶことのできる学習プログラム。

宮崎県いじめ防止基本方針（☞P74）

いじめ防止対策推進法（平成25年）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成26年2月に策定した本県の基本方針。その後、国の方針の改定を受けて、平成29年7月に本県の基本方針も改定した。

宮崎県競技力向上基本計画（☞P88）

本県開催の第81回国民スポーツ大会に向け、開催県として天皇杯獲得を目指すため、必要となる競技力向上の具体的な対策を示す指針として、平成30年7月に策定。施策の4本柱を「推進体制の整備・充実」、「選手の発掘・育成・強化」、「指導体制の充実・強化」、「環境条件の整備」とし、育成期、充実期、躍進期、継続期の4つの期間に分けて対策を示している。

宮崎県立高等学校教育整備計画（☞P80）

本県高等学校教育の目指す姿を示すものとして、平成24年3月に策定した計画期間10年間の計画。基本計画と実施計画からなり、実施計画は前期（平成25～27年度）、中期（平成28～30年度）、後期（平成31～令和4年度）に分けて策定している。

みやざきデジタルミュージアム（☞P62, 86）

博物館等の所蔵資料など、ふるさと文化に関わる本県独自の素材をデジタル画像化・データベース化し、インターネットを通して情報提供している。

みやざき文化財情報（☞P62, 86）

県内の国指定及び登録文化財、県指定文化財の情報や所在地図等をインターネットを通して情報提供している。

みやざき弁当の日（☞P92）

児童生徒の食への関心・意欲、食に対する感謝の気持ちや実践力を高めるために、児童生徒自らが弁当をつくる取組。

みやざき学び応援ネット (☞P38, 39)

県生涯学習課のホームページ。生涯学習に関するイベントや講座、講師等の情報を提供している。

や 行

ユネスコ無形文化遺産 (☞P86)

2003年のユネスコ総会で採択された無形文化遺産保護条約に基づき、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術などを対象に登録される。我が国の無形文化遺産としては、「能楽」「歌舞伎」「和食」「和紙」「来訪神」などが登録されている。

ら 行

ライフスタイル (☞P17, 41, 48)

生活の仕方。生活様式。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

ライフステージ (☞P24, 29, 30, 31, 38, 46, 89)

人生における段階を意味する。(例) ①乳幼児期 ②青少年期 ③成人期 ④高齢期

連携型中高一貫教育校 (☞P80, 81)

設置者が異なる中学校と高等学校を接続して、中高一貫教育を行う学校。市町村立中学校と県立高等学校等との間でも実施可能な形態で、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで一貫教育を実施する。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス (☞P73, 99)

やりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

ワークショップ (☞P55)

学習者が自らの知識や体験をもって、主体的にグループでの話し合いや体を動かして学習する活動。

宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）

発行 宮崎県教育庁教育政策課

〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号

電話 0985-26-7234

FAX 0985-26-7306

E-mail kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp